

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成28年6月30日 |
| 【事業年度】 | 第150期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日） |
| 【会社名】 | TOTO株式会社 |
| 【英訳名】 | TOTO LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 社長執行役員 喜多村 円 |
| 【本店の所在の場所】 | 福岡県北九州市小倉北区中島二丁目1番1号 |
| 【電話番号】 | 北九州 093(951)2105 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員 財務・経理本部長 田口 智之 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区海岸一丁目2番20号（汐留ビルディング） TOTO株式会社 東京総務部 |
| 【電話番号】 | 東京 03(6836)2003 |
| 【事務連絡者氏名】 | 東京総務部長 木下 康輔 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号） |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 | 第146期 | 第147期 | 第148期 | 第149期 | 第150期 |
|------------------------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 決算年月 | 平成24年3月 | 平成25年3月 | 平成26年3月 | 平成27年3月 | 平成28年3月 |
| 売上高 (百万円) | 452,686 | 476,275 | 553,448 | 544,509 | 567,889 |
| 経常利益 (百万円) | 19,536 | 26,078 | 50,411 | 39,662 | 46,764 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 9,270 | 16,956 | 44,122 | 24,813 | 35,723 |
| 包括利益 (百万円) | 8,295 | 31,438 | 66,139 | 53,215 | 14,598 |
| 純資産額 (百万円) | 185,580 | 213,410 | 256,596 | 280,582 | 285,522 |
| 総資産額 (百万円) | 377,072 | 408,454 | 476,387 | 516,995 | 536,265 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 525.60 | 602.22 | 737.74 | 1,605.73 | 1,631.91 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 27.10 | 49.45 | 130.19 | 147.60 | 212.03 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円) | 27.05 | 49.32 | 129.79 | 147.16 | 211.44 |
| 自己資本比率 (%) | 47.7 | 50.6 | 52.0 | 52.3 | 51.5 |
| 自己資本利益率 (%) | 5.2 | 8.8 | 19.4 | 10.0 | 13.1 |
| 株価収益率 (倍) | 23.0 | 16.9 | 11.0 | 24.2 | 16.6 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円) | 19,678 | 44,498 | 48,015 | 34,713 | 58,695 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円) | 22,446 | 22,971 | 4,033 | 30,040 | 29,952 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円) | 12,164 | 2,178 | 23,328 | 11,393 | 15,053 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (百万円) | 33,223 | 55,720 | 83,874 | 83,183 | 94,089 |
| 従業員数 (人) | 25,092 | 24,921 | 25,705 | 26,842 | 28,148 |

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれていません。

2. 「1株当たり純資産額」の算定上、従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。当連結会計年度においては、従業員E S O P信託は終了しているため、信託口が所有する当社株式はありません。

また、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としています。

4. 平成27年10月1日付で普通株式2株を1株に併合しています。前連結会計年度(第149期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」を算定しています。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | 第146期 | 第147期 | 第148期 | 第149期 | 第150期 |
|--|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 決算年月 | 平成24年3月 | 平成25年3月 | 平成26年3月 | 平成27年3月 | 平成28年3月 |
| 売上高 (百万円) | 345,288 | 352,277 | 398,595 | 370,343 | 387,564 |
| 経常利益 (百万円) | 8,565 | 14,707 | 29,934 | 17,983 | 23,250 |
| 当期純利益又は当期純損失 () (百万円) | 4,836 | 10,919 | 30,791 | 10,666 | 21,699 |
| 資本金 (百万円) | 35,579 | 35,579 | 35,579 | 35,579 | 35,579 |
| 発行済株式総数 (千株) | 371,662 | 371,662 | 353,962 | 353,962 | 176,981 |
| 純資産額 (百万円) | 151,367 | 165,061 | 184,443 | 176,957 | 186,372 |
| 総資産額 (百万円) | 294,711 | 308,118 | 336,726 | 358,776 | 371,681 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 440.69 | 479.30 | 547.36 | 1,048.34 | 1,098.68 |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円) | 10.00 (5.00) | 14.00 (6.00) | 23.00 (10.00) | 26.00 (13.00) | 49.00 (15.00) |
| 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 () (円) | 14.14 | 31.84 | 90.85 | 63.45 | 128.80 |
| 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円) | - | 31.76 | 90.58 | 63.26 | 128.44 |
| 自己資本比率 (%) | 51.2 | 53.4 | 54.6 | 49.2 | 50.0 |
| 自己資本利益率 (%) | 3.1 | 6.9 | 17.7 | 6.2 | 12.0 |
| 株価収益率 (倍) | - | 26.2 | 15.8 | 56.3 | 27.3 |
| 配当性向 (%) | - | 44.0 | 25.3 | 82.0 | 49.7 |
| 従業員数 (人) | 8,316 | 8,173 | 6,769 | 6,783 | 7,283 |

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれていません。

2. 第146期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失が計上されているため、また、株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失が計上されているため、記載していません。

3. 「1株当たり純資産額」の算定上、従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。当事業年度においては、従業員E S O P信託は終了しているため、信託口が所有する当社株式はありません。

また、「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」及び第147期から第150期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

4. 平成27年10月1日付で普通株式2株を1株に併合しています。前事業年度(第149期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」を算定しています。

5. 当事業年度(第150期)の1株当たり配当額49.00円は、1株当たり中間配当額15.00円と1株当たり期末配当額34.00円の合計です。平成27年10月1日付で普通株式2株を1株に併合しているため、1株当たり中間配当額15.00円は株式併合前、1株当たり期末配当額34.00円は株式併合後の金額となります。

2【沿革】

| | |
|----------|---|
| 大正6年5月 | 日本陶器合名会社（現在の㈱ノリタケカンパニーリミテド）内にあった製陶研究所の技術をもって、資本金100万円で東洋陶器株式会社を設立し、衛生陶器と食卓用陶磁器の製造販売を開始 |
| 大正9年1月 | 日本で最初の連続焼成窯（ドレスラー式トンネル窯）による焼成を開始 |
| 昭和12年10月 | 衛生陶器工場竣工（茅ヶ崎工場） |
| 昭和21年11月 | 水栓金具の生産開始（小倉第一金具工場竣工） |
| 昭和24年5月 | 株式上場（東京・名古屋・大阪・福岡各証券取引所） |
| 昭和33年7月 | プラスチック製品生産開始（茅ヶ崎工場） |
| 昭和37年6月 | 衛生陶器工場竣工（滋賀工場） |
| 昭和42年4月 | 水栓金具工場竣工（小倉第二工場） |
| 昭和43年4月 | 衛生陶器工場竣工（中津工場） |
| 昭和45年3月 | 東陶機器株式会社に社名変更 |
| 昭和45年3月 | ホーロー浴槽の生産開始（小倉第二工場） |
| 昭和46年5月 | 水栓金具工場竣工（大分工場） |
| 昭和47年1月 | 洗面化粧台の生産開始（行橋工場竣工） |
| 昭和55年7月 | 給湯機の生産開始（滋賀工場） |
| 昭和55年12月 | アフターサービス業務会社を設立（東陶メンテナンス㈱（現社名：TOTOメンテナンス㈱）） |
| 昭和60年3月 | 施工・管理業務会社を設立（東陶エンジニアリング㈱（現社名：TOTOエンジニアリング㈱）） |
| 昭和61年5月 | ユニットバスルーム製造会社を設立（千葉東陶㈱（現社名：TOTOバスクリエイト㈱）） |
| 平成元年3月 | 決算期を11月30日から3月31日に変更 |
| 平成元年7月 | システムキッチン製造会社を設立（東陶ハイリビング㈱（現社名：TOTOハイリビング㈱）） |
| 平成元年11月 | 米国に販売会社を設立（TOTO Kiki U.S.A. Inc.（現社名：TOTO U.S.A., Inc.）） |
| 平成3年9月 | 米国に衛生陶器製造会社を設立（TOTO Industries(Atlanta), Inc.（現社名：TOTO U.S.A., Inc.）） |
| 平成4年4月 | ニューセラミック工場竣工（中津第二工場） |
| 平成4年6月 | ウォシュレット工場竣工（小倉第三工場） |
| 平成6年 | 中国に製造会社を設立 4月 衛生陶器製造会社（北京東陶有限公司） 6月 ホーロー浴槽製造会社（南京東陶有限公司） 7月 水栓金具製造会社（東陶機器（大連）有限公司（現社名：東陶（大連）有限公司）） |
| 平成6年6月 | ニューセラミック製造会社を設立（東陶オプトロニクス㈱（現社名：TOTOファインセラミックス㈱）） |
| 平成7年3月 | 中国に衛生陶器製造会社を設立（東陶機器（北京）有限公司） |
| 平成7年9月 | マレーシアにウォシュレット製造会社を設立（TOTOKIKI (MALAYSIA) SDN. BHD.（現社名：TOTO MALAYSIA SDN. BHD.）） |
| 平成7年11月 | 中国に販売・持株会社を設立（東陶機器（中国）有限公司（現社名：東陶（中国）有限公司）） |
| 平成8年10月 | 米国に持株会社を設立（TOTO U.S.A., Inc.） |
| 平成13年1月 | 米国の販売会社（TOTO Kiki U.S.A. Inc.）と製造会社（TOTO Industries(Atlanta), Inc.）を統合し、TOTO U.S.A., Inc.に社名変更 従来の持株会社（TOTO U.S.A., Inc.）は、TOTO U.S.A. Holdings, Inc.に社名変更 （現社名：TOTO AMERICAS HOLDINGS, INC.） |
| 平成13年10月 | 当社・愛知電機㈱・小糸工業㈱（現 KIホールディングス㈱）の3社共同で、会社分割制度を用い、ウォシュレット製造会社を設立（㈱パンウォッシュレット（現社名：TOTOウォッシュレットテクノ㈱）） |
| 平成14年2月 | ベトナムに衛生陶器製造会社を設立（TOTO VIETNAM CO., LTD） |
| 平成18年4月 | メキシコに衛生陶器製造会社を設立（TOTO SANITARIOS DE MEXICO, S.A. DE C.V.（現社名：TOTO MEXICO, S.A. DE C.V.）） |
| 平成19年3月 | 愛知電機㈱・小糸工業㈱（現 KIホールディングス㈱）よりTOTOウォッシュレットテクノ㈱の株式をすべて取得し、100%子会社化 |
| 平成19年5月 | TOTO株式会社に社名変更 |
| 平成19年12月 | ドイツの持株会社（TOTO Gerate GmbH（現社名：TOTO Europe GmbH））に増資を実施 |
| 平成20年1月 | シンガポールにアジア・オセアニア統括会社を設立（TOTO Asia Oceania Pte.Ltd.） |
| 平成21年11月 | タイに衛生陶器製造会社を設立（TOTO Manufacturing(Thailand)Co.,Ltd.）（現社名：TOTO (THAILAND)CO., LTD.） |
| 平成23年1月 | インドに現地法人を設立（TOTO INDIA INDUSTRIES PVT. LTD.） |
| 平成23年1月 | ブラジルに販売会社を設立（TOTO Do Brasil Distribuicao e Comercio,Ltda.） |
| 平成25年4月 | 会社分割（新設分割）を用い、水栓金具等製造会社を設立（TOTOアクアテクノ㈱） |

平成25年 7月 TOTO Asia Oceania Pte.Ltd.が、The Siam Cement Public Company LimitedよりTOTO Manufacturing(Thailand)Co.,Ltd.（現社名：TOTO(THAILAND)CO., LTD.）の株式をすべて取得し、100%子会社化

平成27年 8月 創立100周年の記念事業として、本社・小倉第一工場敷地内に「TOTOミュージアム」を開設

3【事業の内容】

当社グループは、TOTO株式会社（当社）及び子会社52社、関連会社5社により構成されており、主な事業内容と子会社及び関連会社の当該事業に係る位置づけは次のとおりです。

(1)国内住設事業.....主要な製品は、レストルーム、バス・キッチン・洗面商品等です。

当社が製造・販売しているほか、国内連結子会社では、TOTOサニテクノ(株)が衛生陶器を、TOTOウォシュレットテクノ(株)が温水洗浄便座を、TOTOバスクリエイト(株)がユニットバスルームを、TOTOハイリビング(株)がシステムキッチンと洗面化粧台を、TOTOアクアテクノ(株)が水栓金具・電気温水器・手すり・浴室換気暖房乾燥機等を、サンアクアTOTO(株)が水栓金具等を、TOTOプラテクノ(株)が腰掛便器用シートとプラスチック・ゴム成形部品及びプラスチック浴槽とマーブライトカウンターを製造し、当社に供給しています。

TOTOメンテナンス(株)は、これらの製品の補修業務などのアフターサービス業務を行っています。また、TOTOエンジニアリング(株)は、住宅設備機器の施工・販売・設計・請負を行っています。

国内連結子会社のTOTOエムテック(株)、TOTO関西販売(株)などが当企業集団で製造した製品を販売しています。

その他、TOTOファイナンス(株)が当社及び当社子会社への資金貸付を行うなど、5社の連結子会社が当社等に対しサービス等の役務提供業務をしています。

(2)海外住設事業.....主要な製品は、レストルーム、バス・洗面商品等です。

米州..... 海外連結子会社のTOTO AMERICAS HOLDINGS, INC.を米州における統括・販売拠点とし、TOTO U.S.A., Inc.を製造・販売拠点としているほか、TOTO MEXICO, S.A. DE C.V.が衛生陶器を製造しています。TOTO Do Brasil Distribuicao e Comercio, Ltda.が住宅設備機器の販売を行っています。

中国..... 海外連結子会社の東陶（中国）有限公司を中国における統括・販売拠点としているほか、北京東陶有限公司、東陶機器（北京）有限公司、東陶華東有限公司、東陶（福建）有限公司が衛生陶器を、東陶（上海）有限公司、東陶機器（広州）有限公司が衛生設備関連商品を、南京東陶有限公司が浴槽を、東陶（大連）有限公司が水栓金具及び部品を製造しています。また、東陶（香港）有限公司が住宅設備機器の販売を行っています。

関連会社については、廈門和利多衛浴科技有限公司他2社があります。

アジア・オセアニア.....

海外連結子会社のTOTO Asia Oceania Pte.Ltd.をアジア・オセアニアにおける統括・販売拠点としているほか、TOTO VIETNAM CO., LTD.、TOTO (THAILAND) CO., LTD.、TOTO INDIA INDUSTRIES PVT. LTD.、台湾東陶股份有限公司が衛生陶器を製造・販売し、TOTO MALAYSIA SDN. BHD.が温水洗浄便座を製造しています。TOTO KOREA LTD.が住宅設備機器の販売を行っています。

関連会社については、P.T.SURYA TOTO INDONESIA Tbk.があります。

欧州..... 海外連結子会社のTOTO Europe GmbHを欧州における統括・販売拠点としているほか、TOTO Germany GmbHが腰掛便器用シートを製造・販売しています。

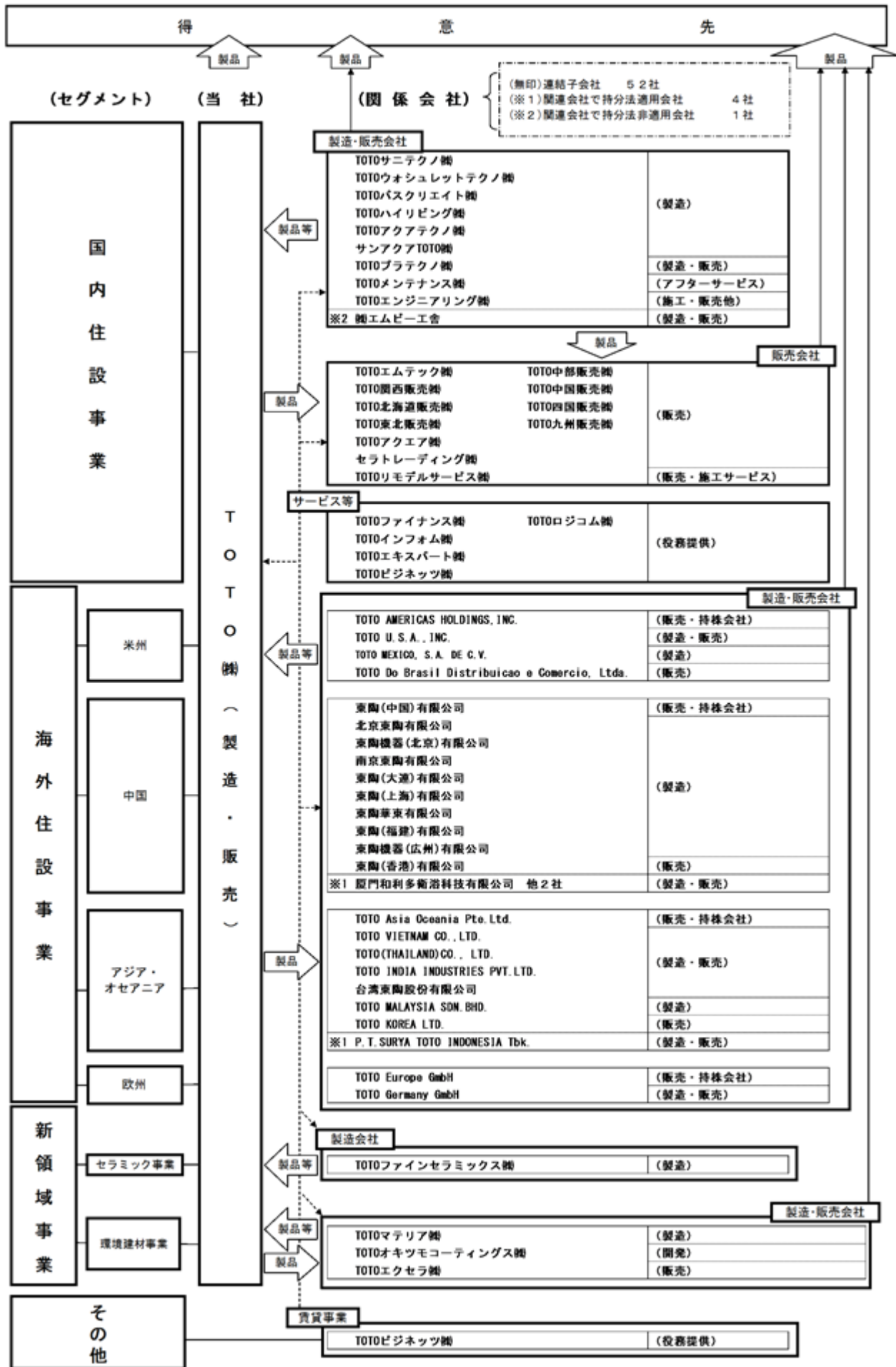
(3)新領域事業.....主要な製品は、セラミック、タイル・ハイドロテクト商品です。

セラミック事業... 当社が製造・販売しているほか、国内連結子会社のTOTOファインセラミックス(株)がセラミック製品の製造を行っています。

環境建材事業..... 当社が販売しているほか、国内連結子会社のTOTOマテリア(株)がタイル建材製品の製造を、TOTOオキツモコーティングス(株)が塗料の開発を、TOTOエクセラ(株)がタイル製品の販売を行っています。

(4)その他.....報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、TOTOビジネット(株)が当社に対して行っている事務所など不動産の賃貸業等です。

以上、述べた事項について事業系統図を示すと次頁のとおりです。



4【関係会社の状況】

| 名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 主要な事業の内容 | 議決権の 所有割合 (%) | 関係内容 |
|-----------------------|----------|--------------|---|---------------------|--|
| (連結子会社) | | | | | |
| TOTOサニテクノ(株) | 大分県中津市 | 100 | 衛生陶器の 製造・販売 | 100 | ・衛生陶器製品の 購入 ・土地等及び設備の 一部を賃貸 ・役員の兼任等...有 |
| TOTOウォシュレット テクノ(株) | 北九州市小倉南区 | 100 | 温水洗浄便座の 製造・販売 | 100 | ・温水洗浄便座製品の 購入 ・土地等の一部を賃貸 ・役員の兼任等...有 |
| TOTOバスクリエイト(株) | 千葉県佐倉市 | 100 | ユニットバス ルームの製造・ 販売 | 100 | ・ユニットバスルーム の購入 ・土地の一部を賃貸 ・役員の兼任等...有 |
| TOTOハイリビング(株) | 千葉県茂原市 | 100 | システムキッチン・洗面化粧台 の製造・販売 | 100 | ・システムキッチン・ 洗面化粧台の購入 ・土地等の一部を賃貸 ・役員の兼任等...有 |
| TOTOアクアテクノ(株) | 北九州市小倉南区 | 100 | 水栓金具・電気 温水器・手すり・浴室換気 暖房乾燥機等の 製造・販売 | 100 | ・水栓金具・電気温水 器・手すり・浴室換 気暖房乾燥機等の 購入 ・土地等及び設備の 一部を賃貸 ・役員の兼任等...有 |
| TOTOファインセラミッ クス(株) | 大分県中津市 | 100 | セラミック(精密 セラミックス・光 通信用部品等)の 製造・販売 | 100 | ・セラミック製品の 購入 ・役員の兼任等...有 |
| TOTOマテリア(株) | 岐阜県土岐市 | 100 | タイル建材の 製造・販売 | 100 | ・タイル建材製品の 購入 ・役員の兼任等...有 |
| TOTOプラテクノ(株) | 福岡県豊前市 | 100 | 合成樹脂製品・ ゴム製品等の 製造・販売 | 100 | ・プラスチック成形 品、浴槽製品・マー ブライト製品の購入 ・役員の兼任等...有 |
| TOTOメンテナンス(株) | 東京都港区 | 100 | 製品のアフター サービス | 100 | ・当社製品のアフター サービス業務の委託 ・役員の兼任等...有 |
| TOTOエンジニアリング (株) | 東京都港区 | 100 | 住宅設備機器の施 工・販売・設計・ 請負 | 100 | ・ユニットバスルーム 等の販売、施工管理 業務の委託 ・役員の兼任等...有 |
| TOTOエムテック(株) | 東京都新宿区 | 100 | 住宅設備機器の 販売 | 100 | ・住宅設備機器の販売 ・役員の兼任等...有 |
| TOTO関西販売(株) | 大阪市浪速区 | 42 | 住宅設備機器の 販売 | 100 | ・住宅設備機器の販売 ・役員の兼任等...有 |
| TOTOファイナンス(株) | 北九州市小倉北区 | 100 | 当社及び当社の 子会社への資金 貸付 | 100 | ・資金の貸付 ・役員の兼任等...有 |

| 名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 主要な事業の内容 | 議決権の 所有割合 (%) | 関係内容 |
|-----------------------------------|--|---------------------------|--|---------------------|---|
| 東陶(中国)有限公司 | 中華人民共和国 北京市 | 千米ドル 53,850 | 持株会社、中国 における製品の 販売 | 100 | ・役員の兼任等...有 |
| 北京東陶有限公司 | 中華人民共和国 北京市 | 千米ドル 15,000 | 衛生陶器の 製造・販売 | 55 (55) | ・衛生陶器製品の購入 ・役員の兼任等...有 |
| 東陶機器(北京)有限 公司 | 中華人民共和国 北京市 | 千米ドル 24,000 | 衛生陶器の 製造・販売 | 60 (60) | ・衛生陶器製品の購入 ・役員の兼任等...有 |
| 南京東陶有限公司 | 中華人民共和国 南京市 | 千米ドル 17,400 | 浴槽(鋳物ホー ロー・樹脂)等の 製造・販売 | 75 (45) | ・浴槽の購入 ・役員の兼任等...有 |
| 東陶(大連)有限公司 | 中華人民共和国 大連市 | 1,891 | 水栓金具の 製造・販売 | 75 (75) | ・水栓金具の購入 ・役員の兼任等...有 |
| 東陶(上海)有限公司 | 中華人民共和国 上海市 | 千米ドル 12,750 | 温水洗浄便座・ 衛生設備関連商 品の製造・販売 | 100 (100) | ・温水洗浄便座・衛生 設備関連商品の購入 ・役員の兼任等...有 |
| 東陶華東有限公司 | 中華人民共和国 上海市 | 千米ドル 42,000 | 衛生陶器の 製造・販売 | 100 (100) | ・衛生陶器製品の購入 ・役員の兼任等...有 |
| 東陶(福建)有限公司 | 中華人民共和国 漳州市 | 千人民元 250,000 | 衛生陶器の 製造・販売 | 100 (100) | ・衛生陶器製品の購入 ・役員の兼任等...有 |
| TOTO Asia Oceania Pte.Ltd. | Singapore, Singapore | 千米ドル 165,131 | 持株会社、アジ ア・オセアニア における製品の 販売 | 100 | ・衛生陶器製品等の 販売 ・役員の兼任等...有 ・資金の貸付 |
| TOTO MALAYSIA SDN. BHD. | Seremban, Negeri Sembilan, Malaysia | 千マレーシア リンギット 50,000 | 温水洗浄便座の 製造・販売 | 100 (100) | ・温水洗浄便座製品の 購入 ・役員の兼任等...有 |
| TOTO VIETNAM CO.,LTD. | Hanoi,Vietnam | 千米ドル 40,000 | 衛生陶器等の 製造・販売 | 100 (100) | ・衛生陶器製品の購入 ・役員の兼任等...有 |
| TOTO(THAILAND)CO., LTD. | Saraburi, Thailand | 千タイ パーツ 1,630,000 | 衛生陶器等の 製造・販売 | 100 (100) | ・衛生陶器製品等の 購入 ・借入金の保証 ・役員の兼任等...有 |
| TOTO INDIA INDUSTRIES PVT.LTD. | Mumbai, India | 千インド ルピー 3,500,000 | 衛生陶器等の 製造・販売 | 70 (70) | ・衛生陶器製品の購入 ・借入金の保証 ・役員の兼任等...有 |
| 台湾東陶股份有限公司 | 中華民国 台湾省台北市 | 千台湾ドル 294,600 | 衛生陶器等の 製造・販売 | 92.3 | ・衛生陶器製品の購入 ・役員の兼任等...有 |
| TOTO AMERICAS HOLDINGS, INC. | Atlanta,GA U.S.A. | 千米ドル 88,325 | 持株会社、米州に おけるセラミック 製品・建材製品の 販売 | 100 | ・資金の貸付 ・役員の兼任等...有 |
| TOTO U.S.A., Inc. | Atlanta,GA U.S.A. | 千米ドル 78,420 | 衛生陶器の 製造、米州にお ける製品の販売 | 100 (100) | ・衛生陶器製品等の 販売 ・役員の兼任等...有 |
| TOTO MEXICO,S.A.DE C.V. | Monterrey,N.L. Mexico | 千米ドル 38,500 | 衛生陶器の 製造・販売 | 100 (100) | ・役員の兼任等...有 |

| 名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 主要な事業の内容 | 議決権の 所有割合 (%) | 関係内容 |
|------------------|------------------------|---------------|----------------------|---------------------|--------------------------------|
| TOTO Europe GmbH | Dusseldorf, Germany | 千ユーロ 1,600 | 持株会社、欧州に おける製品の販売 | 100 | ・衛生陶器製品等の 販売 ・役員の兼任等...有 |
| その他21社 | | | | | |

| (持分法適用関連会社) | | | | | |
|----------------------------------|-----------------------|------------------------------|----------------------|------|-------------------------------------|
| P.T.SURYA TOTO INDONESIA Tbk. | Jakarta, Indonesia | 千インドネシア ルピア 51,600,000 | 衛生陶器・水栓金 具等の製造・販売 | 37.9 | ・衛生陶器・水栓金具製 品等の購入 ・役員の兼任等...有 |
| その他3社 | | | | | |

- (注) 1. の会社は、特定子会社に該当します。
2. 議決権所有割合の()内は、間接所有割合で内数です。
3. 東陶(中国)有限公司については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えています。

主要な損益情報等

| | |
|-----------|-----------|
| (1) 売上高 | 59,771百万円 |
| (2) 経常利益 | 12,822百万円 |
| (3) 当期純利益 | 10,987百万円 |
| (4) 純資産額 | 52,543百万円 |
| (5) 総資産額 | 64,569百万円 |

5【従業員の状況】

(1)連結会社の状況

平成28年3月31日現在

| セグメントの名称 | 従業員数(人) |
|-----------|---------|
| 国内住設事業 | 13,646 |
| 米州 | 1,210 |
| 中国 | 6,278 |
| アジア・オセアニア | 5,834 |
| 欧州 | 111 |
| 海外住設事業計 | 13,433 |
| セラミック事業 | 493 |
| 環境建材事業 | 377 |
| 新領域事業計 | 870 |
| 報告セグメント計 | 27,949 |
| その他 | 199 |
| 合計 | 28,148 |

(注)従業員数は就業人員です。

(2)提出会社の状況

平成28年3月31日現在

| 従業員数(人) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(円) |
|---------|---------|-----------|-----------|
| 7,283 | 42.4 | 17.4 | 6,777,776 |

| セグメントの名称 | 従業員数(人) |
|-----------|---------|
| 国内住設事業 | 6,316 |
| 米州 | 87 |
| 中国 | 236 |
| アジア・オセアニア | 130 |
| 欧州 | 11 |
| 海外住設事業計 | 464 |
| セラミック事業 | 121 |
| 環境建材事業 | 183 |
| 新領域事業計 | 304 |
| 報告セグメント計 | 7,084 |
| その他 | 199 |
| 合計 | 7,283 |

(注)1.従業員数は就業人員です。なお、子会社等への出向従業員(当期1,939人)は除外しています。

2.平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

(3)労働組合の状況

1.当社グループには労働組合(TOTO UNION等)が組織されており、平成28年3月31日現在の組合員数は9,678人(臨時従業員を含む)です。

2.労使関係について、特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度の状況

当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）におけるわが国の経済は、一部に弱さも見られますが、緩やかな回復基調が続きました。また、世界経済はアジア新興国等において弱さが見られるものの、全体としては緩やかな回復が続きました。

このような事業環境の中、当社グループは、引き続き創立100周年を迎える平成29年（2017年）に向けた長期経営計画「TOTO Vプラン2017（以下Vプラン2017という）」及び、平成26年度からスタートした4ヵ年の中期経営計画に基づき、「国内住設事業」「海外住設事業」「新領域事業」の各事業領域での活動を推進しました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高に関しては5,678億8千9百万円（前期比4.3%増）となりました。

一方、利益面では、営業利益が461億3千7百万円（前期比23.3%増）、経常利益が467億6千4百万円（前期比17.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が357億2千3百万円（前期比44.0%増）となりました。

なお、当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としています。

セグメント別の状況

a. 国内住設事業

当連結会計年度の業績は、売上高が4,304億5千5百万円（前期比4.5%増）、営業利益が285億3千9百万円（前期比50.0%増）となりました。

国内の住宅市場は、景気の回復に伴い雇用・所得環境の着実な改善が継続したことに加え、政府による住宅関連支援策が打ち出されたこともあり、持ち直しています。

当社グループにおいては、リモデル分野が伸長、特に住宅リモデルが全体を牽引しました。新築分野においても戸建住宅が回復傾向となっています。また、パブリックにおいては宿泊施設向けの売上が順調に推移しています。商品面では、特にウォシュレット、ウォシュレット一体形便器やユニットバスの売上が順調に推移しました。

TOTO、DAIKEN、YKK AP（以下TDYという）では、引き続き快適性と環境配慮を両立するリフォーム「グリーンリモデル」を推進しています。

平成28年3月、「TDY名古屋コラボレーションショールーム」をオープンしました。全国5ヶ所目のTDYコラボレーションショールームとなります。2社でのコラボレーションショールームを含めると合計で9ヶ所目となります。

これにより東京・名古屋・大阪・福岡の4大都市にTDYコラボレーションショールームが開設され、3社連携した充実の空間展示とコンサルティングをお客様に提供していきます。

平成27年4月から7月にかけて、TDY3社共同で「グリーンリモデルフェア2015」を全国4ヶ所（東京・名古屋・大阪・福岡）で開催しました。TDYが提唱する「グリーンリモデル」のコンセプトに賛同する住宅関連メーカー及びエネルギー会社とコラボレーションし、省エネ性能や耐久性、清掃性などを更に向上させた空間の訴求を図りました。

b. 海外住設事業

当連結会計年度の業績は、売上高が1,613億7千3百万円（前期比0.3%減）、営業利益が214億4百万円（前期比3.0%減）となりました。

海外住設事業においては、各国・各エリアでの経済動向や社会動向を注視しつつ、着実な成長戦略を推進しています。

重点商品であるウォシュレットは、世界各国の高級ホテルへの設置促進を始め、増加している訪日外国人への認知・体験・販売活動等、TOTOグループ全社活動として海外の現地購買層への積極的な働きかけを行い着実に売上が伸長しています。

<米州>

当連結会計年度の業績は、売上高が304億5千1百万円（前期比0.5%増）、営業利益が17億1千4百万円（前期比5.0%増）となりました。

当社グループにおいては、中高級市場におけるトップメーカーとしての商品優位性や価値伝達によって、ブランドの価値を高め、競合他社との差別化を図っています。

・高い節水性能（洗浄水量3.8L）の節水便器や住宅向け水栓など、新商品の投入や、販売代理店の店頭におけ

る展示の拡充を進めています。

これにより、水まわり空間におけるTOTOブランドの存在感を高めるべく、拡販を図っています。

<中国>

当連結会計年度の業績は、売上高が817億3千9百万円（前期比3.5%減）、営業利益が151億3千1百万円（前期比9.9%減）となりました。

中国では景気は緩やかに減速しており、不動産価格や金融市場の変動による市況への影響も一部で出てきています。

当社グループにおいては、一級都市を始めとする都市部を中心に、市場環境や消費者の購買行動の変化などに注視しつつ、高級ブランドとしての強みを活用し、事業活動を推進しています。

また、中国国内の長期的な市場成長による需要増に対応するため、効率的な生産・最適な供給体制の構築を進めています。

ウォシュレットは、新商品の投入や積極的なプロモーションが奏功し、売上が着実に伸びています。増加している訪日観光客へのウォシュレットの訴求機会を増やし、確実に中国本土での購買につなげるよう活動を強化しています。

<アジア・オセアニア>

当連結会計年度の業績は、売上高が452億4千1百万円（前期比6.2%増）、営業利益が53億2千3百万円（前期比17.4%増）となりました。

アジア・オセアニア地域では、世界の供給基地としてベトナム、タイでの生産体制を充実させると共に、新興国市場での販売力を強化しています。

- ・台湾、ベトナムでは、高級ブランドとしての認知が確実に進んでおり、その強みを活かした事業活動を推進しています。
- ・台湾では積極的なプロモーションの展開により、ウォシュレットの出荷が伸長しています。
- ・ベトナムでは、市場の成長に合わせて、5スターホテルや高級コンドミニアムなどの著名物件や、個別散在物件の受注強化のため、販売網の強化やアフターサービス体制の整備に取り組んでいます。
- ・タイでは、新たな販売及び生産体制のもと、高付加価値商品の提案を軸とする販売網を構築し、著名物件への採用活動強化により、高級ブランドのイメージ浸透を図っています。

<欧州>

当連結会計年度の業績は、売上高が39億4千万円（前期比5.8%減）、営業損失が7億6千5百万円（前連結会計年度は営業損失9億6百万円）となりました。

欧州では、ドイツ、フランス、イギリスを中心に、販売チャネルの構築を進めており、代理店のショールームでは、当社の商品の展示が進んでいます。

また、「ネオレスト」などの節水性能とデザイン性の高い商品を市場投入することによって他社との差別化を図り、TOTOブランドの存在感をアピールしています。

- ・販売代理店におけるショールーム展示の質の向上や、新規チャネルの開拓・拡大に注力しています。また、ブランド認知の向上により、ホテルなどの高級現場における商品の採用が進んでいます。
- ・ドイツの5スターホテル「ソフィテル・ミュンヘン」にウォシュレットなどの水まわり商品を納入しました。

<海外全般>

平成27年4月、成田国際空港第2旅客ターミナル連絡通路にTOTOの体感型トイレ空間「GALLERY TOTO」を開設しました。このトイレ空間は、最新・最上級の器具を設置することはもちろん、西洋と東洋の文化・感性を融合させ、異なる10のブースが点在する開放的で上質な空間を演出し、訪日外国人の方へ日本のトイレ文化・技術の発信を行っています。

c. 新領域事業

当連結会計年度の業績は、売上高が208億6千4百万円（前期比1.3%増）、営業利益が2千8百万円（前連結会計年度は営業損失3億1千7百万円）となりました。

当社のオンリーワン技術を活かした「セラミック事業」、環境浄化技術「ハイドロテクト」による建材や塗料などを展開する「環境建材事業」を「新領域事業」として、事業活動を推進しています。

<セラミック事業>

当連結会計年度の業績は、売上高が106億4千7百万円（前期比1.4%増）、営業利益が10億7百万円（前期比122.5%増）となりました。

光通信市場は普及品の生産調整が継続し前年比で売上が減少しましたが、次世代高速通信への技術移行が明確になり、今後の成長が見込まれます。半導体市場では、3D化等の先端半導体デバイスに対するタイムリーなソリューション提案により、特に静電チャックの新商品の売上が伸長し、前年比で売上が増加しました。お客様基点の体質強化の効果と共に利益改善が進み、黒字基盤が強固になっています。オンリーワン技術を活かした構造部材、静電チャックや光通信部品などの高機能・高精度セラミックス部品に特化し、全社横断の革新活動「デマンドチェーン革新」を推進することにより、最適な生産体制の整備を進めています。

販路の拡大とグローバル展開加速のため、国内外の展示会に出展し、半導体製造装置や次世代レセプタクル（光ネットワーク関連機器向け部品）など、オンリーワンの技術力とタイムリーなソリューション提案力を積極的に訴求しました。

<環境建材事業>

当連結会計年度の業績は、売上高が102億1千6百万円（前期比1.3%増）、営業損失が9億7千8百万円（前連結会計年度は営業損失7億6千9百万円）となりました。

「ハイドロテクト」は、光触媒を利用して光や水の力で地球も暮らしもきれいにする環境浄化技術であり、技術ブランドです。既に多くのお客様にご活用いただいております。建物の外壁から室内の壁や床まで様々な製品に利用されています。また、事業戦略も国内中心から海外へと拡大させ、業種を横断したパートナーシップをグローバルに広げ、「ハイドロテクト」の普及と共に環境貢献を進めています。

当連結会計年度の業績は、内装防汚陶板「ハイドロセラ」の売上は特需顧客などが本格化し大幅に伸長しましたが、住宅外壁用タイルが新設住宅着工の減少等の影響を受け、増収減益となりました。

・世界最大級のセラミック見本市「CERSAIE（チェルサイエ）」がイタリアで開催され、ハイドロテクト技術の提供先である「Casalgrande Padana（カサルグランデ・パダーナ社、イタリア）」「Grespania（グレスパーニャ社、スペイン）」が出展、各社ともハイドロテクトタイルを展示し、注目を集め、ハイドロテクトのグローバル展開をアピールすることができました。

その他

<全般>

TOTOミュージアム グランドオープン

平成27年8月、創立100周年の記念事業として、本社・小倉第一工場敷地内に新たな施設「TOTOミュージアム」をオープンしました。

この施設では、TOTOが受け継いできた創業の精神やものづくりへの想いと共に新しい生活文化を創造してきた歴史と進化を紹介しています。お越しいただくお客様、地域の方々との接点の場として、また、創立の地「小倉」から世界へTOTOブランドを発信するランドマークとして、魅力ある施設を目指します。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会オフィシャルパートナーに決定

平成28年2月、「東京2020オフィシャルパートナー（水回り備品）」の契約を締結しました。

大会のために来日するアスリートはもとより、日本国内で応援するあらゆる人々が、安全・安心・快適にお使いいただける水まわり空間を創造し提供し続けることにより、日本を訪れる世界の皆様に「日本のきれいなトイレ文化」を実感いただくべく取り組んでまいります。

ベトナムに新たな衛生陶器工場を建設

アジア・オセアニア地域の衛生陶器の生産体制を充実させるため、ハノイ東側（フンイエン省）に新たな土地を取得し、新工場を建設します。建設にあたっては、平成26年に策定した「TOTOグローバル環境ビジョン」に基づき、エネルギー効率の高い最新のトンネル窯を導入するなど、TOTOグループの最新の技術とノウハウを結集し、環境に優しい工場を実現します。

新工場は平成28年1月より着工し、平成30年3月からの本格稼働を目指します。

国内に水栓金具の新工場棟を建設

TOTOアクアテック本社・小倉工場内に、新たな水栓金具生産工場棟を建設します。

新規生産設備の導入などにより、マザー工場としての役割をさらに強化します。また、建設に当たっては、平成26年に策定した「TOTOグローバル環境ビジョン」の実現に向け、TOTOグループの最新の技術とノウハウを結集した環境に優しい工場を目指します。

新工場は平成28年2月に着工し、平成29年秋からの本格稼働を予定しています。

< 社外からの評価について >

・「DJSI World Index (ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・ワールド・インデックス)」に5年連続で選定
平成27年9月、世界的な社会的責任投資 (SRI 1) 指標である「Dow Jones Sustainability Indices (DJSI) World」に5年連続で選定されました。DJSIは、米国S&Pダウ・ジョーンズ社 (2) とスイスの社会的責任投資に関する調査専門会社のロベコSAM社が提携して開発した指標で、「経済」「環境」「社会」の3つの側面から企業を分析し、企業の持続可能性 (サステナビリティ) に優れた上位約10%の企業が「DJSI World」に選定されます。対象銘柄は毎年9月に見直され、2015年度は世界の大手企業約2,500社の中から317社、日本企業からはTOTOを含む20社が選ばれています。

- (1) : 社会的責任投資 (SRI) とは、投資を行う際に、従来の財務分析による投資基準に加え、社会・環境・コーポレートガバナンスといった企業の社会的責任も重視して投資をする方法のこと。
- (2) : S&Pダウ・ジョーンズ社は世界的にも主要となっているアメリカの経済新聞「The Wall Street Journal」などを発行する経済ニュース通信社。アメリカの代表的な株価指数「ダウ・ジョーンズ工業株価平均 (通称: ダウ平均)」を算出していることでも有名。

・第6回ものづくり日本大賞「内閣総理大臣賞」(製品・技術開発部門)を受賞

平成27年10月、「次世代半導体デバイスを支える『製造装置用低発塵性部材』の開発」で、第6回ものづくり日本大賞「内閣総理大臣賞」(製品・技術開発部門)を受賞しました。

微細化が進む半導体の製造プロセスにおいて、品質や歩留まりの向上に貢献していること、日本の産業競争力の維持・発展のモデルケースになりうる点が高く評価されました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物 (以下「資金」という) の期末残高は、前連結会計年度末の831億8千3百万円に比べ、109億5百万円増加し、940億8千9百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動による資金の増加は、586億9千5百万円 (対前連結会計年度 + 239億8千1百万円) となりました。

これは、税金等調整前当期純利益512億8千8百万円、減価償却費183億9千7百万円等による資金の増加と、法人税等の支払額70億8千9百万円等による資金の減少によります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動による資金の減少は、299億5千2百万円 (対前連結会計年度 + 8千7百万円) となりました。

これは、有形固定資産の取得による支出273億2千万円、無形固定資産の取得による支出39億2千万円等による資金の減少と、有形固定資産の売却による収入42億8千3百万円等による資金の増加によります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動による資金の減少は、150億5千3百万円 (対前連結会計年度 36億6千万円) となりました。

これは、コマーシャル・ペーパーの償還による支出370億円、配当金の支払額96億5千万円、長期借入金の返済による支出33億4千7百万円等による資金の減少と、コマーシャル・ペーパーの発行による収入340億円等による資金の増加によります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

| セグメントの名称 | 金額（百万円） | 前期比（％） |
|-----------|---------|--------|
| 国内住設事業 | 360,261 | 6.2 |
| 米州 | 18,868 | 6.7 |
| 中国 | 89,574 | 9.1 |
| アジア・オセアニア | 45,926 | 14.4 |
| 欧州 | 1,702 | 10.5 |
| 海外住設事業計 | 156,072 | 1.4 |
| セラミック事業 | 9,839 | 14.1 |
| 環境建材事業 | 9,052 | 4.8 |
| 新領域事業計 | 18,891 | 6.0 |
| 報告セグメント計 | 535,225 | 3.4 |
| その他 | - | - |
| 合計 | 535,225 | 3.4 |

(注) 1. 金額は、売価換算値で表示しています。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

(2) 受注状況

当社グループは概ね見込生産方式を採っていますので、受注の状況については記載を省略しました。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

| セグメントの名称 | 金額（百万円） | 前期比（％） |
|-----------|---------|--------|
| 国内住設事業 | 430,455 | 4.5 |
| 米州 | 30,451 | 0.5 |
| 中国 | 81,739 | 3.5 |
| アジア・オセアニア | 45,241 | 6.2 |
| 欧州 | 3,940 | 5.8 |
| 海外住設事業計 | 161,373 | 0.3 |
| セラミック事業 | 10,647 | 1.4 |
| 環境建材事業 | 10,216 | 1.3 |
| 新領域事業計 | 20,864 | 1.3 |
| 報告セグメント計 | 612,693 | 3.1 |
| その他 | 312 | 3.0 |
| 内部売上消去等 | 45,116 | - |
| 合計 | 567,889 | 4.3 |

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合

前連結会計年度、当連結会計年度共に販売実績が総販売実績の100分の10以上を占める相手先がないため、記載を省略しました。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

3【対処すべき課題】

(1) 長期経営計画「Vプラン2017」について

当社グループは、平成21年7月に、長期経営計画「Vプラン2017」を策定しました。

その戦略フレームは、コーポレート・ガバナンスの強化、「国内住設」「海外住設」「新領域」の3つの事業軸と、3つの全社横断革新活動「マーケティング革新」「デマンドチェーン革新」「マネジメントリソース革新」の推進です。これらの事業活動を「TOTOグローバル環境ビジョン」を推進エンジンとして、グループを挙げて取り組んでいます。

なお、平成28年度より、グローバル視点で住設事業を一本化し、「日本」「中国・アジア」「米州・欧州」の3つの事業で構成される「グローバル住設事業」と「セラミック」「環境建材」で構成される「新領域事業」の2つの事業軸でさらに強化して推進しています。

平成29年(2017年)の経営計画目標は、連結売上高6,500億円、連結営業利益610億円、ROA10%以上(営業利益ベース)、ROE10%以上(純利益ベース)です。

<全社横断革新活動について>

全社最適視点での商品戦略を担う「マーケティング革新」

「お客様を笑顔にする美しいデザイン・機能の実現」に向けて、グローバルレベルで魅力ある商品を創り出す活動を積極的に推進していきます。

また、日本発のコアテクノロジーをグローバルでも共通基盤技術として活かしながら、エリア毎の市場や特性に応じた商品企画・開発も強化しています。

お客様のご要望に早く効率的にお応えする「デマンドチェーン革新」

原材料調達から、お客様施工現場到着までの流れにおいて高速サプライチェーンを構築する「サプライチェーン革新」と、全社最適の生産技術開発体制で既存概念を超えた新たな発想によるものづくりを進める「ものづくり革新」を統合し「デマンドチェーン革新」としました。これにより、商品企画から、研究開発、生産技術、購買、製造、物流、販売、アフターサービスまで一体となり、お客様のご要望に早く効率的に応える体制の構築を推進していきます。

(当期までの主な進捗状況)

- ・「サプライチェーン革新」では、「生産・販売・物流・購買・情報の一体行動」「総合リードタイムの徹底短縮」という基本方針のもと、物流拠点再編による調達・配送網の整備、及び、生産部門と販売部門が一体となり「納期乖離」「棚卸資産」「サプライチェーンコスト」の極小化を進めてきました。
- ・「ものづくり革新」では、「素材」「グローバルプラットフォーム(設計の効率化)」「次世代生産方式」「グローバル生産拠点最適化」の新たな視点での革新活動を進めています。グローバルプラットフォームの推進による、部品の共通化・原材料集中購買によるコストリダクション、及び、開発期間の短縮、生産性向上などを進めています。また、開発部門と製造部門が一体となったものづくりによる生産性向上に取り組んでいます。

多様な人財()の活躍によってイノベーションを牽引する「マネジメントリソース革新」

経営資源の中で、「人財」を最も重要なマネジメントリソースと位置付け、「自ら学び続ける、多様な人財の確保」と「チャレンジする企業風土の実現」を目指し、ダイバーシティの推進や人財育成の強化を進めています。また、財務面では成長のための積極的な投資と並行して、資産の評価・整理を進め、財務体質の改善・スリム化を図っています。

()当社グループで働くすべての人々は「次世代を築く貴重な財産である」という考えから、「人材」ではなく「人財」と表記しています。

(当期までの主な進捗状況)

- ・様々な分野での女性の活躍推進、女性管理職の登用、障がい者の雇用を促進し、併せて職場環境の改善を図ることできいきと活躍できるよう支援を行いました。
- ・人財育成においては、グローバルな人財マネジメントに関する調査・研究を進め、海外拠点の経営幹部を対象にした研修や海外インターンシップなどを充実させました。国内では全世代チャレンジ型風土の醸成のため、階層別研修を強化・充実させると共に、自ら学ぶ風土づくりに向けた啓蒙活動を強化しました。

< TOTOグローバル環境ビジョンについて >

TOTOグループは、各国各地域の社会問題や環境問題と向き合い、「水を大切に」「温暖化を防ぐ」「資源を大切に」「地球を汚さない」「生物多様性を守る」「地域社会のために」の6つのテーマについて環境目標を設定し、各地域で取り組みを進めています。

(当期までの主な進捗状況)

「水を大切に」(商品使用時の水消費量削減)

グローバルでの節水商品の商品使用時における水削減貢献量は、平成27年度は16.8億m³削減(平成2年度比性能向上分)となりました。これは、国内外の住宅及びオフィスビルや学校・病院などのパブリック建築物において、「節水便器」や「エアインシャワー」「エコシングル水栓」といった節水商品を幅広く展開することによって普及促進したことによるものです。

「温暖化を防ぐ」(商品使用時・事業所からのCO₂排出量削減)

グローバルでの商品使用時のCO₂排出量削減については、お湯を節約することでガスや電気の消費を抑えられる「エアインシャワー」「エコシングル水栓」、また、省エネ性能の高い「ウォシュレット」「魔法びん浴槽」などの普及促進により、平成27年度は663万t削減(平成2年度比性能向上分)となりました。

また、グローバルでの事業所からのCO₂排出量削減については、国内外各事業所において生産性向上、高効率機器の導入、既存設備の省エネ改良などの活動を横断的に推進した結果、平成27年度はCO₂総排出量が32.1万t、施策によるCO₂削減量が1.61万tとなりました。

「地域社会のために」(グリーンボランティア参加人数)

地球環境に貢献するボランティア活動「グリーンボランティア」をグローバルに展開しています。平成27年度も各拠点で様々な活動を企画した結果、グローバルでのグリーンボランティア参加人数は42,200人となりました。

「TOTO水環境基金」においては、ステークホルダーの皆様の環境貢献への関わりが増すほど助成金が増えていく仕組みを導入しており、お客様の節水商品のご購入量、社員や家族によるボランティア活動量等が増えたことにより、第11回助成団体への助成金を増額しました。その結果、国内は全国各地で活動する18団体へ、海外はインド、ミャンマー、モザンビークなどの衛生環境が整っていない地域で、飲料水の供給やトイレ設置に関わるプロジェクトを展開する6団体への助成を決定しました。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針について

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、会社の支配に関する基本方針について取締役会において次のとおり決議しています。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの事業特性、並びに当社の企業価値の源泉を十分理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させることができる者であることが必要と考えています。

当社は、大正6年の創業以来、一貫して「社会の発展への寄与」を理念とする経営を行ってまいりました。水まわりを中心とした豊かで快適な生活文化創造にあたっては、たゆまぬ研究開発と市場開拓を行い、必要な設備や人材育成に長期的投資を行うことによって、日本市場の中で、「環境配慮」を実現する節電・節水技術の開発、「清潔・快適」「ユニバーサルデザイン」を実現する素材開発、「安心・信頼」を実現するビフォア・アフターサービス体制等、総合的な事業活動による価値の創造と提供を図ってまいりました。現在では、日本市場で築いた事業モデルを活かし、米州・アジアをはじめとする世界の水まわり市場の積極開拓により、一層の価値向上を図る一方、日本の水まわり市場において確固たる地位を築いたことによる供給責任にも応えています。創業以来長きにわたり、広く社会の発展に寄与し続けたことが、現在の当社の企業価値ひいては株主共同の利益につながっています。

当社は、公開会社として、当社株券等を保有する株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様の期待に応え続けるためにも、これまでに築いた当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうことなく、長期にわたって持続的に向上させていくことが必要と考えています。

そこで、特定の者又はグループによって当社株券等の大量買付行為が行われた場合には、これまで当社の企業価値を支えていただいた株主の皆様のために、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するかどうかの判断材料の提供と検討期間を確保すると共に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資しないと判断される場合には一定の対抗措置を講じることができるよう大量買付行為に関する対応方針を定めておくことが必要と考えています。

基本方針の実現に資する取組み

() 社是・企業理念及び中長期経営計画

当社グループは、社是「愛業至誠：良品と均質 奉仕と信用 協力と発展」とTOTOグループ企業理念「私たちTOTOグループは、水まわりを中心とした、豊かで快適な生活文化を創造し、お客様の期待以上の満足を目指し続けることで、社会の発展に貢献します。」に基づき、広く社会や地球環境にとって有益な存在であり続けることを目指して企業活動を推進しています。当社の企業価値の源泉は、高品質な製品を提供し続けてきた高度な生産技術力、ユニットバス・ウォシュレット等の新たな生活文化の創造に寄与する商品やネオレスト・ハイドロテクト等の環境配慮商品を創造してきた研究開発力、お客様の多様なニーズにきめ細やかに対応できる高品質かつ豊富な商品群、お客様に安心・安全・信頼の証として認知された企業ブランド、取引先との良好かつ長期的なパートナーシップに基づく販売力、前記～の維持・発展を担う従業員等にあります。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させるため、創立100周年を迎える平成29年(2017年)における当社の目指す姿と、その実現に向けた戦略フレームを示した長期経営計画「Vプラン2017」を策定し、グループを挙げて取り組みを推進しています。

「Vプラン2017」では、当社が目指す姿として、『「世界中のお客様」に新しい「まいにち」を提供し、これからも必要とされ続ける存在として「真のグローバル企業」になる』ことを掲げています。

その戦略フレームは、コーポレート・ガバナンスの強化、「国内住設」「海外住設」「新領域」の3つの事業軸と、3つの全社横断革新活動「マーケティング革新」「デマンドチェーン革新」「マネジメントリソース革新」の推進です。

これらの事業活動を「TOTOグローバル環境ビジョン」を推進エンジンとして、グループを挙げて取り組んでいます。なお、平成28年度より、グローバル視点で住設事業を一本化し、「日本」「中国・アジア」「米州・欧州」の3つの事業で構成される「グローバル住設事業」と「セラミック」「環境建材」で構成される「新領域事業」の2つの事業軸でさらに強化して推進しています。

平成29年度の経営計画目標は、連結売上高6,500億円、連結営業利益610億円、ROA10%以上(営業利益ベース)、ROE10%以上(純利益ベース)です。事業の成長及び収益力の向上面では、お客様の期待以上の満足を得ることのできる魅力ある商品とサービスを提供し続けること、並びに継続的なコストリダクションと生産性向上により、安定的かつ持続的な成長を目指します。また、資産の効率的な運用の面では、資産の流動化や負債の圧縮などにより財務体質のスリム化を図り、企業価値の最大化を目指します。

()コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、経営の客観性・透明性を高め経営責任を明確にすることによって、ステークホルダーの皆様の満足を実現し企業価値を永続的に拡大することが企業経営の要であると考えています。そのために、以下のとおりコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

(a)取締役及び取締役会

取締役全員で構成する取締役会は、全社・全グループ最適視点の意思決定を行うことはもちろんのこと、ステークホルダー最適視点の意思決定、及び取締役相互の職務執行監督を行っています。

また、自らの業務執行を実践していくために、取締役会議長及び社外取締役以外の取締役は執行役員を兼任しています。(取締役兼執行役員)

社外取締役には当社グループが目指す経営を実践している先進企業の経営経験者を招聘しています。社外取締役は経験豊富な経営者としての高い知見に基づき、経営全般について様々な助言と提言を行っています。また、取締役の責任を明確にするため、取締役の任期を1年としています。

(b)監査役及び監査役会

監査役全員で構成する監査役会は、取締役の職務の執行に関して、適法性及び妥当性の観点から監査を行っており、取締役会をはじめとする主要会議に出席し、必要に応じて意見の表明を行うと共に、監査方針に則り各拠点に赴き監査を行っています。また、取締役との定期的な意見交換など、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備しています。

社外監査役には、企業財務・企業法務等の専門性や企業経営に係る高度な見識・経験を保持している方を招聘し、取締役会の意思決定や取締役の業務執行について客観的かつ公正な立場から監査を行っています。

(c)報酬諮問委員会・指名諮問委員会

イ)報酬諮問委員会

報酬諮問委員会は、取締役の基本報酬・年次賞与・株式報酬型ストック・オプションの決定プロセスと配分バランスが、定款、株主総会決議事項及び取締役報酬基本方針に沿ったものであることの確認並びにその活動を通じて取締役報酬の妥当性・客観性確保に資することを目的として設置しています。

委員は過半数を社外委員とすることとし、取締役会にて委員及び委員長を選任しています。委員会は、独立役員5名を含む社外委員6名と、社内委員として代表権をもたない取締役1名で構成し、委員長は社外委員から選任しています。

ロ)指名諮問委員会

指名諮問委員会は、取締役及び監査役人事に関する審議・確認等を通じて、当社の経営の客観性及び透明性の確保に資することを目的とし、株主総会に提出する社外取締役・社外監査役を含む取締役又は監査役候補者の選任及び解任に関する議案を取締役に答申するために設置しています。

委員は半数以上を社外委員とすることとし、取締役会にて委員及び委員長を選任しています。委員会は、独立役員5名を社外委員、及び代表取締役を社内委員として構成し、委員長は代表取締役社長執行役員としています。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

大量買付行為に際して、株主の皆様が当社株式の売却、すなわち大量買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行っていただくためには、大量買付者から提供される情報のみならず、当該行為が当社に与える影響や、大量買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画の内容等の必要かつ十分な情報、及び当該大量買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えています。

そこで、当社は、大量買付行為が行われた場合に、当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの判断材料の提供と検討期間を確保することを目的として、「当社株式の大量買付行為に関する対応方針」(買収防衛策、以下、「本プラン」という)を導入しています。

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請すると共に、係る手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、係る手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、係る大量買付行為に対する対抗措置として、新株予約権の無償割当て(会社法第277条以下に規定されています。)の方法により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるといったものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下「本新株予約権」という)には、()大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、()当社が本新株予約権の取得と引き換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されています。

本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社取締役会は、以下の理由から上記の取り組みが当社の上記の基本方針及び企業価値ひいては株主共同の利益の確保に資するものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

() 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していると考えられること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」「事前開示・株主意思の原則」「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しています。

() 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としていること

本プランは、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また、当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的とするものです。

() 株主意思を重視するものであること

(a) 本プランの更新にあたっては、定時株主総会において株主の皆様への承認をお諮りします。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

(b) 本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の決定を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。加えて、当社取締役会は、本プランに従い対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、株主の皆様を尊重する趣旨から必要かつ相当であると判断した場合には、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様を尊重することとしています。

() 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。なお、特別委員会は、当社社外取締役、社外監査役又は社外有識者により構成されます。

加えて、当社取締役会が特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐと共に、特別委員会の判断の概要については適時かつ適切に株主の皆様等に情報開示することとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

() 合理的な客観的要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止できる仕組みを確保しています。

() 外部専門家等の意見の取得

本プランにおいては、大量買付者が出現した場合、取締役会及び特別委員会が、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会及び特別委員会による判断の公正性及び客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。

() デッド・ハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができることとしており、デッド・ハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、本プランは、スロー・ハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができずその発動を阻止するのに時間が掛かる買収防衛策）でもありません。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものです。

(1)経営環境に関するリスク

経済状況の変動

当社グループの製品・サービスに対する需要は、その販売を行っている国又は地域の経済状況の影響を受けるため、世界の市場における景気後退及びこれに伴う需要の減少は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

為替相場の変動

国際取引や外貨建てで取引している海外での生産、販売等の営業活動取引、また、連結財務諸表作成のため海外連結子会社の資産及び負債等は円換算されるため、為替相場の変動は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

株価の下落

当社グループは、投資有価証券として株式を保有していますが、当該株式の時価が帳簿価額を著しく下回ることとなった場合、当該株式の評価損の計上が必要となり、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

金利の変動

金利の変動は営業費用、支払利息、受取利息あるいは金融資産及び負債の価値に影響を与え、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

市場環境の変動

当社グループが主たる事業活動を行う住宅関連分野での需要の大幅な変動は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(2)事業活動に関するリスク

競合他社との競争

当社グループは、多岐にわたる製品の開発・生産・販売・サービスを行っており、様々な企業と競合しています。当社グループは、今後とも競争力の維持・強化に向けた様々な取り組みを進めてまいりますが、将来にわたって優位に展開できなくなる可能性があります。

急激な製品価格の下落

当社グループは、高付加価値商品の開発やコストリダクション活動などに積極的に取り組んでいますが、国内外の市場において激しい競争に晒されており、企業努力を上回る価格下落圧力が生じた場合は、当社グループの利益の確保に深刻な影響を受ける可能性があります。

海外事業活動における障害

当社グループは、海外市場での事業拡大を戦略の一つとしています。しかしながら、海外では為替リスクに加え、政情不安、経済動向の不確実性、宗教や文化の相違、商習慣に関する障害、更には投資・海外送金・輸出入・外国為替などの規制の変更や税制の変更等様々な政治的、経済的もしくは法的な障害を伴う可能性があり、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を受ける可能性があります。

技術革新の重要性

当社グループの継続的成長及び競争力向上には、新技術や新製品開発のための技術革新が重要となりますが、将来の市場ニーズの変化に適切に対応できなかった場合などにおいては、当社グループの将来の成長や収益性に影響を受ける可能性があります。

企業買収及び他社との業務提携等

当社グループは、経営の効率化と競争力強化のため、企業買収及び資本参加を含む投資、他社との業務提携等による事業の拡大を行うことがあります。新しい製品やサービスを提供するにはこのような経営戦略が不可欠となりますが、活動が円滑に進まない、あるいは当初期待した効果が得られない可能性があります。また、他社が事業戦略を変更した場合には、当社グループは資本参加、業務提携関係等を維持することが困難になる可能性もあります。

原材料等の調達

当社グループの製造事業にとって、高品質の原材料及び部品等を安定的かつタイムリーに入手することは不可欠であり、そのために信頼のおける購入先を選定し調達活動を推進しています。しかし、購入先からの供給が中断した場合や業界内での需要が急増した場合、もしくは需給環境の変化等によりその調達価格が高騰する可能性もあります。このような場合には、購入先の変更や追加、あるいは他の原材料や部品の切り替え等がタイムリーに行うことができず、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を受ける可能性があります。

情報システムに関するリスク

当社グループは、ほとんどすべての業務において情報通信システムのサポートを受けています。また、情報通信システムも年々、複雑化・高度化しています。当社グループは、信頼性向上のため様々な対策を実施し、業務を継続的に運営できる体制を整備していますが、テロ、自然災害、ハッキング等の外的要因や人為的ミス、コンピュータウイルス等により情報通信システムの不具合、故障が生じる可能性があります。業務が一時的に中断し、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を受ける可能性があります。

代理店等の財政状況

当社グループの販売取引先は、当社グループとの契約に基づき、代金後払いで製品・サービスを購入している場合があります。

万一、当社グループが多額の売掛債権を有する販売取引先の財政状態が悪化し、契約条件どおりの支払いを受けられない場合には、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を受ける可能性があります。

有能な人財確保

当社グループは、人材は最も重要な財産の1つと捉え、グループ内では『人財』と表現しています。

当社グループの将来の持続的な成功は、人財がその能力を高め、会社に継続的に貢献し続けることと考え、経営理念に共感する人財を計画的に確保し、自律人財の育成に注力しています。従って、有能な人財の継続的な確保・育成ができない場合は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を受ける可能性があります。

(3) 中長期経営計画等に関するリスク

中長期経営計画等の目標達成

当社グループは、創立100周年を迎える平成29年（2017年）までに、「真のグローバル企業」となることを目指す「Vプラン2017」を推進しています。しかし、当社グループの計画達成に向けた取り組みにもかかわらず、事業環境の更なる悪化などの要因により、すべての目標達成又は期待される成果の実現に至らない可能性もあります。

事業構造改革

当社グループは、継続的な成長と収益力の更なる向上を目指すため、事業の選択と集中を進め、経営の効率化を図ってまいります。しかしながら、これらの事業再編や事業構造改革推進の過程において、費用の増加等によって当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を受ける可能性があります。

(4) 法的規制及び訴訟等

製品の欠陥

当社グループは、厳格な独自品質基準に基づき、製品の品質確保に細心の注意を払っています。しかしながら製品に欠陥が生じた場合、欠陥に起因する直接的・間接的損害に対して、当社グループは製造物賠償責任保険で十分補償しきれない賠償責任を負担する可能性や多大な対策費用の支出が生じる可能性があります。また当該問題に関する報道により、当社グループのブランドイメージの低下、顧客の流出などを招き、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権による保護

当社グループは、事業の優位性を確保するため、開発する製品及び技術について知的財産権による保護に努めていますが、出願する特許に対して権利が付与されない場合もあり、知的財産権による十分な保護が得られない可能性があります。また、知的財産権により保護されている第三者の技術を利用したい場合などには、その技術が利用できない、又は不利な条件で利用せざるを得ない場合もあります。加えて、当社グループが知的財産権に関し、第三者より訴訟を提起されたり、当社グループが自らの知的財産権保全のために訴訟を提起しなければならないことがあります。その場合において、多額の訴訟費用が費やされる可能性もあり、また、当社グループが第三者の知的財産権を侵害しているとの申し立てが認められた場合には、当社グループが特定の技術を利用できない可能性や多額の損害賠償責任を負う可能性もあります。

会計基準及び税制等の変更

新たな会計基準の適用や新たな税制の導入・変更によって、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、税制等の改正や税務申告における税務当局との見解の相違により、当社グループに予想以上の税負担が生じる可能性があります。

環境に関する規制

当社グループは、大気汚染、水質汚濁、土壌・地下水汚染、有害物質の取扱い・除去、廃棄物処理などを規制する様々な環境関連法令の適用を受けています。当社グループはこれら法令に細心の注意を払い事業活動を行っていますが、過去・現在及び将来の事業活動において、環境に関する費用負担の増加や賠償責任が発生する可能性があります。当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

気候変動に関する規制

気候変動抑制のため、世界的規模でのエネルギー使用の合理化や地球温暖化対策などの法令等の規制が強まっています。当社グループにおいて、これら規制の強化に伴い、新たな税負担、事業活動における諸資材・燃料の変更、設備の変更等の対応費用が増加することで、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

情報の流出

当社グループは、事業活動において顧客等のプライバシーや信用に関する情報（顧客等の個人情報を含む）を入手したり、他企業等の情報を受け取ることがあります。当社グループは、これらの情報の秘密保持に細心の注意を払い、情報の漏えいが生じないよう最大限の管理に努めていますが、不測の事態により情報が外部に流出する可能性があります。この場合には、損害賠償等の多額な費用負担が生じたり、当社グループの事業活動やブランドイメージに影響が及ぶ可能性があります。また当社グループの事業上の重要機密が第三者に不正流用される恐れもあり、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

その他の法的規制等

当社グループは、日本及び諸外国・地域の様々な規制に従って事業活動を行っています。これらの法規制や許認可制度等が従来よりも厳格になることにより、当社グループの事業活動が制限を受けたり、法規制等に適合するための費用が増加する可能性があります。また、当社グループが、不適切な対応や重大な違反をした場合には、当社グループの事業やブランドイメージに影響が及ぶ可能性があります。

訴訟の提起

当社グループは、グローバルで多岐にわたる事業展開をしており、事業活動を進めていく中で様々な訴訟等を受ける可能性があります。訴訟が提起された場合には、結果によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5)災害等に関するリスク

当社グループの事業拠点は、日本をはじめ世界各地に展開しています。大地震や大津波、台風、洪水などの自然災害やサイバー攻撃、戦争、テロ行為等の事象に伴う惨事、電力等のインフラ停止などの混乱状態に陥る可能性があります。また、重大な労働災害または強毒化した新型インフルエンザなどの感染症が世界的に流行した場合には、当社グループの設備の損害だけでなく貴重な人的資源に重大な影響を与え当社グループの事業活動の一部又は全体に大きな支障をきたす可能性があります。

この為に、事業拠点の移転や損害を被った設備等の修復の為に多額の費用が発生し、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に大きな影響が及ぶ可能性があります。

(6)風評に関するリスク

当社グループは、法令遵守違反などの不適切な行為が発覚した場合は、速やかに適切な対応を図って参りますが、当社グループに対する悪質な風評が、マスコミ報道やインターネット上の書き込み等により発生・流布した場合は、それが正確な事実に基づくものであるか否かにかかわらず、当社グループの社会的信用が毀損し、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(7)その他のリスク

年金債務

当社及び一部のグループ会社では外部積立による退職年金制度を設けています。今後、金利の低下により退職給付債務に関する割引率を引き下げる必要が生じる可能性や、株価の下落により年金資産の目減りをもたらす可能性があり、その結果、数理計算上の差異（損失）が増加し、将来にわたる退職給付費用が増加する可能性があります。

固定資産の減損

当社グループでは、固定資産の減損に係る会計基準等に従い、定期的に保有資産の将来キャッシュ・フロー等を算定し減損損失の認識・測定を行っています。その結果、固定資産の減損損失を計上することも予測され、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産

繰延税金資産の計算は、将来の課税所得など様々な予測・仮定に基づいており、経営状況の悪化や税務調査の結果等により、実際の結果がかかる予測・仮定とは異なる可能性があります。従って、将来の課税所得の予測・仮定に基づいて繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合、繰延税金資産は減額され、その結果、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

技術供与契約

| 契約会社名 | 契約相手先名称 | 国名 | 契約内容 | 対価の受取 | 契約期間 |
|---------------|-------------------|----|-------------------------|-----------------|--------------------------------|
| TOTO株 (当社) | 廈門和利多衛浴科 技有限公司 | 中国 | 便座・便蓋・排水弁等の製 造技術等の提供 | 一定料率のロ イヤルティ | 平成22年12月31日から 平成31年12月31日まで |

6【研究開発活動】

「プラン2017」で目標に掲げた中長期経営計画の実現のため、日本で開発したオンリーワン技術をベースに、グローバル各国の地域特性や多様なニーズに応え、効率的な生産が実現可能となるよう研究開発に取り組んでいます。また、組み立てやすい部品の設計やコスト削減、生産リードタイムの短縮を図るため、部材のプラットフォーム化を推進しています。

当社グループでは、年齢や性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なくすべての人が快適、安全に使える商品のデザインを行う「ユニバーサルデザイン(UD)」を推進しています。UD研究所にて、商品開発者がモニターの方々との対話や観察・検証を繰り返し、商品開発を行っています。

燃料電池の発電モジュールとして開発しているセラミック製発電セル(SFC)は、エネルギー消費量を抑制してCO₂の削減に大きく貢献する技術です。これまで当社が培ってきたセラミック技術を応用した研究開発を行っており、高い発電性能と耐久性をもつ発電モジュールの開発に特化し、早期の事業化を目指しています。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は190億9千8百万円です。

当連結会計年度におけるセグメント別の活動内容、及び研究開発費は次のとおりです。

なお、各セグメントに配賦できない研究開発費が23億8千3百万円あります。

a．国内住設事業

日本市場においては、毎日の暮らしの中でお客様が快適に過ごしながらも、知らず知らずのうちに地球環境を守ることのできる商品の研究開発を進めています。

当連結会計年度において、レストルームでは、きれいが長持ちする「きれい除菌水(次亜塩素酸水)」を搭載した「自動洗浄小便器」を発売し、超節水を実現しています。また、新洗浄システム「フラッシュタンク式」に「壁掛けタイプ」を品揃えしました。

キッチン・洗面商品では、快適な浴び心地と節水を両立させた「エアインシャワー」の機能を搭載した洗面化粧台「サクア(エアインスイング水栓)」を発売いたしました。

また、浴室商品では、システムバスルーム「サザナ」とマンションリモデルバスルーム「ひろがるWGほっかり床シリーズ」に、4つのお掃除ラクラク機能をプラスし、清潔で気持ち良いバスライフを実現しています。

当セグメントに係る研究開発費は139億8千5百万円です。

b．海外住設事業

海外市場においては、日本で開発したコアテクノロジーをもとに、高機能・高品質を維持しながら、各国の規制や基準を満たした環境配慮商品の開発を行い、それぞれの地域に合ったデザイン設計を進めています。また、各生産拠点では、最新技術を導入すると共に、日本で培った技術を伝承し、技術者の育成も進めています。

世界各地域で販売している「エアインオーバーヘッドシャワー」が、環境配慮に優れたデザインに与えられる世界的な賞である「GREEN GOOD DESIGN AWARDS 2015」を受賞しました。人の感性を数値に置き換える感性工学を活用し、水に空気を含ませて大粒化するエアイン技術に加えて、水流を脈動させて強弱をつけることで、節水と浴び心地の更なる向上を実現した「脈動エアイン」技術を、シンプルなプロダクトデザインの中に導入したことが、評価されたものです。

海外住設事業に係る研究開発費は、合計で8億4千万円であり、各セグメントに係る研究開発費は、それぞれ米州が5億9千8百万円、中国が1億4千6百万円、アジア・オセアニアが2千9百万円、及び欧州が6千7百万円です。

c．新領域事業

オンリーワン技術を活かした新領域事業の創出に向けて、様々な研究開発を行っています。

環境浄化技術「ハイドロテクト」は、当社グループによって、世界で初めて実用化に成功した技術で、内外装タイル建材・塗料・コーティング材等の光触媒層に光が当たると「分解力」と「親水性」が発生し、大気汚染物質(NO_x)を除去する空気浄化効果や建物の外観をきれいに保つセルフクリーニング効果、抗ウィルス性・抗菌性等を有しています。また、「ハイドロテクト」を大型セラミックス陶板に施した「ハイドロセラ」シリーズは、高い耐久性によって、各種ビルなどのパブリック物件において信頼を獲得しています。「ハイドロテクト」は、自社製品への応用にとどまらず、パートナー企業と共に多様な建材を通じて更なる普及を目指しており、国内外で広く環境保全に貢献しています。

セラミック事業においては、半導体の製造装置の分野で、エアスライド、静電チャック、ボンディングキャピラリーなどといった高品質・高精度セラミック製品の研究開発を進めています。

また、エアロゾルディポジション(AD)法を用いた緻密で密着力の高い「AD膜」の商材を増やし、幅広く採用いただいています。

「次世代半導体デバイスを支える『製造装置用低発塵性部材』の開発」で第6回ものづくり日本大賞「内閣総理大臣賞」を受賞しました。

同部材は、TOTOが世界で初めて実用化・量産化に成功した日本発祥の独自技術（AD法）により、部材表面に超緻密なセラミック膜を形成することで、半導体の製造プロセスにおける課題であった粉塵（パーティクル）発生数を約10分の1～20分の1に抑制、部材寿命を10倍にするもので、微細化が進む半導体の製造において、品質や生産性の向上に貢献しています。

新領域事業に係る研究開発費は、合計で18億8千8百万円であり、各セグメントに係る研究開発費は、それぞれセラミック事業が15億2千3百万円、環境建材事業が3億6千4百万円です。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しています。この連結財務諸表の作成にあたっては、過去の実績や合理的な方法等で処理していますが、引当金や資産の収益性の低下等による評価減等については、財政状態及び経営成績に影響を与える見積り額にて計上しています。

なお、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果とこれらの見積り額が異なる場合があります。

(2)当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、国内の住宅市場は、景気の回復に伴い雇用・所得環境の着実な改善が継続したことに加え、政府による住宅関連支援策が打ち出されたこともあり、売上高は前連結会計年度比4.3%増の5,678億8千9百万円となりました。

利益面では、営業利益は前連結会計年度比23.3%増の461億3千7百万円、経常利益は前連結会計年度比17.9%増の467億6千4百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比44.0%増の357億2千3百万円となりました。

(3)当連結会計年度の財政状態の分析

流動資産

当連結会計年度末における流動資産の残高は、2,793億8千3百万円（前連結会計年度末は2,666億3千7百万円）となり、127億4千5百万円増加しました。

前連結会計年度末からの主な増減要因については、現金及び預金が110億4千8百万円の増加、受取手形及び売掛金が32億7百万円の増加、有価証券が19億9千万円の増加、その他流動資産に計上している未収入金が9億9千5百万円の減少、原材料及び貯蔵品が6億2千7百万円の減少、商品及び製品が5億7千7百万円の減少となっています。

固定資産

当連結会計年度末における固定資産の残高は、2,568億8千2百万円（前連結会計年度末は2,503億5千7百万円）となり、65億2千5百万円増加しました。

前連結会計年度末からの主な増減要因については、建物及び構築物が51億9千5百万円の増加、建設仮勘定が30億8百万円の増加、ソフトウェアが10億1千2百万円の増加、投資有価証券が45億4百万円の減少となっています。

負債

当連結会計年度末における負債の残高は、2,507億4千3百万円（前連結会計年度末は2,364億1千2百万円）となり、143億3千万円増加しました。

前連結会計年度末からの主な増減要因については、短期借入金が168億8千7百万円の増加、退職給付に係る負債が134億7千万円の増加、支払手形及び買掛金が26億1千2百万円の増加、長期借入金が191億8千7百万円の減少となっています。

純資産

当連結会計年度末における純資産の残高は、2,855億2千2百万円（前連結会計年度末は2,805億8千2百万円）となり、49億4千万円増加しました。

前連結会計年度末からの主な増減要因については、親会社株主に帰属する当期純利益357億2千3百万円による利益剰余金の増加、退職給付に係る調整累計額が123億9千4百万円の減少、剰余金の配当96億5千万円による利益剰余金の減少、為替換算調整勘定が52億3百万円の減少、その他有価証券評価差額金が35億7千1百万円の減少となっています。

(4)当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 1.業績等の概要 (2)キャッシュ・フロー」に記載のとおりです。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、「水まわりを中心とした生活空間において、より豊かで快適な生活文化を創造・提供し続ける。」ことを基本方針とし、当連結会計年度は40,674百万円の設備投資を実施しました。

<国内住設事業>生産設備導入・更新、新商品金型、ショールーム展示品の入替など、26,093百万円の設備投資を行いました。

<海外住設事業>生産設備導入・更新、新商品金型など、セグメント別に米州826百万円、中国2,228百万円、アジア・オセアニア9,713百万円、欧州28百万円の設備投資を行いました。

<新領域事業>生産設備導入・更新など、セグメント別にセラミック事業1,060百万円、環境建材事業208百万円の設備投資を行いました。

<全社>全社的な投資として、研究開発設備購入などで、514百万円の設備投資を行いました。

当連結会計年度に完成の主要な設備としては、TOTOミュージアムの建設等があります。
なお、所要資金については自己資金を充当しました。

また、当連結会計年度において、次の主要な設備を除却しました。

| 会社名 事業所名 | セグメント名称 | 所在地 | 設備の内容 | 除却時期 | 除却時帳簿価額 |
|-----------------------|---------|------|-----------------|---------------------|---------|
| TOTO(株) 各支社・支店・営業所 | 国内住設事業 | 全国各所 | ショールーム展示品、建物造作等 | 平成27年4月 ～平成28年3月 | 415百万円 |

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりです。

（1）提出会社

平成28年3月31日現在

| 事業所名 （所在地） | セグメント の名称 | 設備の内容 | 帳簿価額（百万円） | | | | | 従業員数 （人） |
|-------------------------|--------------|-------------------------------|-------------|---------------|---------------|-------|--------|-------------|
| | | | 建物及び 構築物 | 機械装置 及び運搬具 | 土地 （面積千㎡） | その他 | 合計 | |
| 本社・小倉第一工場 （北九州市小倉北区） | 国内住設事業 全社 | 衛生陶器の 生産設備他 | 7,541 | 1,337 | 857 (152) | 1,568 | 11,304 | 1,783 |
| 小倉第二工場 （北九州市小倉南区） | 国内住設事業 | 水栓金具等の 研究開発設備他 | 443 | 141 | 346 (156) | 241 | 1,172 | 518 |
| 小倉第三工場 （北九州市小倉南区） | 国内住設事業 | 製品の梱包及び 出荷用設備 | 6,146 | 528 | 3,041 (77) | 190 | 9,907 | 296 |
| 茅ヶ崎工場 （神奈川県茅ヶ崎市） | 国内住設事業 全社 | システムトイレ の生産設備他 | 2,569 | 1,190 | 23 (84) | 771 | 4,555 | 494 |
| 滋賀工場 （滋賀県湖南市） | 国内住設事業 | 衛生陶器の生産 設備 | 4,252 | 6,506 | 92 (198) | 68 | 10,919 | 44 |
| 滋賀第二工場 （滋賀県甲賀市） | 国内住設事業 | 衛生陶器の製造 及び製品の梱包 及び出荷用設備 | 4,716 | 149 | 1,344 (95) | 74 | 6,284 | 33 |
| 千葉物流センター （千葉県八千代市） | 国内住設事業 | 製品の梱包及び 出荷用設備 | 1,636 | 185 | 2,029 (41) | 22 | 3,873 | 33 |

（2）国内子会社

平成28年3月31日現在

| 会社名 （所在地） | セグメント の名称 | 設備の内容 | 帳簿価額（百万円） | | | | | 従業員数 （人） |
|---|--------------|------------------------|-------------|---------------|----------------|-----|-------|-------------|
| | | | 建物及び 構築物 | 機械装置 及び運搬具 | 土地 （面積千㎡） | その他 | 合計 | |
| TOTOサニテクノ㈱ 本社・中津工場 （大分県中津市） | 国内住設事業 | 衛生陶器の 生産設備 | 944 | 1,583 | - (-) | 89 | 2,617 | 336 |
| TOTOサニテクノ㈱ 小倉工場 （北九州市小倉北区） | 国内住設事業 | 衛生陶器の 生産設備 | 320 | 1,168 | - (-) | 173 | 1,662 | 184 |
| TOTOサニテクノ㈱ 愛知工場 （愛知県常滑市） | 国内住設事業 | 衛生陶器の 生産設備 | 677 | 506 | 162 (26) | 87 | 1,433 | 200 |
| TOTOサニテクノ㈱ 滋賀工場 （滋賀県湖南市） | 国内住設事業 | 衛生陶器の 生産設備 | 410 | 944 | - (-) | 49 | 1,404 | 205 |
| TOTOウォシュレットテ クノ㈱ 本社 （北九州市小倉南区） | 国内住設事業 | 温水洗浄便座の 生産設備他 | 17 | 73 | - (-) | 951 | 1,042 | 115 |
| TOTOウォシュレットテ クノ㈱ 土岐工場 （岐阜県土岐市） | 国内住設事業 | 温水洗浄便座の 生産設備 | 550 | 355 | 600 (27) | 99 | 1,605 | 320 |
| TOTOウォシュレットテ クノ㈱ 茨城工場 （茨城県桜川市） | 国内住設事業 | 温水洗浄便座の 生産設備 | 815 | 351 | 20 (12) | 32 | 1,219 | 228 |
| TOTOバスクリエイト㈱ 本社・佐倉工場 （千葉県佐倉市） | 国内住設事業 | ユニットバス ルームの生産設 備 | 1,572 | 617 | 3,136 (101) | 818 | 6,144 | 351 |

| 会社名 (所在地) | セグメント の名称 | 設備の内容 | 帳簿価額(百万円) | | | | | 従業員数 (人) |
|--|---------------|---|-------------|---------------|---------------|-----|-------|-------------|
| | | | 建物及び 構築物 | 機械装置 及び運搬具 | 土地 (面積千㎡) | その他 | 合計 | |
| TOTOバスクリエイト(株) 赤穂工場 (兵庫県赤穂市) | 国内住設事業 | ユニットバス ルームの生産設 備 | 325 | 186 | - (-) | 14 | 526 | 18 |
| TOTOハイリビング(株) 本社・茂原工場 (千葉県茂原市) | 国内住設事業 | システムキッチ ン・洗面化粧台 の生産設備 | 1,240 | 731 | 2,294 (98) | 829 | 5,095 | 283 |
| TOTOハイリビング(株) 行橋工場 (福岡県行橋市) | 国内住設事業 | 洗面化粧台の 生産設備 | 315 | 6 | 447 (74) | 1 | 770 | 25 |
| TOTOハイリビング(株) 甲賀工場 (滋賀県甲賀市) | 国内住設事業 | システムキッチ ン・洗面化粧台 の生産設備 | 11 | 449 | - (-) | 0 | 462 | 103 |
| TOTOアクアテクノ(株) 本社・小倉工場 (北九州市小倉南区) | 国内住設事業 | 水栓金具等の 生産設備他 | 1,178 | 1,197 | - (-) | 862 | 3,237 | 1,099 |
| TOTOアクアテクノ(株) 大分工場 (大分県大分市) | 国内住設事業 | 水栓金具の生産 設備他 | 1,008 | 865 | - (-) | 95 | 1,970 | 487 |
| サンアクアTOTO(株) (北九州市小倉南区) | 国内住設事業 | 水栓金具等の 生産設備 | 46 | 2 | - (-) | 10 | 59 | 121 |
| TOTOファインセラミック ス(株) (大分県中津市) | セラミック事業 | ニュー セラミック製品 の生産設備 | 886 | 1,115 | 469 (54) | 395 | 2,866 | 331 |
| TOTOマテリア(株) 本社・土岐工場 (岐阜県土岐市) | 環境建材事業 | タイル建材の 生産設備 | 737 | 637 | 543 (60) | 660 | 2,579 | 133 |
| TOTOプラテクノ(株) 本社・豊前工場 (福岡県豊前市) | 国内住設事業 | プラスチック浴 槽・マーブライ トカウンターの 生産設備 | 272 | 116 | 459 (69) | 121 | 969 | 236 |
| TOTOプラテクノ(株) 苅田工場 (福岡県苅田町) | 国内住設事業 | 腰掛便器用シー ト、プラスチック ・ゴム成形部 品の生産設備 | 409 | 304 | 413 (41) | 40 | 1,167 | 219 |
| TOTOプラテクノ(株) 勝浦工場 (千葉県勝浦市) | 国内住設事業 | プラスチック浴 槽・マーブライ トカウンターの 生産設備 | 328 | 27 | 221 (34) | 8 | 586 | 100 |
| TOTOプラテクノ(株) 奈良工場 (奈良県大和郡山市) | 国内住設事業 | プラスチック浴 槽・マーブライ トカウンターの 生産設備 | 110 | 67 | 772 (8) | 66 | 1,017 | 35 |
| TOTOエンジニアリング(株) (東京都港区) | 国内住設事業 | 業務用建物 | 8 | - | - (-) | 7 | 16 | 541 |
| TOTOエムテック(株) (東京都新宿区) | 国内住設事業 | 業務用土地・ 建物 | 1,059 | 2 | 544 (12) | 175 | 1,781 | 449 |
| TOTOビジネス(株) (北九州市小倉北区) | 国内住設事業 その他 | 賃貸用土地・ 建物 | 991 | - | 1,762 (0) | 6 | 2,760 | 36 |

(3) 在外子会社

平成28年3月31日現在

| 会社名 (所在地) | セグメント の名称 | 設備の内容 | 帳簿価額(百万円) | | | | | 従業員数 (人) |
|---|---------------|----------------------------------|-------------|---------------|--------------|-------|-------|-------------|
| | | | 建物及び 構築物 | 機械装置 及び運搬具 | 土地 (面積千㎡) | その他 | 合計 | |
| 北京東陶有限公司 (中国北京) | 中国 | 衛生陶器の 生産設備 | 683 | 1,025 | - (-) | 203 | 1,912 | 832 |
| 東陶機器(北京)有限公司 (中国北京) | 中国 | 衛生陶器の 生産設備 | 828 | 1,722 | - (-) | 166 | 2,717 | 1,169 |
| 南京東陶有限公司 (中国南京) | 中国 | 浴槽の 生産設備 | 488 | 465 | - (-) | 157 | 1,111 | 545 |
| 東陶(大連)有限公司 (中国大連) | 中国 | 水栓金具の 生産設備 | 486 | 777 | - (-) | 390 | 1,654 | 885 |
| 東陶(上海)有限公司 (中国上海) | 中国 | 温水洗浄便 座・衛生設備 関連商品の 生産設備 | 276 | 365 | - (-) | 1,246 | 1,889 | 779 |
| 東陶華東有限公司 (中国上海) | 中国 | 衛生陶器の 生産設備 | 3,335 | 2,592 | - (-) | 388 | 6,317 | 584 |
| 東陶(福建)有限公司 (中国漳州) | 中国 | 衛生陶器の 生産設備 | 3,472 | 2,444 | - (-) | 590 | 6,507 | 469 |
| TOTO MALAYSIA SDN. BHD. (マレーシア) | アジア・オセア ニア | 温水洗浄便座 の生産設備 | 514 | 746 | 155 (34) | 244 | 1,660 | 759 |
| TOTO VIETNAM CO., LTD (ベトナム) | アジア・オセア ニア | 衛生陶器等の 生産設備 | 1,796 | 2,109 | - (-) | 103 | 4,009 | 2,660 |
| TOTO (THAILAND) CO., LTD. (タイ) | アジア・オセア ニア | 衛生陶器等の 生産設備 | 1,521 | 2,784 | 466 (101) | 42 | 4,815 | 1,075 |
| TOTO INDIA INDUSTRIES PVT. LTD. (インド) | アジア・オセア ニア | 衛生陶器等の 生産設備 | 3,247 | 1,804 | - (-) | 528 | 5,581 | 725 |
| 台湾東陶股份有限公司 (台湾) | アジア・オセア ニア | 衛生陶器等の 生産設備 | 918 | 232 | 73 (35) | 438 | 1,663 | 415 |
| TOTO U.S.A., Inc. (米国アトランタ) | 米州 | 衛生陶器の 生産設備 | 1,077 | 1,788 | 60 (81) | 626 | 3,553 | 664 |
| TOTO MEXICO, S.A. DE C.V. (メキシコ) | 米州 | 衛生陶器の 生産設備 | 702 | 1,380 | 453 (195) | 44 | 2,581 | 459 |

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品、リース資産及び建設仮勘定の合計です。なお、金額に消費税等は含んでいません。

2. TOTOサニテクノ(株)中津工場・小倉工場・滋賀工場、TOTOウォシュレットテクノ(株)本社、TOTOバスクリエイト(株)赤穂工場、TOTOハイリビング(株)甲賀工場、TOTOアクアテクノ(株)小倉工場・大分工場、サンアクアTOTO(株)、TOTOエンジニアリング(株)、TOTOビジネット(株)に対しては、提出会社より事業用の土地等を賃貸しています。

3. 主要な設備において現在休止中のものはありません。

4. 上記の他、主要な賃借している設備として以下のものがあります。

| 会社名 | セグメントの名称 | 設備の内容 | 年間のリース料 (百万円) |
|--------------------------------|----------|--------------------------|------------------|
| TOTO(株) (北九州市小倉北区) | 国内住設事業 | 電子計算機、セールスカー、 事務・通信機器 | 1,874 |
| TOTO U.S.A., Inc. (米国アトランタ) | 米州 | 物流設備、事務・通信機器 | 488 |

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資は、今後の生産計画、販売予測、キャッシュ・フロー等を総合的に判断し、グループ全体で重複投資とならないよう、提出会社を中心に調整を行っています。

平成28年度における当社グループの投資予定金額は33,200百万円であり、所要資金は自己資金を充当する予定です。

重要な設備の新設の計画は以下のとおりです。

| 会社名 事業所名 | 所在地 | セグメントの名称 | 設備の内容 | 投資予定金額 | | 資金調達 方法 | 着手及び完了予定 | | 完成後の 増加能力 |
|-------------------------------|-------------|----------|------------------------------|-------------|---------------|------------|-------------|-------------|--------------|
| | | | | 総額 (百万円) | 既支払額 (百万円) | | 着手 | 完了 | |
| TOTO(株) 各工場 | 全国各所 | 国内住設事業 | 各工場生産 設備、研究 開発設備他 | 2,400 | - | 自己資金 | 平成28年 4月 | 平成29年 3月 | - |
| TOTO(株) 各支社・ 営業所 | 全国各所 | 国内住設事業 | ショールー ムの新設・ 移転他 | 2,000 | - | 自己資金 | 平成28年 4月 | 平成29年 3月 | - |
| TOTOサニ テクノ(株) | 大分県 中津市 | 国内住設事業 | 衛生陶器の 生産設備他 | 1,200 | - | 自己資金 | 平成28年 4月 | 平成29年 3月 | - |
| TOTOウォ シュレ ットテクノ (株) | 福岡県 北九州市 | 国内住設事業 | ウォシュ レット生産 金型他 | 2,100 | - | 自己資金 | 平成28年 4月 | 平成29年 3月 | - |
| TOTOバス クリエイ ト(株) | 千葉県 佐倉市 | 国内住設事業 | ユニットバ スルーム生 産金型他 | 1,300 | - | 自己資金 | 平成28年 4月 | 平成29年 3月 | - |
| TOTOハイ リビング (株) | 千葉県 茂原市 | 国内住設事業 | システム キッチン生 産金型他 | 1,100 | - | 自己資金 | 平成28年 4月 | 平成29年 3月 | - |
| TOTOアク アテクノ (株) | 福岡県 北九州市 | 国内住設事業 | 水栓金具生 産金型他 | 2,100 | - | 自己資金 | 平成28年 4月 | 平成29年 3月 | - |
| TOTOファ インセラ ミックス (株) | 大分県 中津市 | セラミック事業 | ニューセラ ミック製品 の生産設備 他 | 1,000 | - | 自己資金 | 平成28年 4月 | 平成29年 3月 | - |

(注) 上記金額には消費税等を含んでいます。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 700,000,000 |
| 計 | 700,000,000 |

(注)平成27年6月26日開催の第149期定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されています。これにより、株式併合の効力発生日(平成27年10月1日)をもって、発行可能株式総数が700,000,000株となっています。

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数 (株) (平成28年3月31日) | 提出日現在発行数 (株) (平成28年6月30日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|-----------------------------------|---------------------------------|--|---------------|
| 普通株式 | 176,981,297 | 176,981,297 | (株)東京証券取引所(市場第一部) (株)名古屋証券取引所(市場第一部) 福岡証券取引所 | 単元株式数 100株 |
| 計 | 176,981,297 | 176,981,297 | - | - |

(注)1.「提出日現在発行数」欄には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。
2.平成27年10月1日付で普通株式2株を1株に併合しました。これにより発行済株式総数は176,981,298株減少し、176,981,297株となっています。
3.平成27年6月26日開催の第149期定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されています。これにより、株式併合の効力発生日(平成27年10月1日)をもって、単元株式数が1,000株から100株に変更となっています。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権(ストック・オプション)は、次のとおりです。

平成19年7月31日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成28年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年5月31日) |
|-------------------------------------|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 57(注1) | 57(注1) |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 28,500(注2) | 28,500(注2) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成19年8月18日 至 平成49年8月17日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1円 資本組入額 (注3) | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注4) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注5) | 同左 |

- (注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は500株とする。
- (注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率
また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- (注3) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条(現第17条)第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (注4) 新株予約権者は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。
上記に拘わらず、新株予約権者は、以下の()又は()に定める場合(ただし、()については、新株予約権者に別途定める条件に合致する会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
()新株予約権者が平成48年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成48年8月18日から平成49年8月17日
()当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から30日間
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、係る新株予約権を行使することができないものとする。
- (注5) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、別途決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
新株予約権を行使することができる期間
別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
別途決定する。
譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項
別途決定する。
その他の新株予約権の行使の条件
別途決定する。

平成20年6月27日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成28年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年5月31日) |
|-------------------------------------|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 100(注1) | 100(注1) |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 50,000(注2) | 50,000(注2) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成20年7月19日 至平成50年7月18日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1円 資本組入額 (注3) | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注4) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注5) | 同左 |

(注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は500株とする。

(注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(注3) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条(現第17条)第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注4) 新株予約権者は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に拘わらず、新株予約権者は、以下の()又は()に定める場合(ただし、()については、新株予約権者に別途定める条件に合致する会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

()新株予約権者が平成49年7月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成49年7月19日から平成50年7月18日

()当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から30日間

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、係る新株予約権を行使することができないものとする。

(注5) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、別途決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

別途決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

別途決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

別途決定する。

平成21年6月26日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成28年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年5月31日) |
|-------------------------------------|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 108(注1) | 108(注1) |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 54,000(注2) | 54,000(注2) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成21年7月18日 至平成51年7月17日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1円 資本組入額 (注3) | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注4) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注5) | 同左 |

- (注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は500株とする。
- (注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率
また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- (注3) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (注4) 新株予約権者は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。
上記に拘わらず、新株予約権者は、以下の()又は()に定める場合(ただし、()については、新株予約権者に別途定める条件に合致する会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
()新株予約権者が平成50年7月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成50年7月18日から平成51年7月17日
()当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から30日間
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、係る新株予約権を行使することができないものとする。
- (注5) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、別途決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
新株予約権を行使することができる期間
別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
別途決定する。
譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
新株予約権の取得条項
別途決定する。
その他の新株予約権の行使の条件
別途決定する。

平成22年 6月29日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成28年 3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年 5月31日) |
|-------------------------------------|--|----------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 122(注1) | 122(注1) |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 61,000(注2) | 61,000(注2) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成22年 7月21日 至 平成52年 7月20日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1円 資本組入額 (注3) | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注4) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注5) | 同左 |

(注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は500株とする。

(注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(注3) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注4) 新株予約権者は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に拘わらず、新株予約権者は、以下の()又は()に定める場合(ただし、()については、新株予約権者に別途定める条件に合致する会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

()新株予約権者が平成51年7月20日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成51年7月21日から平成52年7月20日

()当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から30日間

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、係る新株予約権を行使することができないものとする。

(注5) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、別途決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

別途決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

別途決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

別途決定する。

平成23年6月29日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成28年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年5月31日) |
|-------------------------------------|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 130(注1) | 130(注1) |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 65,000(注2) | 65,000(注2) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成23年7月21日 至 平成53年7月20日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1円 資本組入額 (注3) | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注4) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注5) | 同左 |

- (注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は500株とする。
- (注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率
また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- (注3) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (注4) 新株予約権者は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。
上記に拘わらず、新株予約権者は、以下の()又は()に定める場合(ただし、()については、新株予約権者に別途定める条件に合致する会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
()新株予約権者が平成52年7月20日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成52年7月21日から平成53年7月20日
()当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から30日間
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、係る新株予約権を行使することができないものとする。
- (注5) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、別途決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
新株予約権を行使することができる期間
別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
別途決定する。
譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
新株予約権の取得条項
別途決定する。
その他の新株予約権の行使の条件
別途決定する。

平成24年6月28日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成28年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年5月31日) |
|-------------------------------------|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 172(注1) | 172(注1) |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 86,000(注2) | 86,000(注2) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成24年7月21日 至平成54年7月20日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1円 資本組入額 (注3) | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注4) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注5) | 同左 |

(注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は500株とする。

(注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(注3) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注4) 新株予約権者は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に拘わらず、新株予約権者は、以下の()又は()に定める場合(ただし、()については、新株予約権者に別途定める条件に合致する会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

()新株予約権者が平成53年7月20日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成53年7月21日から平成54年7月20日

()当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から30日間

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、係る新株予約権を行使することができないものとする。

(注5) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、別途決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

別途決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

別途決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

別途決定する。

平成25年6月27日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成28年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年5月31日) |
|-------------------------------------|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 78(注1) | 78(注1) |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 39,000(注2) | 39,000(注2) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成25年7月20日 至 平成55年7月19日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1円 資本組入額 (注3) | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注4) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注5) | 同左 |

(注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は500株とする。

(注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(注3) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注4) 新株予約権者は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に拘わらず、新株予約権者は、以下の()又は()に定める場合(ただし、()については、新株予約権者に別途定める条件に合致する会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

()新株予約権者が平成54年7月19日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成54年7月20日から平成55年7月19日

()当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から30日間

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、係る新株予約権を行使することができないものとする。

(注5) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、別途決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

別途決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

別途決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

別途決定する。

平成26年6月27日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成28年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年5月31日) |
|-------------------------------------|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 71(注1) | 71(注1) |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 35,500(注2) | 35,500(注2) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成26年7月19日 至平成56年7月18日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1円 資本組入額 (注3) | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注4) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注5) | 同左 |

(注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は500株とする。

(注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(注3) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注4) 新株予約権者は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に拘わらず、新株予約権者は、以下の()又は()に定める場合(ただし、()については、新株予約権者に別途定める条件に合致する会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

()新株予約権者が平成55年7月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成55年7月19日から平成56年7月18日

()当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から30日間

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、係る新株予約権を行使することができないものとする。

(注5) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、別途決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

別途決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

別途決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

別途決定する。

平成27年6月26日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成28年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年5月31日) |
|-------------------------------------|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 30(注1) | 30(注1) |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 15,000(注2) | 15,000(注2) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 1円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成27年7月18日 至 平成57年7月17日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1円 資本組入額 (注3) | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注4) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注5) | 同左 |

(注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は500株とする。

(注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(注3) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注4) 新株予約権者は、当社の取締役(指名委員会等設置会社における執行役を含む)、監査役及び執行役員のうちいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に拘わらず、新株予約権者は、以下の()又は()に定める場合(ただし、()については、新株予約権者に別途定める条件に合致する会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

()新株予約権者が平成56年7月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成56年7月18日から平成57年7月17日

()当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から30日間

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、係る新株予約権を行使することができないものとする。

(注5) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、別途決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

別途決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

別途決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

別途決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|--------------------|------------------------|-----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成25年8月9日 (注1) | 17,700 | 353,962 | - | 35,579 | - | 29,101 |
| 平成27年10月1日 (注2) | 176,981 | 176,981 | - | 35,579 | - | 29,101 |

(注) 1. 自己株式の消却による減少です。

2. 普通株式2株を1株に併合したことによる減少です。

3. 平成28年4月1日から平成28年5月31日までの間に、新株予約権の行使による資本金の増加はありません。

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | 単元未満株式 の状況 (株) | |
|-----------------|--------------------|---------|--------------|------------|---------|------|---------|----------------------|---------|
| | 政府及び地方 公共団体 | 金融機関 | 金融商品取 引業者 | その他の法 人 | 外国法人等 | | 個人その他 | | 計 |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | - | 109 | 63 | 504 | 477 | 13 | 25,126 | 26,292 | - |
| 所有株式数 (単元) | - | 778,682 | 40,838 | 221,959 | 406,349 | 99 | 319,221 | 1,767,148 | 266,497 |
| 所有株式数の 割合(%) | - | 44.06 | 2.31 | 12.56 | 22.99 | 0.01 | 18.07 | 100 | - |

(注) 1. 自己株式7,838,535株は、「個人その他」に78,385単元及び「単元未満株式の状況」に35株含めて記載しています。

2. 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の中には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ35単元及び50株含まれています。

(7) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%) |
|--------------------------------------|--|---------------|--------------------------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町二丁目11番3号 | 14,612 | 8.26 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 10,600 | 5.99 |
| 明治安田生命保険相互会社(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社) | 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟) | 10,358 | 5.85 |
| TOTO株式会社 | 北九州市小倉北区中島二丁目1番1号 | 7,838 | 4.43 |
| 日本生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 | 5,393 | 3.05 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 | 3,087 | 1.74 |
| 野村信託銀行株式会社(投信口) | 東京都千代田区大手町二丁目2番2号 | 2,974 | 1.68 |
| 積水ハウス株式会社 | 大阪市北区大淀中一丁目1番88号 | 2,671 | 1.51 |
| 日本特殊陶業株式会社 | 名古屋市瑞穂区高辻町14番18号 | 2,547 | 1.44 |
| TOTO持株会 | 北九州市小倉北区中島二丁目1番1号 | 2,467 | 1.39 |
| 計 | - | 62,552 | 35.34 |

(注) 平成27年7月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、並びに日興アセットマネジメント株式会社が平成27年7月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりです。

| 氏名又は名称 | 住所 | 保有株券等の数 (株) | 株券等保有割合 (%) |
|-------------------------|-------------------|----------------|----------------|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 | 株式 12,246,500 | 3.46 |
| 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 | 東京都港区芝三丁目33番1号 | 株式 566,000 | 0.16 |
| 日興アセットマネジメント株式会社 | 東京都港区赤坂九丁目7番1号 | 株式 5,087,000 | 1.44 |

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年3月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-------------------|----------|----|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | 普通株式 7,838,500 | - | - |

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|--------------|---------------------|-----------|--------------------|
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 168,876,300 | 1,688,763 | - |
| 単元未満株式 | 普通株式 266,497 | - | 1単元(100株)未満 の株式 |
| 発行済株式総数 | 176,981,297 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 1,688,763 | - |

(注)「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,500株含まれています。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数35個が含まれています。

【自己株式等】

平成28年3月31日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|------------|-----------------------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| TOTO株式会社 | 北九州市小倉北区 中島二丁目1番1号 | 7,838,500 | - | 7,838,500 | 4.43 |
| 計 | - | 7,838,500 | - | 7,838,500 | 4.43 |

(9)【ストックオプション制度の内容】

当社は、株式報酬型ストック・オプション制度を採用しています。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は、以下のとおりです。

第一回新株予約権

(平成19年7月31日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成19年7月31日取締役会において決議したものです。

| | |
|-------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成19年7月31日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役(社外取締役を除く)14名 当社監査役(社外監査役を除く)2名 当社執行役員(取締役を兼務する者を除く)16名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。 |

第二回新株予約権

(平成20年6月27日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成20年6月27日取締役会において決議したものです。

| | |
|-------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成20年6月27日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役(社外取締役を除く)14名 当社監査役(社外監査役を除く)2名 当社執行役員(取締役を兼務する者を除く)16名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。 |

第三回新株予約権

(平成21年6月26日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成21年6月26日取締役会において決議したものです。

| | |
|-------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成21年6月26日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役(社外取締役を除く)14名 当社監査役(社外監査役を除く)2名 当社執行役員(取締役を兼務する者を除く)15名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。 |

第四回新株予約権

(平成22年6月29日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成22年6月29日取締役会において決議したものです。

| | |
|-------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成22年6月29日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役(社外取締役を除く)13名 当社監査役(社外監査役を除く)2名 当社執行役員(取締役を兼務する者を除く)18名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。 |

第五回新株予約権

(平成23年6月29日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成23年6月29日取締役会において決議したものです。

| | |
|-------------------------|-------------------------|
| 決議年月日 | 平成23年6月29日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役(社外取締役を除く)12名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。 |

第六回新株予約権

(平成24年6月28日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成24年6月28日取締役会において決議したものです。

| | |
|-------------------------|-------------------------|
| 決議年月日 | 平成24年6月28日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役(社外取締役を除く)12名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。 |

第七回新株予約権

(平成25年6月27日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成25年6月27日取締役会において決議したものです。

| | |
|-------------------------|-------------------------|
| 決議年月日 | 平成25年6月27日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役(社外取締役を除く)11名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。 |

第八回新株予約権

(平成26年6月27日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成26年6月27日取締役会において決議したものです。

| | |
|-------------------------|-------------------------|
| 決議年月日 | 平成26年6月27日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役(社外取締役を除く)10名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。 |

第九回新株予約権

(平成27年6月26日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成27年6月26日取締役会において決議したものです。

| | |
|-------------------------|-------------------------|
| 決議年月日 | 平成27年6月26日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役(社外取締役を除く)10名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。 |

第十回新株予約権

(平成28年6月29日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成28年6月29日取締役会において決議したものです。

| | |
|-------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成28年6月29日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役(社外取締役を除く) 10名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数(株) | 21,500株(注1) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成28年7月21日 至 平成58年7月20日 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注2) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注3) |

(注1) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(注2) 新株予約権者は、当社の取締役(指名委員会等設置会社における執行役を含む)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に拘わらず、新株予約権者は、以下の()又は()に定める場合(ただし、()については、新株予約権者に別途定める条件に合致する会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

()新株予約権者が平成57年7月20日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成57年7月21日から平成58年7月20日

()当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から30日間

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、係る新株予約権を行使することができないものとする。

(注3) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、別途決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記 に
従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株
式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い
日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
別途決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

別途決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

別途決定する。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(円) |
|--|--------|-----------|
| 取締役会(平成27年10月30日)での決議状況 (取得日 平成27年10月30日) | 1,351 | 5,579,630 |
| 当事業年度前における取得自己株式 | - | - |
| 当事業年度における取得自己株式 | 1,351 | 5,579,630 |
| 残存決議株式の総数及び価額の総額 | - | - |
| 当事業年度の末日現在の未行使割合(%) | - | - |
| 当期間における取得自己株式 | - | - |
| 提出日現在の未行使割合(%) | - | - |

(注)平成27年10月1日付で普通株式2株を1株に併合しました。この株式併合により生じた1株に満たない端数の処理について、会社法第235条第2項、第234条第4項及び第5項の規定に基づく自己株式の買取りを行ったものです。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(円) |
|-----------------|--------|------------|
| 当事業年度における取得自己株式 | 27,348 | 66,038,243 |
| 当期間における取得自己株式 | 297 | 1,183,980 |

(注)1.平成27年10月1日付で普通株式2株を1株に併合しました。当事業年度における取得自己株式27,348株の内訳は、株式併合前21,360株、株式併合後5,988株です。

2.当期間における取得自己株式には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|-----------------------------|-----------|------------|-----------|------------|
| | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| その他 (株式併合による減少) | 7,872,839 | - | - | - |
| (単元未満株式の売渡請求による売渡) | 445 | 1,178,553 | - | - |
| (新株予約権(ストック・オプション)の権利行使) | 109,500 | 90,209,500 | - | - |
| 保有自己株式数 | 7,838,535 | - | 7,838,832 | - |

(注)1.平成27年10月1日付で普通株式2株を1株に併合しました。当事業年度における単元未満株式の売渡請求による売渡445株の内訳は、株式併合前303株、株式併合後142株、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使109,500株の内訳は、株式併合前68,000株、株式併合後41,500株です。

2.当期間における保有自己株式数には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り、単元未満株式の売渡及び新株予約権(ストック・オプション)の行使による株式は含まれていません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題のひとつとしており、企業体質の強化と将来の事業展開を勘案した内部留保の充実と安定的な配当を基本方針としています。

内部留保資金につきましては、長期安定的な経営基盤の確立に向けて、商品力の向上と生産・販売体制の整備・強化及び新規事業や海外事業の展開などに活用してまいります。

配当性向につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目処とし、業績に連動した利益還元を目指しつつ、安定的な配当の維持に努めてまいります。配当は、今後も中間・期末の年間2回を予定しています。

また、自己株式の取得につきましては、機動的な資本政策等遂行の必要性、財務体質への影響等を考慮したうえで、総合的に判断してまいります。

当社は、「剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める」旨、定款に定めています。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりです。

| 決議年月日 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) |
|-----------------------|-----------------|-----------------|
| 平成27年10月30日 取締役会決議 | (注1) 5,073 | (注2) 15.0 |
| 平成28年5月20日 取締役会決議 | 5,750 | (注2) 34.0 |

(注) 1. 配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金22百万円を含めています。

2. 平成27年10月1日付で普通株式2株を1株に併合しています。当事業年度の配当は、当該株式併合後の基準で換算すると、中間配当金は1株当たり30円、期末配当金は1株当たり34円となります。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次 | 第146期 | 第147期 | 第148期 | 第149期 | 第150期 |
|-------|---------|---------|---------|---------|--------------|
| 決算年月 | 平成24年3月 | 平成25年3月 | 平成26年3月 | 平成27年3月 | 平成28年3月 |
| 最高(円) | 710 | 867 | 1,758 | 1,812 | 2,304(4,525) |
| 最低(円) | 565 | 507 | 768 | 1,050 | 1,560(2,939) |

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

2. 平成27年10月1日付で普通株式2株を1株に併合したため、第150期の株価については株式併合前の最高・最低株価を記載し、()内に株式併合後の最高・最低株価を記載しています。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成27年10月 | 11月 | 12月 | 平成28年1月 | 2月 | 3月 |
|-------|----------|-------|-------|---------|-------|-------|
| 最高(円) | 4,210 | 4,525 | 4,350 | 4,300 | 4,040 | 3,665 |
| 最低(円) | 3,715 | 3,935 | 3,930 | 3,455 | 2,939 | 3,185 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5【役員の状況】

男性17名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-------|----------------|-------|-------------|--|------|---------------|
| 代表取締役 | 会長 兼 取締役会議長 | 張本 邦雄 | 昭和26年3月19日生 | 昭和48年4月 当社入社 平成15年6月 当社取締役 執行役員 販売推進グループ長 平成17年6月 当社取締役 常務執行役員 マーケティング&コミュニケーショングループ担当 兼 販売推進グループ長 平成18年6月 当社取締役 専務執行役員 マーケティンググループ、販売推進グループ担当 平成21年4月 当社代表取締役 社長執行役員 新領域事業グループ担当 平成22年4月 当社代表取締役 社長執行役員 システム商品グループ、新領域事業グループ、秘書室、経営企画部、内部監査室担当 兼 Vプラン新領域事業担当 平成23年4月 当社代表取締役 社長執行役員 新領域事業グループ、経営企画本部、内部監査室、秘書室担当 兼 Vプラン新領域事業担当 平成24年4月 当社代表取締役 社長執行役員 新領域事業グループ、経営企画本部、内部監査室、文化推進部、秘書室担当 兼 Vプラン新領域事業担当 平成26年4月 当社代表取締役 会長 兼 取締役会議長 現在に至る | (注)3 | 44 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-------|--|-------|-------------|---|------|---------------|
| 代表取締役 | 社長執行役員 グローバル事業 推進、経営企 画、秘書室担当 | 喜多村 円 | 昭和32年5月24日生 | 昭和56年4月 当社入社 平成18年6月 当社執行役員 経営企画部長 平成20年4月 当社執行役員 浴室事業部長 平成23年4月 当社常務執行役員 システム商品 グループ担当 兼 浴室事業部長 平成23年6月 当社取締役 常務執行役員 システ ム商品グループ担当 兼 浴室事業 部長 平成24年4月 当社取締役 常務執行役員 システ ム商品グループ担当 平成25年6月 当社取締役 専務執行役員 システ ム商品グループ担当 平成26年4月 当社代表取締役 社長執行役員 新 領域事業グループ、経営企画本 部、秘書室担当 兼 Vプラン新領 域事業担当 平成27年4月 当社代表取締役 社長執行役員 新 領域事業グループ、経営企画本 部、グローバル戦略室、秘書室担 当 兼 Vプラン新領域事業担当 平成28年4月 当社代表取締役 社長執行役員 グ ローバル事業推進、経営企画、秘 書室担当 現在に至る | (注)3 | 12 |
| 代表取締役 | 副社長執行役員 販売関連管掌、 文化推進担当 | 古部 清 | 昭和29年11月3日生 | 昭和52年4月 当社入社 平成20年6月 当社執行役員 販売統括本部長 平成22年4月 当社執行役員 販売推進グループ 担当 兼 販売統括本部長 平成22年6月 当社取締役 執行役員 販売推進グ ループ担当 兼 販売統括本部長 平成23年4月 当社取締役 常務執行役員 販売推 進グループ担当 平成24年4月 当社取締役 専務執行役員 販売推 進グループ担当 平成25年4月 当社取締役 専務執行役員 販売推 進グループ、マーケティンググ ループ担当 平成26年4月 当社代表取締役 副社長執行役員 販売関連部門管掌、文化推進部担 当 兼 Vプラン国内住設事業担当 兼 Vプランマーケティング革新 担当 平成27年4月 当社代表取締役 副社長執行役員 販売関連部門管掌、文化推進部担 当 兼 Vプラン国内住設事業担当 平成28年4月 当社代表取締役 副社長執行役員 販売関連管掌、文化推進担当 現在に至る | (注)3 | 18 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-------|---|-------|-------------|---|------|---------------|
| 代表取締役 | 副社長執行役員 事業部門管掌、 機器水栓事業、 内部監査室担当 兼 Vプラン マーケティング 革新担当 | 清田 徳明 | 昭和36年10月8日生 | 昭和59年4月 当社入社 平成22年4月 当社執行役員 レストラン事業 部長 平成24年4月 当社執行役員 レストラン事業 部担当 平成24年6月 当社取締役 常務執行役員 レストラン 事業部担当 平成26年4月 当社取締役 専務執行役員 レストラン 事業部、機器水栓事業部担 当 平成27年4月 当社取締役 専務執行役員 システ ム商品グループ、機器水栓事業部 担当 平成28年4月 当社代表取締役 副社長執行役員 事業部門管掌、機器水栓事業、内 部監査室担当 兼 Vプランマーケ ティング革新担当 現在に至る | (注)3 | 9 |
| 取締役 | 専務執行役員 販売推進グルー プ、お客様、デ ザイン担当 兼 Vプラン日本住 設事業担当 | 森村 望 | 昭和32年7月10日生 | 昭和55年4月 当社入社 平成22年4月 当社執行役員 名古屋支社長 平成25年4月 当社上席執行役員 販売統括本部 担当 平成25年6月 当社取締役 常務執行役員 販売統 括本部担当 平成26年4月 当社取締役 常務執行役員 マーケ ティンググループ、販売推進グル ープ担当 平成27年4月 当社取締役 常務執行役員 マーケ ティンググループ、販売推進グル ープ担当 兼 Vプランマーケ ティング革新担当 平成28年4月 当社取締役 専務執行役員 販売推 進グループ、お客様、デザイン担 当 兼 Vプラン日本住設事業担当 現在に至る | (注)3 | 7 |
| 取締役 | 常務執行役員 中国・アジア住 設事業担当 兼 Vプラン中国・ アジア住設事業 担当 | 安部 壮一 | 昭和36年8月22日生 | 昭和60年4月 当社入社 平成21年4月 当社国際事業グループ 副グルー プ長 平成23年4月 当社執行役員 国際事業本部長 平成26年4月 当社執行役員 国際事業本部担当 兼 Vプラン海外住設事業担当 平成26年6月 当社取締役 常務執行役員 国際事 業本部担当 兼 Vプラン海外住設 事業担当 平成28年4月 当社取締役 常務執行役員 中国・ アジア住設事業担当 兼 Vプラン 中国・アジア住設事業担当 現在に至る | (注)3 | 7 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-----|---|-------|-------------|---|------|---------------|
| 取締役 | 常務執行役員 法務、人財、財務・経理、情報企画、総務、物流、購買、工務担当 兼 Vプランマネジメントリソース革新担当 | 成清 雄一 | 昭和37年3月18日生 | 昭和62年4月 当社入社 平成22年4月 当社人財開発本部長 平成23年4月 当社執行役員 人財開発本部長 平成26年4月 当社執行役員 コーポレートグループ、法務本部担当 兼 人財本部長 兼 Vプランマネジメントリソース革新担当 平成26年6月 当社取締役 常務執行役員 コーポレートグループ、法務本部担当 兼 Vプランマネジメントリソース革新担当 平成28年4月 当社取締役 常務執行役員 法務、人財、財務・経理、情報企画、総務、物流、購買、工務担当 兼 Vプランマネジメントリソース革新担当 現在に至る | (注)3 | 6 |
| 取締役 | 常務執行役員 新領域事業グループ、浴室事業、キッチン・洗面事業担当 兼 Vプラン新領域事業担当 兼 Vプランデマンドチェーン革新担当 | 林 良祐 | 昭和38年9月4日生 | 昭和62年4月 当社入社 平成22年4月 当社ウォシュレット生産本部長 平成23年4月 当社執行役員 ウォシュレット生産本部長 平成26年4月 当社執行役員 レストルーム事業部 次長 兼 ウォシュレット生産本部長 平成27年4月 当社執行役員 レストルーム事業部、もの創り技術グループ担当 兼 レストルーム事業部長 兼 Vプランデマンドチェーン革新担当 平成27年6月 当社取締役 常務執行役員 レストルーム事業部、もの創り技術グループ担当 兼 Vプランデマンドチェーン革新担当 平成28年4月 当社取締役 常務執行役員 新領域事業グループ、浴室事業、キッチン・洗面事業担当 兼 Vプラン新領域事業担当 兼 Vプランデマンドチェーン革新担当 現在に至る | (注)3 | 5 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-----|---|-------|--------------|--|------|---------------|
| 取締役 | 常務執行役員 米州・欧州住設 事業担当 兼 V プラン米州・欧 州住設事業担当 | 迫 和男 | 昭和34年 8月25日生 | 昭和58年 4月 当社入社 平成14年 4月 当社国際営業部長 平成16年 1月 TOTO U.S.A., Inc. 副社長 兼TOTO U.S.A.HOLDINGS, INC. 副社長 平成16年 4月 当社米国事業部長 兼 TOTO U.S.A , Inc. 社長 兼 TOTO U.S.A .HOLDINGS, INC 社長 平成21年 4月 当社ハイドロテクト事業部長 平成22年 4月 当社環境建材事業部長 兼 T O T Oマテリア株式会社 代表取締役 社長 平成23年 4月 当社執行役員 環境建材事業部長 兼 T O T Oマテリア株式会社 代 表取締役社長 平成27年 4月 当社上席執行役員 国際事業本部 副本部長(欧米統括) 兼 TOTO AMERICAS HOLDINGS, INC. 社長 兼 TOTO U.S.A., Inc. 社長 平成28年 4月 当社上席執行役員 米州・欧州住 設事業担当 兼 米州住設事業部長 兼 TOTO AMERICAS HOLDINGS, INC. 社長 兼 TOTO U.S.A., Inc 社長 兼Vプラン米州・欧州住設事業担 当 平成28年 6月 当社取締役 常務執行役員 米州・ 欧州住設事業担当 TOTO AMERICAS HOLDINGS, INC. 社長 兼 TOTO U.S.A., Inc 社長 兼Vプラン米 州・欧州住設事業担当 現在に至る | (注)3 | 1 |
| 取締役 | 常務執行役員 レストルーム事 業、もの創り技 術グループ担当 | 麻生 泰一 | 昭和35年 3月 5日生 | 昭和57年 4月 当社入社 平成17年10月 当社中津衛陶製造部長 平成19年 4月 当社衛陶生産本部 技術主幹 平成20年 4月 T O T Oサニテクノ株式会社 代 表取締役社長 平成21年 6月 当社執行役員 T O T Oサニテク ノ株式会社 代表取締役社長 平成22年 4月 当社執行役員 衛陶生産本部長 兼 T O T Oサニテクノ株式会社 代 表取締役社長 平成24年 4月 当社上席執行役員 衛陶生産本部 長 兼 T O T Oサニテクノ株式会 社 代表取締役社長 平成28年 4月 当社上席執行役員 レストルーム 事業、もの創り技術グループ担当 平成28年 6月 当社取締役 常務執行役員 レスト ルーム事業、もの創り技術グルー プ担当 現在に至る | (注)3 | 5 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-----|----|-------|--------------|---|------|---------------|
| 取締役 | | 小川 弘毅 | 昭和16年9月21日生 | 昭和39年3月 西部瓦斯株式会社入社 平成6年6月 同社取締役 平成10年6月 同社常務取締役 平成12年6月 同社専務取締役 平成14年6月 同社代表取締役副社長 平成15年6月 同社代表取締役社長 平成20年4月 同社代表取締役会長 平成25年4月 同社取締役相談役 平成25年6月 同社相談役(現任) 当社社外取締役 現在に至る | (注)3 | - |
| 取締役 | | 榊田 和彦 | 昭和17年4月24日生 | 昭和40年4月 住友軽金属工業株式会社入社 平成8年6月 同社取締役 軽金属第一部長 平成9年4月 同社取締役 支配人 平成9年10月 同社取締役 板事業部 副事業部長 平成10年10月 同社取締役 メモリーディスク事業部 副事業部長 平成11年6月 同社常務取締役 メモリーディスク事業部長 平成13年4月 同社常務取締役 平成13年6月 同社専務取締役 平成16年6月 同社代表取締役社長 平成21年6月 同社代表取締役会長 平成25年6月 同社相談役 平成25年10月 株式会社UACJ 相談役 古河スカイ株式会社と住友軽金属工業株式会社の経営統合により発足 平成26年6月 当社社外取締役 平成28年6月 株式会社UACJ 名誉顧問(現任) 現在に至る | (注)3 | - |
| 取締役 | | 下野 雅承 | 昭和28年12月11日生 | 昭和53年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 昭和63年7月 同社関西第一営業本部 第四営業所開発室長 平成4年1月 同社よりIBM Corporation(USA)出向 平成12年4月 同社理事 サービス事業アウトソーシング・サービス担当 平成13年4月 同社取締役 ITS・アウトソーシング事業担当 平成15年7月 同社常務執行役員 サービス事業担当 平成19年1月 同社専務執行役員 テクノロジー・デリバリー担当 平成22年7月 同社取締役 副社長執行役員 製品・サービス・オペレーション担当 平成28年1月 同社最高顧問(現任) 平成28年6月 当社社外取締役 現在に至る | (注)3 | - |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-------|----|-------|--------------|--|------|---------------|
| 常勤監査役 | | 宮崎 敏 | 昭和30年11月10日生 | 昭和53年4月 当社入社 平成10年4月 当社水電事業部 水電企画部長 平成14年4月 当社国際事業統括部長 平成16年4月 当社レストルーム事業部 レスト ルーム事業企画部長 平成19年4月 当社レストルーム事業部 トイレ空 間生産本部長 平成20年4月 当社経営企画部長 平成23年4月 当社執行役員 経営企画本部長 平成24年4月 当社上席執行役員 経営企画本部長 平成26年6月 当社常勤監査役 現在に至る | (注)4 | 3 |
| 常勤監査役 | | 鬼木 元弘 | 昭和33年1月1日生 | 昭和55年4月 当社入社 平成13年1月 TOTO U.S.A., Inc. 財務部長 平成13年4月 TOTO U.S.A. HOLDINGS, INC. (現 TOTO AMERICAS HOLDINGS, INC.) 管 理部長 平成16年4月 同社管理部長 兼 TOTO U.S.A., Inc. 経営管理本部副本部長 平成17年4月 当社経理部次長 平成21年4月 当社内部監査室長 平成22年6月 当社常勤監査役 現在に至る | (注)4 | 2 |
| 監査役 | | 竹本 正道 | 昭和19年12月16日生 | 昭和42年4月 日東電気工業株式会社(現 日東 電工株式会社)入社 平成9年6月 同社取締役 平成12年6月 同社常務取締役 平成13年4月 同社代表取締役 取締役社長 平成15年6月 同社代表取締役 取締役社長 兼 代表執行役員 平成16年6月 同社代表取締役 取締役社長 CEO 兼 COO 平成20年4月 同社代表取締役 取締役会長 CEO 平成21年4月 同社代表取締役 取締役会長 平成22年6月 同社相談役(現任) 平成23年6月 当社社外監査役 現在に至る | (注)5 | - |
| 監査役 | | 片柳 彰 | 昭和21年2月4日生 | 昭和43年4月 株式会社三菱銀行入行 平成7年6月 同社取締役 平成8年4月 株式会社東京三菱銀行(現 株式 会社三菱東京UFJ銀行)取締役 平成12年2月 同社常務取締役 平成13年6月 同社常務執行役員 平成15年6月 株式会社ディーシーカード代表取 締役社長 平成19年4月 三菱UFJニコス株式会社代表取 締役副社長 兼 副社長執行役員 平成20年6月 同社代表取締役会長 平成23年4月 同社取締役 平成23年6月 同社特別顧問(平成28年6月退 任) 平成25年6月 当社社外監査役 現在に至る | (注)6 | - |
| 計 | | | | | | 124 |

- (注) 1. 取締役小川弘毅氏及び榊田和彦氏及び下野雅承氏は、社外取締役です。
2. 監査役竹本正道氏及び片柳彰氏は、社外監査役です。
3. 取締役の任期は、平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
4. 監査役宮崎敏氏及び鬼木元弘氏の任期は、平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
5. 監査役竹本正道氏の任期は、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
6. 監査役片柳彰氏の任期は、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
7. 取締役小川弘毅氏、榊田和彦氏、下野雅承氏及び監査役竹本正道氏、片柳彰氏は、各証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員です。

執行役員38名のうち、取締役を兼務していない執行役員は、以下の29名です。

| 役名 | 氏名 | 職名 |
|--------|-----------|--|
| 上席執行役員 | 仲 宏敏 | 物流本部長 兼 T O T Oロジコム株式会社代表取締役社長 |
| | 福田 幸弘 | 総合研究所長 |
| | 小山田 誠太郎 | 特販本部長 |
| | 山田 悌男 | T O T O関西販売株式会社代表取締役社長 |
| | 田中 和仁 | お客様本部副本部長 兼 T O T Oメンテナンス株式会社代表取締役社長 |
| | 酒井 省二 | T O T Oエムテック株式会社代表取締役社長 |
| | 平野 氏貞 | 人財本部長 |
| | 廣畑 向一 | 販売統括本部長 |
| | 蒲原 尚毅 | T O T Oエンジニアリング株式会社代表取締役社長 |
| | 押部 隆利 | 関西支社長 |
| | 福本 司郎 | 機器水栓事業部長 兼 T O T Oアクアテクノ株式会社代表取締役社長 |
| | 英利 アブライティ | 購買本部長 |
| 執行役員 | 江戸 富士夫 | 東京支社長 兼 関東4支社統括 担当 |
| | 蓮尾 令二 | 衛陶生産本部長 兼 T O T Oサニテクノ株式会社代表取締役社長 |
| | 大前 博昭 | リテール販売本部長 |
| | 井芹 正光 | 環境建材事業部長 兼 T O T Oマテリア株式会社代表取締役社長 |
| | 久我 俊哉 | 九州支社長 |
| | 井上 茂樹 | キッチン・洗面事業部長 兼 T O T Oハイリビング株式会社代表取締役社長 |
| | 清水 隆幸 | 浴室事業部長 兼 T O T Oバスクリエイト株式会社代表取締役社長 |
| | 白川 敬 | 経営企画本部長 |
| | 井上 修治 | 生産技術本部長 |
| | 野方 大二朗 | アジア・オセアニア事業部長 兼 T O T O ASIA OCEANIA PTE.LTD. 社長 |
| | 鈴川 賢一 | 中部支社長 |
| | 宮地 淳 | セラミック事業部長 |
| | 安部 善仁 | お客様本部長 |
| | 堀本 幹夫 | ウォシュレット生産本部長 兼 T O T Oウォシュレットテクノ株式会社代表取締役社長 |
| | 田村 信也 | グローバル事業推進本部長 |
| | 柳原 隆宏 | 中国事業部長 |
| | 田口 智之 | 財務・経理本部長 |

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

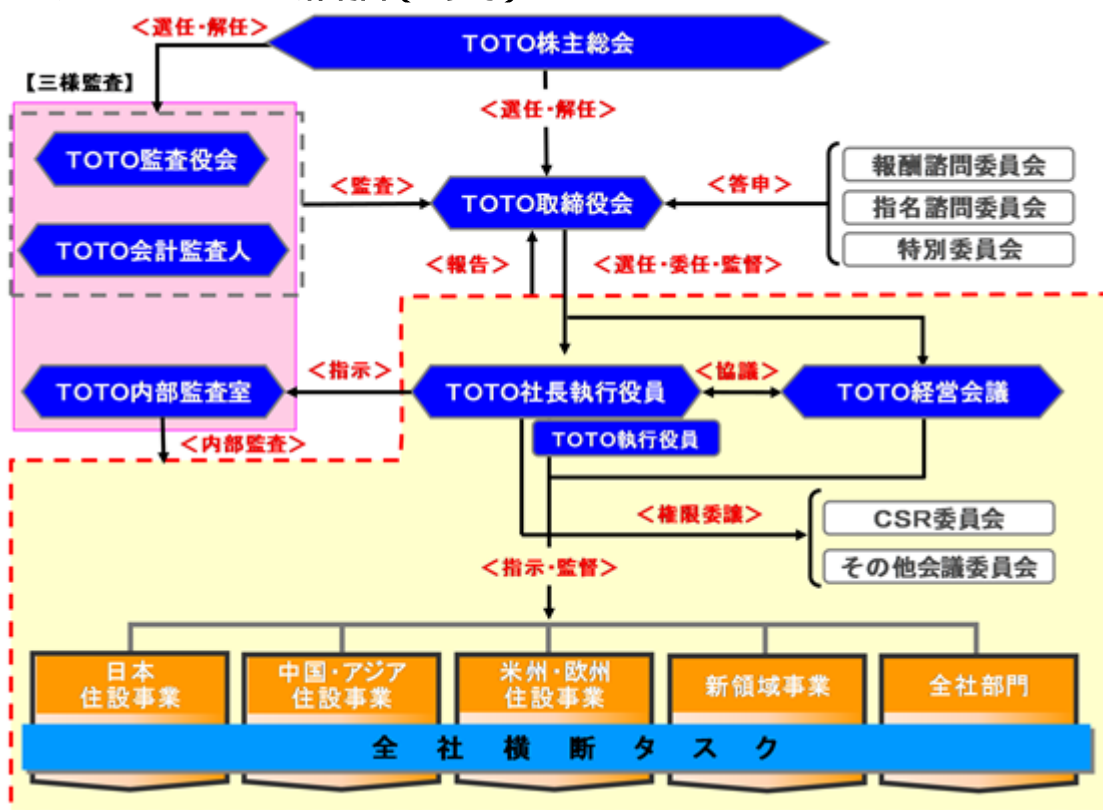
当社グループは、「社会の発展に貢献し、世界の人々から信頼される企業」を目指し、公正な競争を通じて利潤を追求するという経済的主体であると同時に、広く社会にとって有用な存在であり続けるための経営を推進しています。その実現にあたっては、公平で公正な経営を執行・監督するための仕組みを構築すると共に、その拠り所となる理念を明確にすることが重要であると考えています。

- ・当社グループは、将来にわたって引き継ぐべき「心」にあたる「グループ共有理念」と、その時代において進むべき方向性、つまり「体の動かし方」にあたる「事業活動ビジョン」から構成される「TOTOグループ経営に関する理念体系」を制定し、すべての事業活動の拠り所としています。
- ・取締役会・監査役会・会計監査人を設置し、法令及び定款に適合した業務執行の決定及び職務執行を行います。取締役会においては、公平性・客観性・透明性を重視し、当社から独立した社外取締役3名を招聘しており、当社の経営全般についての様々な助言・提言をいただいています。また、取締役の職務執行を監査する監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成されています。取締役会をはじめとする主要会議への出席・取締役との定期的な意見交換等により、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備しています。
- ・監査役監査、会計監査人監査に加え、より高い内部監査システムを確立するため、業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、社長執行役員の指示のもと、内部監査の充実を図っています。また、監査役、会計監査人及び内部監査室各々による監査（三様監査）を実施すると共に、監査役による各監査結果の確認や情報連絡会など相互の緊密な連携により、監査の実効性強化・質的向上に努めています。

コーポレート・ガバナンス体制

() 当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンス体制図（ご参考）



[取締役及び取締役会]

取締役全員で構成する取締役会は、全社・全グループ最適視点の意思決定を行うことはもちろんのこと、ステークホルダー最適視点の意思決定、及び取締役相互の職務執行監督を行っています。

また、自らの業務執行を実践していくために、取締役会議長及び社外取締役以外の取締役は執行役員を兼任しています（取締役兼執行役員）。

社外取締役には当社グループが目指す経営を実践している先進企業の経営経験者を招聘しています。社外取締役は経験豊富な経営者としての高い知見に基づき、経営全般について様々な助言と提言を行っています。また、取締役の責任を明確にするため、取締役の任期を1年としています。

〔監査役及び監査役会〕

監査役全員で構成する監査役会は、取締役の職務の執行に関して、適法性及び妥当性の観点から監査を行っており、取締役会をはじめとする主要会議に出席し、必要に応じて意見の表明を行うと共に、監査方針に則り各拠点に赴き監査を行っています。また、取締役との定期的な意見交換など、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備しています。

社外監査役には、企業財務・企業法務等の専門性や企業経営に係る高度な見識・経験を保持している方を招聘し、取締役会の意思決定や取締役の業務執行について客観的かつ公正な立場から監査を行っています。

〔報酬諮問委員会〕

報酬諮問委員会は、取締役の基本報酬・年次賞与・株式報酬型ストック・オプションの決定プロセスと配分バランスが、定款、株主総会決議事項及び取締役報酬基本方針に沿ったものであることの確認並びにその活動を通じて取締役報酬の妥当性・客観性確保に資することを目的として設置しています。

委員は過半数を社外委員とすることとし、取締役会にて委員及び委員長を選任しています。委員会は、独立役員5名を含む社外委員6名と、社内委員として代表権をもたない取締役1名で構成し、委員長は社外委員から選任しています。

〔指名諮問委員会〕

指名諮問委員会は、取締役及び監査役人事に関する審議・確認等を通じて、当社の経営の客観性及び透明性の確保に資することを目的とし、株主総会に提出する社外取締役・社外監査役を含む取締役又は監査役候補者の選任及び解任に関する議案を取締役に答申するために設置しています。

委員は半数以上を社外委員とすることとし、取締役会にて委員及び委員長を選任しています。委員会は、独立役員5名を社外委員、及び代表取締役を社内委員として構成し、委員長は代表取締役社長執行役員としています。

〔特別委員会〕

特別委員会は、「当社株式の大量買付行為に対する対応方針」（買収防衛策、以下「本プラン」という）の導入に伴い設置するものであり、取締役会に対し本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動に関する勧告を行います。公正性及び中立性の確保に資するため、当社の社外取締役、社外監査役により構成されています。

〔内部監査〕

内部監査は、業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、社長執行役員の指示のもと、当社及びグループ会社の業務が法令や定款、企業理念、社内規定に従って適正かつ効率的に遂行されているか等について評価・検証を行っています。

〔執行役員〕

取締役会の意思決定事項を効果的かつ効率的に実務執行するために、執行役員制度を導入しています。

〔経営会議〕

取締役兼執行役員で構成する経営会議は原則月2回開催され、その審議を経て業務執行に関する重要事項を決定しています。

〔独立役員〕

すべての社外取締役・社外監査役は、実質的に当社の経営者及びあらゆる特定のステークホルダーからも独立した判断を下すことができる人財として招聘していますので、すべての社外取締役・社外監査役を独立役員として指定しています。

なお、社外取締役・社外監査役候補者については指名諮問委員会において当社が定める「独立役員の要件」

（注）を満たしていることを必須条件として指定しています。

（注）「独立役員の要件」

- ・企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者）
- ・現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下併せて「当社グループ」という）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ）、監査役（社外監査役は除く。以下同じ）、会計参与、執行役又は支配人その他の使用人（以下併せて「取締役等」という）となったことがない者
- ・現在又は過去における当社グループの取締役等（重要でない者を除く）の配偶者又は3親等以内の親族でない者
- ・当社グループの主要な借入先である金融機関において、直近過去5年間取締役等となったことがない者
- ・当社グループとの間で、最近5事業年度のいずれかの年度に双方いずれかにおいて連結売上高の2%以上の取引がある取引先において、直近過去5年間取締役等となったことがない者
- ・当社グループから最近5事業年度のいずれかの年度に合計1,000万円以上の報酬を受領している弁護士、公認会計士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者（当該サービス提供者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に直近過去5年間所属していた者をいう）でない者
- ・当社の主要株主又は当社が主要株主である会社、当該会社の親会社、子会社又は関連会社の取締役等でない者

（ ）平成28年度における取締役会・監査役会の構成

当社の取締役会メンバーは、業務執行の監督と重要な意思決定を行うために、多様な視点、多様な経験、多様かつ高度なスキルを持ったメンバーで構成されることが重要であると考えています。また、社外役員については、取締役会による監督と監査役による監査という二重のチェック機能を果たすため、法定の監査役だけでなく、取締役会での議決権を持つ取締役が必要であり、共に高い独立性を有することが重要であると考えています。

平成28年6月末現在、取締役会での議決権を持つ取締役13名は、当社グループにおいてキャリアを有する社内取締役10名、高い独立性を有する社外取締役3名で構成されています。

これらのメンバーがそれぞれの特性を活かして議論を行い、法令上及び経営上の意思決定と業務執行の監督を行っています。

また、監査役会は、当社グループにおいてキャリアを有する常勤監査役2名、高い独立性を有する社外監査役2名で構成され、適法性及び妥当性の観点から監査を行っています。

【取締役会の構成】

| 役名 | 氏名 | 社外取締役 | 報酬諮問委員会 | 指名諮問委員会 | 特別委員会 |
|-------|-------|-------|---------|---------|-------|
| 代表取締役 | 張本 邦雄 | — | — | ○ | — |
| 代表取締役 | 喜多村 円 | — | — | ○ | — |
| 代表取締役 | 古部 清 | — | — | ○ | — |
| 代表取締役 | 清田 徳明 | — | — | ○ | — |
| 取締役 | 森村 望 | — | ○ | — | — |
| 取締役 | 安部 壮一 | — | — | — | — |
| 取締役 | 成清 雄一 | — | — | — | — |
| 取締役 | 林 良祐 | — | — | — | — |
| 取締役 | 迫 和男 | — | — | — | — |
| 取締役 | 麻生 泰一 | — | — | — | — |
| 取締役 | 小川 弘毅 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 取締役 | 榎田 和彦 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 取締役 | 下野 雅承 | ○ | ○ | ○ | ○ |

【監査役会の構成】

| 役名 | 氏名 | 社外監査役 | 報酬諮問委員会 | 指名諮問委員会 | 特別委員会 |
|-------|-------|-------|---------|---------|-------|
| 常勤監査役 | 宮崎 敏 | — | — | — | — |
| 常勤監査役 | 鬼木 元弘 | — | — | — | — |
| 監査役 | 竹本 正道 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 監査役 | 片柳 彰 | ○ | ○ | ○ | — |

(注) 報酬諮問委員会には社外役員として社外有識者も選任されています。

() 現状の体制を選択している理由

当社グループは、経営の客観性・透明性を高め、経営責任を明確にすることによって、ステークホルダーの皆様の満足を実現し、企業価値を永続的に向上させることが企業経営の要と考えております。その実現にあたっては、経営判断事項について、「誰が、何を、どこで意思決定するのか」「どのようにチェックするのか」を公平・公正な仕組みとして体系化することが重要と考えています。

当社は、監査役会設置会社の枠組みの中で、意思決定と監督、及び効果的かつ効率的な執行業務の仕組みを構築し、企業価値の持続的な向上を図っています。

- ・責任体制の明確化（執行役員制度の導入など）
- ・経営の透明性・健全性の強化（報酬諮問委員会、指名諮問委員会の設置）
- ・監督・監査機能の強化（独立性の高い社外取締役・社外監査役の設置）
- ・意思決定機能の強化（経営会議の設置など）

これらの機能強化のため、監査役会設置会社の枠組みを基に指名委員会等設置会社の優れた機能を統合した体制としています。

() 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の内容及び当該体制の平成27年度運用状況の概要は次のとおりです。

[取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制]

- ・TOTOグループ企業理念、TOTOグループ企業行動憲章及びTOTOグループコンプライアンス推進マネジメント規定を定め、これらを遵守します。
- ・取締役規定、取締役会規則及び稟議規定を定め、法令及び定款に適合した業務執行の決定及び職務執行を行います。
- ・取締役会の業務執行監督機能を強化すると共に意思決定の透明性確保のため、社外取締役を招聘しています。
- ・「取締役法令遵守ガイド」を作成・更新し、取締役として特に留意すべき法令につき、全取締役に周知徹底を図っています。

- ・TOTOグループ外部コミュニケーション規定を定め、法令上要求される情報のみならず、ステークホルダーに影響を及ぼす情報を、公正、適時かつわかりやすく開示します。

(運用状況の概要)

「TOTOグループ経営に関する理念体系」を制定し、すべての事業活動の拠り所にしていきます。また、取締役は「TOTOグループコンプライアンス推進マネジメント規定」に基づき取締役は法令および定款を遵守しております。

取締役会においては、公平性・客観性・透明性を重視し、当社から独立した社外取締役2名を招聘しており、当社の経営全般についての様々な助言・提言をいただいております。

社会から必要とされる企業であり続けるために、コミュニケーションを通じたステークホルダー満足向上に努め、適切で迅速な情報収集や開示・活用ならびにステークホルダーとの協業に努めております。

[取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制]

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規則、経営会議規則及び稟議規定に基づき、取締役会議事録、経営会議議事録及び稟議書を、書面又は電磁的記録により、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、10年間は閲覧可能な状態を維持します。

(運用状況の概要)

取締役会議事録、経営会議議事録および稟議書について、各規定・規則に基づき書面および電磁的記録により10年間は閲覧可能な状態で保存・管理を実施しております。

[損失の危険の管理に関する規程その他の体制]

- ・TOTOグループリスクマネジメント規定を定め、危機発生の未然防止、発生した危機の早期解決及び損害の極小化、並びに解決した危機の再発防止を図ります。
- ・代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社グループの事業及び業務執行に係るリスクを把握し、管理すると共に、具体的なリスクに関する管理統括部門の設置、リスクシミュレーションの実施等により、リスク管理体制の整備及び維持を図ります。

(運用状況の概要)

年4回開催のリスク管理委員会において、ステークホルダーに大きな影響を及ぼす恐れのある重大リスクを抽出し、各々のリスクに「リスク管理統括部門長」を任命し、リスクの未然防止を推進しました。抽出された重大リスクは、想定シナリオに沿って、ブランドの毀損・人的影響・金額的影響の視点から、影響度と発生頻度をマトリクスで評価しました。リスクポイントの上位項目を最重点リスクとして、リスク管理委員会でモニタリングを行い、全グループをあげて、リスクの低減活動を推進しました。

[取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制]

- ・毎月1回開催する定時取締役会に加え、臨時取締役会を必要に応じて随時開催することにより、重要な業務執行については十分な審議を経て決定します。
- ・取締役会による決定を要しない業務執行のうち、一定の重要な事項については、業務執行取締役等で構成される経営会議（原則として月2回開催）の審議を経て決定します。
- ・業務執行における迅速な意思決定と責任の明確化を実現するために「執行役員制度」を導入しています。
- ・方針管理規定を定め、経営方針を全部門に展開し、経営目標の達成を図ります。
- ・職制規定、業務分掌規定並びに会議及び委員会に関する規定を定め、職制、業務組織、会議及び委員会の権限及び職責を明確にし、業務の合理化・効率化を図ります。

(運用状況の概要)

取締役会を月1回開催し、重要案件をタイムリーに審議・決議しました。重要案件は、取締役会での審議前に経営会議での事前審議・論点整理を行い、また、取締役・監査役への資料の事前配付や説明を行うなど、十分な検討時間を確保し、取締役会での議論の活性化につなげました。

取締役会の意思決定事項が方針管理規定に基づき展開され、執行役員制度を通じて合理的効率的に執行されているか、その達成状況は毎月の取締役会で確認されています。

[使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制]

- ・TOTOグループ企業理念、TOTOグループ企業行動憲章及びTOTOグループコンプライアンス推進マネジメント規定を定め、当社グループで働くすべての人が、法令及び定款に基づいて職務を執行するよう周知徹底を図ります。
- ・代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するほか、業務執行部門から独立した内部監査室を置き、社長執行役員からの指示のもと、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び維持を図ります。
- ・コンプライアンスの手引きの配付、各事業所ごとの研修、eラーニングによる教育などを順次行い、TOTOグループで働くすべての人のコンプライアンス意識の向上を図ります。

- ・当社グループで働くすべての人及び取引先の関係者が、法令違反その他のコンプライアンスに反する行為について不利益な処遇を受けることなく通報できるよう、社内のコンプライアンス担当部門及び社外の第三者機関を窓口とする内部通報制度を整備し、運用します。

(運用状況の概要)

年4回開催のコンプライアンス委員会において、グローバルでのコンプライアンス教育・モニタリング等の年度計画・実施結果を確認・承認するプロセスを盛り込むことで、より効果的で透明性の高いコンプライアンス推進活動を進めています。

当社グループ社員として求められる行動が、各国・地域で働くすべての社員に浸透するよう企業理念やトップコミットメント、各行動指針をまとめた「T O T Oグループビジネス行動ガイドライン」を作成(13言語に翻訳)し、海外グループ会社まで配付しました。また社員一人ひとりにコンプライアンスを浸透させるため、新任部課長、新任グループ会社社長、新入社員等を対象に教育やeラーニングを展開しました。

また当社グループでは社外第三者によるコンプライアンス問題の通報窓口が機能しています。通報者の氏名などの秘密は厳守されます。海外においても、同様の通報制度を展開中です。

[当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制]

- ・前記[損失の危険の管理に関する規程その他の体制]及び[使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制]は、グループ会社にも適用します。
- ・財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備、運用、評価して業務の改善に努めます。
- ・グループ会社・関連会社等運営規定を定め、グループ会社における経営上の重要事項については、当社における稟議決裁、又は当社の事前承認、もしくは当社への事前報告を義務付け、当社グループにおける業務の適正を確保します。
- ・グループ会社の事業に密接な関係を持つ当社の部門を所管部門として定め、所管部門長が、当該会社の事業活動の状況を把握し必要な指導・支援を行うことにより、当社グループにおけるグループ会社の職務執行の効率性を確保します。
- ・グループ会社取締役及び監査役を派遣し、グループ会社のガバナンスの強化を図り、経営のモニタリングを行います。

(運用状況の概要)

「グループ会社・関連会社等運営規定」に基づき、各グループ会社内の規定類の整備を行うとともに、重要事項については当社における稟議決裁や事前承認等を実施しています。またグループ会社ごとに当社の所管部門を定め、取締役や監査役の派遣、および必要な指導・支援を通じて、業務の適正および効率性を確保しております。

内部監査室によるグループ会社の内部監査や、各グループ会社の監査役からの監査報告を通じて、内部統制の有効性を確認しております

[監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性と監査役からの指示の実効性に関する事項]

- ・監査役職務を補助するため、業務執行組織から独立した、監査役直属の監査役室を設置し、管理職を含め、専任の監査役補助者を複数名配置します。
- ・監査役補助者の異動、評価等については、監査役の同意を得たうえで決定します。

(運用状況の概要)

監査役直属の監査役室に4名の専任の監査役補助者を配置し監査業務を補助いたしました。また監査役補助者の異動、評価は、監査役の同意を得た上で決定いたしました。

[取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制]

- ・取締役及び担当部門は、以下の事項につき、監査役に定期的に報告を行います。
 - イ．当社グループの経営の状況・業績及び業績見込み
 - ロ．重大な危機の発生
 - ハ．内部通報制度の運用状況及び通報内容
- ・監査役が監査に必要な情報を適時に入手できるよう、以下の体制を整備します。
 - イ．当社及びグループ会社の稟議書等、業務執行に関する主要な資料の閲覧
 - ロ．経営会議・生販執行会議等、主要な会議への出席
 - ハ．グループ会社取締役・監査役等からの当該会社の業況聴取
 - ニ．その他、監査役が適切に職務を遂行するために必要な情報の提供

(運用状況の概要)

取締役会をはじめとする主要会議や委員会に監査役の出席を要請し、稟議書等の業務執行に関する主要な資料を閲覧に供しました。さらに必要に応じ取締役及び担当部門からの報告を実施しております。これらを通じて、当社グループ経営の状況や業績、重大な危機の発生等を監査役に報告しました。

[監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項]

監査役がその職務を執行するために必要な費用又は債務は、監査役の請求に応じて当社が支出します。

(運用状況の概要)

監査役の職務執行上、必要な費用又は債務は、監査役の請求に応じて、適切に支出処理をいたしました。

[その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制]

監査役が、その職務を適切に遂行できるよう、取締役及び各部門、並びに各グループ会社との意思疎通を図るため、以下のような機会を確保します。

イ．取締役会への監査方針及び監査計画並びに監査結果の説明

ロ．取締役との意見交換

ハ．内部監査室・経営企画部・経理部等、監査役が適切な監査の遂行のために必要と考える部門との情報交換

(運用状況の概要)

取締役会で監査方針及び監査計画、監査結果の報告を受けました。取締役と監査役は定期的に意見交換を実施しております。

内部監査室、経理部等は、定期的に監査役と連絡会を実施し、情報交換を行っています。

内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

・内部監査

内部監査は、業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、社長執行役員の指示のもと、当社及びグループ会社の業務が法令や定款、企業理念、社内規定に従って適正かつ効率的に遂行されているか等について評価・検証を行っています。

・監査役監査

監査役全員で構成する監査役会は、取締役の職務の執行に関して、適法性及び妥当性の観点から監査を行っており、取締役会をはじめとする主要会議に出席し、必要に応じて意見の表明を行うと共に、監査方針に則り各拠点に赴き監査を行っています。

また、取締役との定期的な意見交換など、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備しています。

社外監査役には、企業財務・企業法務等の専門性や企業経営に係る高度な見識・経験を保持している方を招聘し、取締役会の意思決定や取締役の業務執行について客観的かつ公正な立場から監査を行っています。

・会計監査

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び当社に係る継続監査年数は、以下のとおりです。

| 公認会計士の氏名等 | | 所属する監査法人名 |
|--------------------|-------|-----------------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 堺 昌義 | 新日本有限責任 監査法人 |
| | 芳野 博之 | |
| | 金子 一昭 | |

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しています。

なお、当社の会計監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりです。

公認会計士 16名 その他 16名

また、三様監査(監査役監査・会計監査・内部監査)の実効性を高め、監査の質的向上を図るために、三者間で監査結果の報告、意見交換などを定期的に行い、相互連携の強化に努めています。

社外取締役及び社外監査役

- ・ 当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。
- ・ 当社と社外取締役及び社外監査役との間には特別の利害関係はありません。
- ・ 社外取締役は、当社の経営全般にわたり高い知見に基づいた助言と提言を行っています。
- ・ 社外監査役は、取締役会の意思決定や取締役の業務執行についての監査を行っています。
- ・ なお、当社は、すべての社外取締役・社外監査役について、実質的に当社の経営者、及びあらゆる特定のステークホルダーからも独立した判断を下すことができる人財として招聘しています。
- ・ 社外取締役及び社外監査役は、必要に応じてそれぞれ内部監査、監査役監査及び会計監査並びに内部統制部門と適宜情報連絡や意見交換等を通じて連携をとり、監督又は監査の実効性を確保しています。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、「取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる」旨及び「取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる」旨定款に定めています。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

役員報酬等

- ・ 当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) | | | 対象となる 役員の員数 (人) |
|--------------------|-----------------|-----------------|-----|---------------------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 賞与 | 株式報酬型 ストック・オプション | |
| 取締役 (社外取締役を除く。) | 704 | 371 | 276 | 56 | 11 |
| 監査役 (社外監査役を除く。) | 36 | 36 | - | - | 2 |
| 社外役員 | 38 | 38 | - | - | 4 |

- ・ 平成27年度において報酬等の総額が1億円以上の役員は以下のとおりです。

| | 基本報酬 (百万円) | 賞与 (百万円) | 株式報酬型 ストック・オプション (百万円) | 合計 (百万円) |
|-------------|---------------|-------------|------------------------------|-------------|
| 代表取締役 張本 邦雄 | 63 | 49 | 9 | 122 |
| 代表取締役 喜多村 円 | 62 | 49 | 9 | 121 |

(注) 株主総会の決議による報酬総額は、下記のとおりです。

(平成23年6月29日第145期定時株主総会決議)

| | | |
|----------------------------|-----|-----------------------------------|
| 基本報酬 | 取締役 | 年額5億円以内(1) (うち社外取締役分3,000万円以内) |
| | 監査役 | 年額1億5,000万円以内 |
| 賞与(2) | 取締役 | 前事業年度の連結営業利益の0.8%以内(3) |
| 株式報酬型 ストック・オプション (2) | 取締役 | 年額2億円以内、かつ200個以内 |

(1) 使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

(2) 監査役への賞与及び株式報酬型ストック・オプションの支給はありません。

(3) 取締役の年次賞与は「単年度業績連動賞与」と「複数年度業績連動賞与」に分けて支給することにしており、その内容は次のとおりです。

| | |
|-----------|------------------------|
| 単年度業績連動賞与 | 前事業年度の連結営業利益の0.6%以内を支給 |
|-----------|------------------------|

| | |
|------------|--|
| 複数年度業績連動賞与 | 連結営業利益が3期連続増益を達成した場合にのみ支給。 当初の連結営業利益目標（対外発表値）に対して ・目標達成率100%以上の場合：前事業年度の連結営業利益の0.2%以内 ・目標達成率80%～100%未満の場合：前事業年度の連結営業利益の0.1%以内 を支給。 |
|------------|--|

なお、前事業年度の連結当期純利益が赤字の場合には、取締役の年次賞与は支給しません。

・取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役及び社外取締役並びに監査役ごとの報酬限度額を決定しています。

イ．取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と、業績や株価によって変動する業績連動報酬によって構成されています。

業績連動報酬は、連結営業利益の0.8%を上限として業績に連動して支給される賞与（短期業績連動報酬）と株主の皆様との利益意識を共有し企業価値向上及び株価上昇への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とした株式報酬型ストック・オプション（中長期業績連動報酬）からなり、取締役に単年度のみならず中長期的な視点での経営を動機づける設計としています。

また、報酬の妥当性・客観性確保に資するため報酬諮問委員会（ ）を設置し、取締役会は報酬体系及び配分バランスが、定款、株主総会決議事項及び取締役報酬基本方針に沿ったものであることを報酬諮問委員会を通じて確認したうえで、報酬を決定しています。

なお、業務執行から独立した立場である社外取締役に固定報酬のみとしています。

<取締役（社外取締役を除く）報酬のイメージ図>

| | | |
|------|--------|---------------------|
| 固定報酬 | 業績連動報酬 | |
| | 短期業績連動 | 中長期業績連動 |
| 基本報酬 | 賞与 | 株式報酬型 ストック・オプション |

（ ）報酬諮問委員会は取締役会によって選任された委員及び委員長によって構成されます。委員には独立役員を含む社外委員と、代表権を持たない取締役から選任される社内委員があります。委員の過半数は社外委員とし、委員長は社外委員から選任することとしています。

ロ．監査役の報酬は、それぞれの監査役の職務と責任に応じて監査役の協議により決定しています。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
129銘柄 48,287百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度
特定投資株式

| 銘柄 | 株式数(株) | 貸借対照表 計上額(百万円) | 保有目的 |
|----------------------|-----------|-------------------|------------------|
| 日本特殊陶業(株) | 3,433,863 | 11,091 | 森村グループ協力関係の維持・発展 |
| 積水ハウス(株) | 4,520,822 | 7,891 | 販売・関係強化 |
| 日本碍子(株) | 2,539,450 | 6,513 | 森村グループ協力関係の維持・発展 |
| 大和ハウス工業(株) | 2,509,000 | 5,948 | 販売・関係強化 |
| (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ | 4,253,540 | 3,163 | 主要取引銀行としての関係強化 |
| (株)ノーリツ | 1,100,300 | 2,169 | 業務提携会社としての関係強化 |
| (株)ノリタケカンパニーリミテド | 5,208,945 | 1,468 | 森村グループ協力関係の維持・発展 |
| (株)山口フィナンシャルグループ | 816,661 | 1,129 | 主要取引銀行としての関係強化 |
| 住友林業(株) | 786,000 | 1,032 | 販売・関係強化 |
| ユアサ商事(株) | 408,000 | 1,025 | 主要特約店としての関係強化 |
| 東京海上ホールディングス(株) | 200,380 | 909 | 主要取引保険会社としての関係強化 |
| NOK(株) | 234,000 | 847 | 購買取引関係の維持・強化 |
| 三井住友トラスト・ホールディングス(株) | 1,589,470 | 787 | 主要取引銀行としての関係強化 |
| (株)ふくおかフィナンシャルグループ | 1,065,629 | 659 | 主要取引銀行としての関係強化 |
| 日本通運(株) | 842,000 | 565 | 物流取引関係の維持・強化 |
| 大建工業(株) | 1,957,000 | 530 | 業務提携会社としての関係強化 |
| 日本梱包運輸倉庫(株) | 241,000 | 507 | 物流取引関係の維持・強化 |
| 山九(株) | 922,000 | 482 | 物流取引関係の維持・強化 |
| 西日本鉄道(株) | 872,000 | 480 | 物流取引関係の維持・強化 |
| (株)フジ・メディア・ホールディングス | 258,900 | 441 | 広告宣伝取引関係の維持・強化 |
| 凸版印刷(株) | 453,000 | 419 | 購買取引関係の維持・強化 |
| 日本空港ビルデング(株) | 50,000 | 364 | 販売・関係強化 |
| 大日本印刷(株) | 301,000 | 351 | 購買取引関係の維持・強化 |
| 長瀬産業(株) | 199,000 | 313 | 購買取引関係の維持・強化 |
| KIホールディングス(株) | 607,500 | 306 | 購買取引関係の維持・強化 |
| (株)スターフライヤー | 140,000 | 290 | 主要取引航空会社としての関係強化 |
| (株)丹青社 | 297,700 | 256 | 購買取引関係の維持・強化 |
| DIC(株) | 680,000 | 238 | 購買取引関係の維持・強化 |
| (株)西日本シティ銀行 | 581,296 | 202 | 主要取引銀行としての関係強化 |
| すてきナイスグループ(株) | 1,000,000 | 199 | 主要特約店としての関係強化 |

当事業年度
特定投資株式

| 銘柄 | 株式数(株) | 貸借対照表 計上額(百万円) | 保有目的 |
|----------------------|-----------|-------------------|------------------|
| 積水ハウス(株) | 4,520,822 | 8,587 | 販売・関係強化 |
| 大和ハウス工業(株) | 2,509,000 | 7,943 | 販売・関係強化 |
| 日本特殊陶業(株) | 3,433,863 | 7,396 | 森村グループ協力関係の維持・発展 |
| 日本碍子(株) | 2,539,450 | 5,279 | 森村グループ協力関係の維持・発展 |
| (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ | 4,253,540 | 2,218 | 主要取引銀行としての関係強化 |
| (株)ノーリツ | 1,100,300 | 2,017 | 業務提携会社としての関係強化 |
| (株)ノリタケカンパニーリミテド | 5,208,945 | 1,323 | 森村グループ協力関係の維持・発展 |
| ユアサ商事(株) | 408,000 | 1,079 | 主要特約店としての関係強化 |
| 住友林業(株) | 786,000 | 1,016 | 販売・関係強化 |
| (株)山口フィナンシャルグループ | 761,661 | 779 | 主要取引銀行としての関係強化 |
| 東京海上ホールディングス(株) | 200,380 | 761 | 主要取引保険会社としての関係強化 |
| (株)長谷工コーポレーション | 700,300 | 733 | 販売・関係強化 |
| 西日本鉄道(株) | 872,000 | 640 | 物流取引関係の維持・強化 |
| 大建工業(株) | 1,957,000 | 614 | 業務提携会社としての関係強化 |
| 三井住友トラスト・ホールディングス(株) | 1,589,470 | 523 | 主要取引銀行としての関係強化 |
| (株)スターフライヤー | 140,000 | 513 | 主要取引航空会社としての関係強化 |
| ニッコンホールディングス(株) | 241,000 | 491 | 物流取引関係の維持・強化 |
| 山九(株) | 922,000 | 473 | 物流取引関係の維持・強化 |
| NOK(株) | 234,000 | 449 | 購買取引関係の維持・強化 |
| 日本通運(株) | 842,000 | 431 | 物流取引関係の維持・強化 |
| 凸版印刷(株) | 453,000 | 427 | 購買取引関係の維持・強化 |
| (株)丹青社 | 446,550 | 381 | 購買取引関係の維持・強化 |
| (株)フジ・メディア・ホールディングス | 258,900 | 320 | 広告宣伝取引関係の維持・強化 |
| 大日本印刷(株) | 301,000 | 301 | 購買取引関係の維持・強化 |
| 長瀬産業(株) | 199,000 | 246 | 購買取引関係の維持・強化 |
| (株)ふくおかフィナンシャルグループ | 632,629 | 232 | 主要取引銀行会社としての関係強化 |
| KIホールディングス(株) | 607,500 | 205 | 購買取引関係の維持・強化 |
| 日本空港ビルデング(株) | 50,000 | 200 | 販売・関係強化 |
| DIC(株) | 680,000 | 182 | 購買取引関係の維持・強化 |
| 橋本総業ホールディングス(株) | 110,000 | 171 | 主要特約店としての関係強化 |

(注) 日本梱包運輸倉庫(株)は平成27年10月1日付で社名をニッコンホールディングス(株)に変更しています。

責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年6月29日開催の第140期定時株主総会において定款を変更し、社外取締役及び社外監査役との責任限定契約に関する規定を設けています。

当該定款に基づき、当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・在任中、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、社外役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、会社に対し損害賠償責任を負うものとし、当該限度額を超える部分については、会社は社外役員を免責する。

取締役の定数

当社の取締役は14名以内とする旨定款に定めています。

取締役の選任の決議要件

当社は、「取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う」旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、「剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める」旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主へ機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、「会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う」旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2)【監査報酬の内容等】

(監査公認会計士等に対する報酬の内容)

| 区分 | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|-------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | 監査証明業務に基づく報酬(百万円) | 非監査業務に基づく報酬(百万円) | 監査証明業務に基づく報酬(百万円) | 非監査業務に基づく報酬(百万円) |
| 提出会社 | 81 | - | 81 | - |
| 連結子会社 | 3 | - | 3 | - |
| 計 | 85 | - | 85 | - |

(その他重要な報酬の内容)

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるTOTO AMERICAS HOLDINGS, INC.等は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している監査法人であるアーンスト・アンド・ヤングに対して、監査証明業務に基づく報酬等を支払っています。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるTOTO AMERICAS HOLDINGS, INC.等は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している監査法人であるアーンスト・アンド・ヤングに対して、監査証明業務に基づく報酬等を支払っています。

(監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容)

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

(監査報酬の決定方針)

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しています。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しています。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けています。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適正に把握し、又は会計基準等の変更についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報の入手に努めているほか、社外のセミナー等に参加しています。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 68,004 | 79,053 |
| 受取手形及び売掛金 | 94,482 | 97,689 |
| 有価証券 | 19,010 | 21,000 |
| 商品及び製品 | 42,244 | 41,667 |
| 仕掛品 | 9,884 | 10,072 |
| 原材料及び貯蔵品 | 13,314 | 12,686 |
| 繰延税金資産 | 6,967 | 6,630 |
| その他 | 13,041 | 10,886 |
| 貸倒引当金 | 310 | 302 |
| 流動資産合計 | 266,637 | 279,383 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物(純額) | 62,813 | 68,008 |
| 機械装置及び運搬具(純額) | 42,750 | 42,557 |
| 土地 | 29,955 | 29,424 |
| 建設仮勘定 | 9,194 | 12,203 |
| その他(純額) | 11,259 | 12,314 |
| 有形固定資産合計 | 155,974 | 164,508 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 350 | 224 |
| ソフトウェア | 9,901 | 10,913 |
| その他 | 4,645 | 4,288 |
| 無形固定資産合計 | 14,896 | 15,427 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 259,278 | 254,774 |
| 長期貸付金 | 136 | 148 |
| 差入保証金 | 6,396 | 6,807 |
| 退職給付に係る資産 | 703 | 414 |
| 繰延税金資産 | 11,006 | 12,683 |
| その他 | 2,275 | 2,405 |
| 貸倒引当金 | 310 | 285 |
| 投資その他の資産合計 | 79,486 | 76,946 |
| 固定資産合計 | 250,357 | 256,882 |
| 資産合計 | 516,995 | 536,265 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 73,153 | 75,765 |
| 短期借入金 | 7,749 | 24,637 |
| コマーシャル・ペーパー | 15,000 | 12,000 |
| 未払金 | 13,620 | 14,283 |
| 未払費用 | 26,485 | 26,745 |
| 未払法人税等 | 2,474 | 3,830 |
| 未払消費税等 | 3,112 | 3,169 |
| 役員賞与引当金 | 167 | 205 |
| 製品点検補修引当金 | 13 | 226 |
| 事業再編引当金 | 1,337 | 821 |
| 環境対策引当金 | 964 | 57 |
| 設備関係支払手形 | 49 | 3 |
| その他 | 12,110 | 14,742 |
| 流動負債合計 | 156,238 | 176,488 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 23,150 | 3,963 |
| 退職給付に係る負債 | 54,275 | 67,746 |
| その他 | 2,747 | 2,545 |
| 固定負債合計 | 80,174 | 74,255 |
| 負債合計 | 236,412 | 250,743 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 35,579 | 35,579 |
| 資本剰余金 | 29,216 | 29,216 |
| 利益剰余金 | 186,231 | 212,255 |
| 自己株式 | 15,505 | 14,492 |
| 株主資本合計 | 235,521 | 262,558 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 16,578 | 13,006 |
| 為替換算調整勘定 | 18,929 | 13,726 |
| 退職給付に係る調整累計額 | 870 | 13,265 |
| その他の包括利益累計額合計 | 34,636 | 13,467 |
| 新株予約権 | 578 | 539 |
| 非支配株主持分 | 9,845 | 8,957 |
| 純資産合計 | 280,582 | 285,522 |
| 負債純資産合計 | 516,995 | 536,265 |

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 売上高 | 544,509 | 567,889 |
| 売上原価 | 1,337,285 | 1,351,599 |
| 売上総利益 | 207,223 | 216,290 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,3169,796 | 2,3170,152 |
| 営業利益 | 37,426 | 46,137 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1,914 | 1,796 |
| 受取配当金 | 942 | 1,086 |
| 持分法による投資利益 | 1,133 | 1,087 |
| 為替差益 | 1,081 | - |
| その他 | 1,596 | 1,498 |
| 営業外収益合計 | 6,667 | 5,469 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 132 | 120 |
| 売上割引 | 1,214 | 1,265 |
| 固定資産除却損 | 1,992 | 871 |
| 支払手数料 | - | 686 |
| 為替差損 | - | 866 |
| その他 | 1,092 | 1,032 |
| 営業外費用合計 | 4,431 | 4,842 |
| 経常利益 | 39,662 | 46,764 |
| 特別利益 | | |
| 土地等売却益 | 4,753 | 4,385 |
| 投資有価証券売却益 | 94 | 65 |
| 会員権売却益 | 0 | 0 |
| 受取補償金 | 175 | 933 |
| 補助金収入 | - | 880 |
| 持分変動利益 | - | 239 |
| 特別利益合計 | 1,023 | 5,971 |
| 特別損失 | | |
| 土地等売却損 | 58 | 51 |
| 会員権売却損 | 0 | 0 |
| 有価証券評価損 | 638 | 6208 |
| 会員権評価損 | 13 | 4 |
| 減損損失 | 756 | 7313 |
| 製品点検補修損失 | - | 233 |
| 事業再編費用 | 8929 | 8687 |
| 環境対策費 | 9150 | - |
| 特別損失合計 | 1,196 | 1,447 |
| 税金等調整前当期純利益 | 39,489 | 51,288 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 9,138 | 9,579 |
| 法人税等調整額 | 4,269 | 5,312 |
| 法人税等合計 | 13,407 | 14,892 |
| 当期純利益 | 26,081 | 36,395 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 1,267 | 672 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 24,813 | 35,723 |

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|------------------|--|--|
| 当期純利益 | 26,081 | 36,395 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 8,803 | 3,571 |
| 為替換算調整勘定 | 12,025 | 5,447 |
| 退職給付に係る調整額 | 5,764 | 12,203 |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | 539 | 574 |
| その他の包括利益合計 | 27,134 | 21,797 |
| 包括利益 | 53,215 | 14,598 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 50,990 | 14,553 |
| 非支配株主に係る包括利益 | 2,224 | 44 |

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------|--------|--------|---------|--------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 35,579 | 29,216 | 190,410 | 15,858 | 239,347 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | 20,209 | | 20,209 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 35,579 | 29,216 | 170,200 | 15,858 | 219,137 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | 8,737 | | 8,737 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 24,813 | | 24,813 |
| 自己株式の取得 | | | | 45 | 45 |
| 自己株式の処分 | | | 45 | 398 | 352 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | 16,030 | 353 | 16,383 |
| 当期末残高 | 35,579 | 29,216 | 186,231 | 15,505 | 235,521 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|----------|--------------|---------------|-------|---------|---------|
| | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | 7,774 | 7,321 | 6,635 | 8,459 | 583 | 8,206 | 256,596 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | 20,209 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 7,774 | 7,321 | 6,635 | 8,459 | 583 | 8,206 | 236,386 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 8,737 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | | 24,813 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | 45 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | 352 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 8,803 | 11,608 | 5,764 | 26,177 | 4 | 1,639 | 27,811 |
| 当期変動額合計 | 8,803 | 11,608 | 5,764 | 26,177 | 4 | 1,639 | 44,195 |
| 当期末残高 | 16,578 | 18,929 | 870 | 34,636 | 578 | 9,845 | 280,582 |

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------|--------|--------|---------|--------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 35,579 | 29,216 | 186,231 | 15,505 | 235,521 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | - |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 35,579 | 29,216 | 186,231 | 15,505 | 235,521 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | 9,650 | | 9,650 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 35,723 | | 35,723 |
| 自己株式の取得 | | | | 71 | 71 |
| 自己株式の処分 | | | 48 | 1,084 | 1,035 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | 26,024 | 1,012 | 27,037 |
| 当期末残高 | 35,579 | 29,216 | 212,255 | 14,492 | 262,558 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|----------|--------------|---------------|-------|---------|---------|
| | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | 16,578 | 18,929 | 870 | 34,636 | 578 | 9,845 | 280,582 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | - |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 16,578 | 18,929 | 870 | 34,636 | 578 | 9,845 | 280,582 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 9,650 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | | 35,723 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | 71 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | 1,035 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 3,571 | 5,203 | 12,394 | 21,169 | 38 | 888 | 22,096 |
| 当期変動額合計 | 3,571 | 5,203 | 12,394 | 21,169 | 38 | 888 | 4,940 |
| 当期末残高 | 13,006 | 13,726 | 13,265 | 13,467 | 539 | 8,957 | 285,522 |

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|--------------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純利益 | 39,489 | 51,288 |
| 減価償却費 | 17,227 | 18,397 |
| 減損損失 | 56 | 313 |
| 有価証券評価損益(は益) | 38 | 208 |
| 会員権評価損 | 13 | 4 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 33 | 28 |
| 役員賞与引当金の増減額(は減少) | 118 | 38 |
| 製品点検補修引当金の増減額(は減少) | 18 | 212 |
| 事業再編引当金の増減額(は減少) | 281 | 516 |
| 環境対策引当金の増減額(は減少) | 20 | 907 |
| 退職給付に係る負債の増減額(は減少) | 4,144 | 3,661 |
| 受取利息及び受取配当金 | 2,856 | 2,883 |
| 支払利息 | 132 | 120 |
| 投資有価証券売却損益(は益) | 94 | 65 |
| 会員権売却損益(は益) | 0 | 0 |
| 土地売却損益(は益) | 2 745 | 2 3,850 |
| 固定資産除却損 | 1,992 | 871 |
| 受取補償金 | 175 | 933 |
| 補助金収入 | - | 880 |
| 持分変動損益(は益) | - | 239 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 8,972 | 3,577 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 10,053 | 115 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 643 | 3,072 |
| 未払金の増減額(は減少) | 1,527 | 140 |
| 未払費用の増減額(は減少) | 1,086 | 446 |
| その他 | 4,034 | 4,421 |
| 小計 | 42,759 | 61,595 |
| 利息及び配当金の受取額 | 3,322 | 3,382 |
| 利息の支払額 | 123 | 127 |
| 補償金の受取額 | 175 | 933 |
| 法人税等の支払額 | 11,419 | 7,089 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 34,713 | 58,695 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金の預入による支出 | 4,651 | 6,514 |
| 定期預金の払戻による収入 | 3,328 | 4,222 |
| 短期貸付金の増減額(は増加) | 0 | 0 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 25,534 | 27,320 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 1,163 | 4,283 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 4,872 | 3,920 |
| 無形固定資産の売却による収入 | 0 | - |
| 有価証券及び投資有価証券の取得による支出 | 75 | 1,069 |
| 有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入 | 327 | 397 |
| 長期貸付けによる支出 | 10 | - |
| 長期貸付金の回収による収入 | 24 | 23 |
| 補助金の受取額 | - | 880 |
| その他 | 259 | 936 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 30,040 | 29,952 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|---------------------|--|--|
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| コマーシャル・ペーパーの発行による収入 | 36,000 | 34,000 |
| コマーシャル・ペーパーの償還による支出 | 36,000 | 37,000 |
| 長期借入れによる収入 | 570 | 1,071 |
| 長期借入金の返済による支出 | 2,802 | 3,347 |
| 配当金の支払額 | 8,737 | 9,650 |
| 自己株式の取得による支出 | 45 | 71 |
| 非支配株主からの払込みによる収入 | 249 | - |
| その他 | 627 | 55 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 11,393 | 15,053 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 6,029 | 2,782 |
| 現金及び現金同等物の増減額（は減少） | 690 | 10,905 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 83,874 | 83,183 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 1 83,183 | 1 94,089 |

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 52社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況」の「4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 4社

主要な会社名

P.T. SURYA TOTO INDONESIA Tbk.

(2) 持分法を適用していない関連会社の名称等

関連会社 (株)エムビー工舎

(持分法の適用範囲から除いた理由)

持分法非適用会社は小規模であり、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、東陶(中国)有限公司、北京東陶有限公司、東陶機器(北京)有限公司、南京東陶有限公司、東陶(大連)有限公司、東陶(上海)有限公司、東陶華東有限公司、東陶(福建)有限公司、東陶機器(広州)有限公司、東陶(香港)有限公司、TOTO Asia Oceania Pte.Ltd.、TOTO MALAYSIA SDN.BHD.、TOTO VIETNAM CO.,LTD.、TOTO(THAILAND)CO., LTD.、台湾東陶股份有限公司、TOTO KOREA LTD.、TOTO AMERICAS HOLDINGS,INC.、TOTO U.S.A.,Inc.、TOTO MEXICO,S.A. DE C.V.、TOTO Do Brasil Distribuicao e Comercio, Ltda.、TOTO Europe GmbH、TOTO Germany GmbHの決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3ヵ月以内であるため、連結子会社の事業年度に係る財務諸表を基礎として連結を行っています。

また、この場合、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

なお、その他連結子会社の決算日は、提出会社と同じです。

当連結会計年度より、連結子会社のTOTO INDIA INDUSTRIES PVT. LTD.は決算日を12月31日から3月31日に変更しています。この決算期変更に伴い、当連結会計年度において、平成27年1月1日から平成28年3月31日までの15ヵ月間を連結しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

…主として移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

主として次によっています。

製品、半製品、仕掛品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料、貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

半成工事 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～15年

無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

役員賞与引当金

役員の賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しています。

製品点検補修引当金

製品の点検補修活動等に係る損失に備えるため、当該見込額を計上しています。

事業再編引当金

事業の再編・整理等に係る損失に備えるため、当該見込額を計上しています。

環境対策引当金

土壌浄化対策に係る損失に備えるため、当該見込額を計上しています。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債、並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しています。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・商品スワップ取引

ヘッジ対象・・・原材料調達取引

ヘッジ方針

原材料の価格変動リスクを回避することを目的としてデリバティブ取引を行っています。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、主として5年間の均等償却を行っています。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しています。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しています。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っています。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っています。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しています。

これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1)概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針(会計処理に関する部分)を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用する際の指針を定めたものです。

(分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し)

- ・(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ・(分類2)に該当する企業におけるスケジュールリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

(2)適用予定日

平成29年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|--|-------------------------|-------------------------|
| | 293,047百万円 | 293,297百万円 |

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりです。

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|-------------|-------------------------|-------------------------|
| 投資有価証券(株式等) | 5,769百万円 | 6,006百万円 |

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれています。

| 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|--|--|
| 471百万円 | 1,155百万円 |

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|------------|--|--|
| 発送費及び配達費 | 17,327百万円 | 17,157百万円 |
| 販売奨励金 | 3,794 | 4,536 |
| 広告宣伝費 | 12,609 | 12,357 |
| 給料・賞与及び手当金 | 55,069 | 54,663 |
| 役員賞与引当金繰入額 | 167 | 205 |
| 退職給付費用 | 2,810 | 3,325 |
| 福利費 | 9,565 | 9,533 |
| 貸倒引当金繰入額 | 5 | 7 |
| 減価償却費 | 4,326 | 4,820 |
| 賃借料 | 11,868 | 11,518 |
| 研究開発費 | 18,466 | 19,098 |

- 3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

| 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|--|--|
| 18,466百万円 | 19,098百万円 |

- 4 土地等売却益の内容は次のとおりです。

| 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | | |
|--|--|------------------|----------|
| TOTOファインセラミックス㈱の土地等売却益 | 434百万円 | TOTO㈱の厚生用地売却益 | 3,542百万円 |
| | | TOTO㈱の社宅用地売却益 | 247 |
| TOTOビジネス㈱の土地等売却益 | 319 | TOTO九州販売㈱の土地売却益 | 42 |
| | | TOTOマテリア㈱の土地等売却益 | 20 |
| 計 | 753 | 計 | 3,852 |

- 5 土地等売却損の内容は次のとおりです。

| 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | | |
|--|--|---------------|------|
| TOTO北海道販売㈱の遊休土地売却損 | 8百万円 | TOTO㈱の厚生用地売却損 | 1百万円 |

- 6 有価証券評価損は、投資有価証券の一部につき、評価減を行ったものです。

7 減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しています。

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

| 場所 | 用途 | 種類 |
|-----------|------|----------|
| 福岡県糸島市 | 遊休資産 | 土地 |
| 岐阜県瑞浪市 | 遊休資産 | 土地 |
| 長野県飯田市 | 遊休資産 | 土地 |
| 福岡県京都郡苅田町 | 工場 | 建物、機械装置等 |

当社グループは、主に継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分（製品カテゴリー別）を基礎として資産のグルーピングを行っています。

撤収等を意思決定した設備等及び時価が下落した将来の使用が見込まれていない遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失(56百万円)として特別損失に計上しています。

その内訳は、土地18百万円、建物15百万円、機械装置1百万円及びその他21百万円です。

福岡県糸島市及び長野県飯田市の回収可能価額は、正味売却価額により測定し、不動産鑑定評価額に準ずる評価額により評価しています。

上記以外の回収可能価額は、零として評価しています。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

| 場所 | 用途 | 種類 |
|------------|-------|-------|
| 栃木県下都賀郡岩舟町 | 遊休資産 | 土地 |
| 岩手県盛岡市 | 販売営業所 | 土地、建物 |
| 埼玉県川口市 | 賃貸用建物 | 土地、建物 |
| 山形県山形市 | 販売営業所 | 土地 |
| 愛知県知多郡南知多町 | 遊休資産 | 土地、建物 |
| 愛知県西尾市 | 遊休資産 | 土地、建物 |

当社グループは、主に継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分（製品カテゴリー別）を基礎として資産のグルーピングを行っています。

撤収等を意思決定した設備等及び時価が下落した将来の使用が見込まれていない遊休資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失(313百万円)として特別損失に計上しています。

その内訳は、土地280百万円、建物32百万円です。

山形県山形市の回収可能価額は、正味売却価額により測定し、契約額により評価しています。

上記以外の回収可能価額は、正味売却価額により測定し、不動産鑑定評価額に準ずる評価額により評価しています。

8 事業再編費用

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

事業再編費用の内訳は、衛生陶器の生産体制見直しに伴う損失545百万円、物流再編に伴う損失270百万円、水栓金具の生産体制見直しに伴う損失355百万円です。

その主な要因は、固定資産の減損損失等です。

（減損損失）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しています。

| 場所 | 用途 | 種類 |
|---------|------------|----------|
| 福岡県北九州市 | 水栓金具の生産設備等 | 建物、機械装置等 |
| 福岡県北九州市 | 衛生陶器の生産設備等 | 建物、機械装置等 |
| 大分県中津市 | 衛生陶器の生産設備等 | 建物等 |
| 滋賀県甲賀市 | 物流用の建物等 | 建物、機械装置等 |

当社グループは、主に継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分（製品カテゴリー別）を基礎として資産のグルーピングを行っています。

生産体制の見直しや物流再編に伴う除却予定資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減損損失（877百万円）は、特別損失「事業再編費用」に含めて表示しています。

その内訳は、建物71百万円、機械装置287百万円及びその他518百万円です。

回収可能価額は、零として評価しています。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

事業再編費用の内訳は、レストルーム事業の事業構造改善に伴う損失422百万円、米州事業の事業構造改善に伴う損失264百万円です。

その主な要因は、固定資産の減損損失、棚卸資産評価損等です。

（減損損失）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しています。

| 場所 | 用途 | 種類 |
|-----------------|---------------------|----------|
| 福岡県北九州市 | 衛生陶器及び温水洗浄便座等の生産設備等 | 建物、機械装置等 |
| ブラジル連邦共和国サンパウロ州 | 販売営業所及び管理事務所 | 工具器具備品等 |

当社グループは、主に継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分（製品カテゴリー別）を基礎として資産のグルーピングを行っています。

レストルーム事業、米州事業の事業構造改善に伴う除却予定資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減損損失（422百万円）は、特別損失「事業再編費用」に含めて表示しています。

その内訳は、建物15百万円、機械装置14百万円及びその他392百万円です。

回収可能価額は、零として評価しています。

9 環境対策費

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

環境対策費は、小倉第一工場の土壌汚染の浄化等にかかる費用等です。

(連結包括利益計算書関係)
その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|-------------------|--|--|
| その他有価証券評価差額金： | | |
| 当期発生額 | 12,153百万円 | 5,377百万円 |
| 組替調整額 | 82 | 97 |
| 税効果調整前 | 12,070 | 5,280 |
| 税効果額 | 3,266 | 1,708 |
| その他有価証券評価差額金 | 8,803 | 3,571 |
| 為替換算調整勘定： | | |
| 当期発生額 | 12,025 | 5,447 |
| 組替調整額 | - | - |
| 為替換算調整勘定 | 12,025 | 5,447 |
| 退職給付に係る調整額： | | |
| 当期発生額 | 6,670 | 20,379 |
| 組替調整額 | 2,266 | 2,902 |
| 税効果調整前 | 8,937 | 17,477 |
| 税効果額 | 3,172 | 5,273 |
| 退職給付に係る調整額 | 5,764 | 12,203 |
| 持分法適用会社に対する持分相当額： | | |
| 当期発生額 | 539 | 660 |
| 組替調整額 | - | 85 |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | 539 | 574 |
| その他の包括利益合計 | 27,134 | 21,797 |

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度 期首株式数 (千株) | 当連結会計年度 増加株式数 (千株) | 当連結会計年度 減少株式数 (千株) | 当連結会計年度末 株式数 (千株) |
|---------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 353,962 | - | - | 353,962 |
| 合計 | 353,962 | - | - | 353,962 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式(注) | 18,060 | 32 | 624 | 17,469 |
| 合計 | 18,060 | 32 | 624 | 17,469 |

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加32千株は、単元未満株式の買取によるものです。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少624千株は、ストック・オプションの行使による減少132千株、従業員持株E S O P信託口から当社持株会への売却による減少492千株です。

3. 当連結会計年度末の株式数には、従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式1,677千株を含めて記載しています。

2. 新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の 目的となる 株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(千株) | | | | 当連結会計 年度末残高 (百万円) |
|---------------|---------------------|--------------------------|---------------------|---------------|---------------|--------------|-------------------------|
| | | | 当連結会計 年度期首 | 当連結会計 年度増加 | 当連結会計 年度減少 | 当連結会計 年度末 | |
| 提出会社 (親会社) | ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | - | 578 |
| 合計 | | - | - | - | - | - | 578 |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成26年5月19日 取締役会 | 普通株式 | 4,394 | 13.0 | 平成26年3月31日 | 平成26年6月6日 |
| 平成26年10月31日 取締役会 | 普通株式 | 4,395 | 13.0 | 平成26年9月30日 | 平成26年12月1日 |

(注)1. 平成26年5月19日取締役会決議に基づく配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金28百万円を含めています。

2. 平成26年10月31日取締役会決議に基づく配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金24百万円を含めています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|------------|-----------|
| 平成27年5月19日 取締役会 | 普通株式 | 4,396 | 利益剰余金 | 13.0 | 平成27年3月31日 | 平成27年6月5日 |

(注)配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金21百万円を含めています。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度 期首株式数 (千株) | 当連結会計年度 増加株式数 (千株) | 当連結会計年度 減少株式数 (千株) | 当連結会計年度末 株式数 (千株) |
|---------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 (注) 1 | 353,962 | - | 176,981 | 176,981 |
| 合計 | 353,962 | - | 176,981 | 176,981 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 (注) 2, 3 | 17,469 | 28 | 9,659 | 7,838 |
| 合計 | 17,469 | 28 | 9,659 | 7,838 |

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の減少176,981千株は、株式併合によるものです。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加28千株は、株式併合に伴う端数株式の買取による増加1千株及び単元未満株式の買取による増加27千株（株式併合前21千株、株式併合後5千株）です。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少9,659千株は、株式併合による減少8,622千株、単元未満株式の売渡請求による減少0千株（株式併合前0千株、株式併合後0千株）、ストック・オプションの行使による減少109千株（株式併合前68千株、株式併合後41千株）、従業員持株E S O P信託口から当社持株会への売却による減少927千株（株式併合前178千株、株式併合後749千株）です。

2. 新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の 目的となる 株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(千株) | | | | 当連結会計 年度末残高 (百万円) |
|---------------|---------------------|--------------------------|---------------------|---------------|---------------|--------------|-------------------------|
| | | | 当連結会計 年度期首 | 当連結会計 年度増加 | 当連結会計 年度減少 | 当連結会計 年度末 | |
| 提出会社 (親会社) | ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | - | 539 |
| 合計 | | - | - | - | - | - | 539 |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成27年5月19日 取締役会 | 普通株式 | 4,396 | 13.0 | 平成27年3月31日 | 平成27年6月5日 |
| 平成27年10月30日 取締役会 | 普通株式 | 5,073 | 15.0 | 平成27年9月30日 | 平成27年12月1日 |

(注) 1. 平成27年5月19日取締役会決議に基づく配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金21百万円を含めています。

2. 平成27年10月30日取締役会決議に基づく配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金22百万円を含めています。

3. 平成27年10月30日取締役会決議に基づく1株当たり配当額については、基準日が平成27年9月30日であるため、平成27年10月1日付の株式併合は加味していません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|------------|-----------|
| 平成28年5月20日 取締役会 | 普通株式 | 5,750 | 利益剰余金 | 34.0 | 平成28年3月31日 | 平成28年6月8日 |

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|------------------------------------|--|--|
| | 現金及び預金勘定 | 68,004百万円 |
| 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 | 3,820 | 5,963 |
| 取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資 (有価証券) | 19,000 | 21,000 |
| 現金及び現金同等物 | 83,183 | 94,089 |

2 土地売却損益(は益)は、土地等売却益と土地等売却損の純額です。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

国内住設事業等における生産設備等(機械装置及び運搬具等)です。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりです。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位:百万円)

| | 前連結会計年度(平成27年3月31日) | | |
|-----------|---------------------|------------|---------|
| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
| 建物及び構築物 | 782 | 570 | 211 |
| 機械装置及び運搬具 | 11 | 11 | - |
| その他 | 1,573 | 1,546 | 26 |
| 合計 | 2,367 | 2,129 | 238 |

(単位:百万円)

| | 当連結会計年度(平成28年3月31日) | | |
|-----------|---------------------|------------|---------|
| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
| 建物及び構築物 | 516 | 335 | 180 |
| 機械装置及び運搬具 | - | - | - |
| その他 | 67 | 65 | 2 |
| 合計 | 584 | 401 | 182 |

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|----------------|-------------------------|-------------------------|
| 未経過リース料期末残高相当額 | | |
| 1年内 | 113 | 36 |
| 1年超 | 187 | 150 |
| 合計 | 301 | 187 |

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い
ため、支払利子込み法により算定しています。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) |
|----------|--|--|
| 支払リース料 | 156 | 113 |
| 減価償却費相当額 | 83 | 55 |

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した定率法による減価償却費相当額に、10/9を乗
じた額を減価償却費相当額(但し、建物については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額
法)としています。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|-----|-------------------------|-------------------------|
| 1年内 | 899 | 755 |
| 1年超 | 1,049 | 1,236 |
| 合計 | 1,949 | 1,992 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、銀行等金融機関からの借入れにより資金調達しています。デリバティブは、通常の原材料の調達範囲内で、価格変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク等に晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。また、短期借入金には主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。これらは流動性リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、原材料調達に係る価格変動リスクに対するヘッジを目的とした商品スワップ取引です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項

(6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループの販売取引先マネジメント規定に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うと共に、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

デリバティブ取引については、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

市場リスク(株価等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、管理しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、当社グループのデリバティブ取引管理規定に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っています。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません((注)2参照)。

前連結会計年度(平成27年3月31日)

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|------------------|---------------------|---------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 68,004 | 68,004 | - |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 94,482 | 94,482 | - |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 | 71,588 | 71,588 | - |
| 資産計 | 234,074 | 234,074 | - |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 73,153 | 73,153 | - |
| (2) 短期借入金() | 4,400 | 4,400 | - |
| (3) 長期借入金() | 26,499 | 26,491 | 8 |
| 負債計 | 104,052 | 104,044 | 8 |

() 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めています。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|------------------|---------------------|---------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 79,053 | 79,053 | - |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 97,689 | 97,689 | - |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 | 68,861 | 68,861 | - |
| 資産計 | 245,604 | 245,604 | - |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 75,765 | 75,765 | - |
| (2) 短期借入金（ ） | 4,400 | 4,400 | - |
| (3) 長期借入金（ ） | 24,200 | 24,213 | 12 |
| 負債計 | 104,365 | 104,378 | 12 |

（ ） 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めています。

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

国内の譲渡性預金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、株式の時価については、取引所の価格によっています。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 長期借入金

元金合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しています。ただし、変動金利による長期借入金については、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

| 区分 | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|-------|-------------------------|-------------------------|
| 非上場株式 | 930 | 905 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成27年3月31日）

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 5年以内 (百万円) | 5年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|-----------------------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 現金及び預金 | 67,824 | - | - | - |
| 受取手形及び売掛金 | 94,482 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち 満期があるもの | | | | |
| (1) 債券（社債） | 10 | - | - | - |
| (2) 債券（その他） | - | - | - | - |
| (3) その他 | 19,000 | - | - | - |
| 合計 | 181,316 | - | - | - |

当連結会計年度（平成28年3月31日）

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 5年以内 (百万円) | 5年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|-----------------------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 現金及び預金 | 78,920 | - | - | - |
| 受取手形及び売掛金 | 97,689 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち 満期があるもの | | | | |
| (1) 債券（社債） | - | 10 | - | - |
| (2) 債券（その他） | - | - | - | - |
| (3) その他 | 21,000 | - | - | - |
| 合計 | 197,610 | 10 | - | - |

4. 借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成27年3月31日）

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 2年以内 (百万円) | 2年超 3年以内 (百万円) | 3年超 4年以内 (百万円) | 4年超 5年以内 (百万円) | 5年超 (百万円) |
|-------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 短期借入金 | 4,400 | - | - | - | - | - |
| 長期借入金 | 3,349 | 20,236 | 109 | 463 | - | 2,341 |
| 合計 | 7,749 | 20,236 | 109 | 463 | - | 2,341 |

当連結会計年度（平成28年3月31日）

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 2年以内 (百万円) | 2年超 3年以内 (百万円) | 3年超 4年以内 (百万円) | 4年超 5年以内 (百万円) | 5年超 (百万円) |
|-------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 短期借入金 | 4,400 | - | - | - | - | - |
| 長期借入金 | 20,237 | 113 | 453 | - | 500 | 2,897 |
| 合計 | 24,637 | 113 | 453 | - | 500 | 2,897 |

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

| | 種類 | 連結貸借対照表 計上額(百万円) | 取得原価(百万円) | 差額(百万円) |
|----------------------------|---------|---------------------|-----------|---------|
| 連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの | (1) 株式 | 50,209 | 26,723 | 23,485 |
| | (2) 債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3) その他 | - | - | - |
| | 小計 | 50,209 | 26,723 | 23,485 |
| 連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの | (1) 株式 | 2,368 | 2,504 | 135 |
| | (2) 債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | 10 | 10 | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3) その他 | 19,000 | 19,000 | - |
| | 小計 | 21,378 | 21,514 | 135 |
| | 合計 | 71,588 | 48,238 | 23,349 |

当連結会計年度(平成28年3月31日)

| | 種類 | 連結貸借対照表 計上額(百万円) | 取得原価(百万円) | 差額(百万円) |
|----------------------------|---------|---------------------|-----------|---------|
| 連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの | (1) 株式 | 43,123 | 24,359 | 18,764 |
| | (2) 債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3) その他 | - | - | - |
| | 小計 | 43,123 | 24,359 | 18,764 |
| 連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの | (1) 株式 | 4,728 | 5,423 | 695 |
| | (2) 債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | 10 | 10 | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3) その他 | 21,000 | 21,000 | - |
| | 小計 | 25,738 | 26,433 | 695 |
| | 合計 | 68,861 | 50,792 | 18,069 |

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

| 種類 | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|---------|----------|--------------|--------------|
| (1) 株式 | 316 | 94 | - |
| (2) 債券 | | | |
| 国債・地方債等 | - | - | - |
| 社債 | - | - | - |
| その他 | - | - | - |
| (3) その他 | - | - | - |
| 合計 | 316 | 94 | - |

当連結会計年度（自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日）

| 種類 | 売却額（百万円） | 売却益の合計額（百万円） | 売却損の合計額（百万円） |
|---------|----------|--------------|--------------|
| (1) 株式 | 387 | 65 | - |
| (2) 債券 | | | |
| 国債・地方債等 | - | - | - |
| 社債 | - | - | - |
| その他 | - | - | - |
| (3) その他 | - | - | - |
| 合計 | 387 | 65 | - |

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について38百万円（その他有価証券の株式38百万円）減損処理を行っています。

当連結会計年度において、有価証券について208百万円（その他有価証券の株式208百万円）減損処理を行っています。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っています。

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度（平成27年 3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成28年 3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社（一部を除く）は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しています。

確定給付型の制度として、キャッシュバランス年金制度及び退職一時金制度等を設けています。

また、当社及び一部の連結子会社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（(3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

| | 前連結会計年度 （自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日） | 当連結会計年度 （自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日） |
|------------------|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 140,595百万円 | 171,157百万円 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | 31,012 | - |
| 会計方針の変更を反映した期首残高 | 171,608 | 171,157 |
| 勤務費用 | 5,139 | 5,113 |
| 利息費用 | 1,889 | 1,884 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1,895 | 13,114 |
| 退職給付の支払額 | 9,375 | 11,529 |
| 退職給付債務の期末残高 | 171,157 | 179,741 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表((3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 年金資産の期首残高 | 107,190百万円 | 119,942百万円 |
| 期待運用収益 | 3,746 | 4,192 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 8,565 | 7,264 |
| 事業主からの拠出額 | 8,020 | 8,039 |
| 退職給付の支払額 | 7,581 | 9,679 |
| 年金資産の期末残高 | 119,942 | 115,230 |

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|----------------|--|--|
| 退職給付に係る負債の期首残高 | 2,646百万円 | 2,770百万円 |
| 退職給付費用 | 426 | 785 |
| 退職給付の支払額 | 148 | 193 |
| 制度への拠出額 | 153 | 128 |
| 退職給付に係る負債の期末残高 | 2,770 | 3,234 |

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|-----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 159,893百万円 | 171,494百万円 |
| 年金資産 | 122,039 | 117,415 |
| | 37,853 | 54,079 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 15,718 | 13,252 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 53,572 | 67,331 |
| 退職給付に係る負債 | 54,275 | 67,746 |
| 退職給付に係る資産 | 703 | 414 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 53,572 | 67,331 |

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 勤務費用 | 5,565百万円 | 5,899百万円 |
| 利息費用 | 1,889 | 1,884 |
| 期待運用収益 | 3,746 | 4,192 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 2,820 | 3,455 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 553 | 553 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 5,975 | 6,493 |

(注) 簡便法で計算した退職給付費用は、勤務費用に含めています。

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

| | 前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日) |
|----------|---|---|
| 過去勤務費用 | 553百万円 | 553百万円 |
| 数理計算上の差異 | 9,490 | 16,923 |
| 合 計 | 8,937 | 17,477 |

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

| | 前連結会計年度 (平成27年 3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年 3月31日) |
|-------------|--------------------------|--------------------------|
| 未認識過去勤務費用 | 439百万円 | 113百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 1,750 | 18,674 |
| 合 計 | 1,310 | 18,787 |

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

| | 前連結会計年度 (平成27年 3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年 3月31日) |
|---------|--------------------------|--------------------------|
| 債券 | 44% | 49% |
| 株式 | 34 | 30 |
| オルタナティブ | 11 | 11 |
| 生保一般勘定 | 9 | 9 |
| その他 | 2 | 1 |
| 合 計 | 100 | 100 |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

| | 前連結会計年度 (平成27年 3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年 3月31日) |
|-----------|--------------------------|--------------------------|
| 割引率 | 1.1% | 0.4% |
| 長期期待運用収益率 | 3.5 | 3.5 |

(注) 当連結会計年度の期首時点の計算において適用した割引率は1.1%でありましたが、期末時点において割引率の再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと判断し、割引率を0.4%に変更しております。

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度37百万円、当連結会計年度46百万円です。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日) |
|------------|---|---|
| 販売費及び一般管理費 | 73 | 56 |

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 平成19年ストック・オプション | 平成20年ストック・オプション |
|------------------------|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役(社外取締役を除く) 14名 当社監査役(社外監査役を除く) 2名 当社執行役員 (取締役を兼務する者を除く) 16名 | 当社取締役(社外取締役を除く) 14名 当社監査役(社外監査役を除く) 2名 当社執行役員 (取締役を兼務する者を除く) 16名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 84,000株 | 普通株式 83,500株 |
| 付与日 | 平成19年 8月17日 | 平成20年 7月18日 |
| 権利確定条件 | 新株予約権の付与日において、当社の取締役、監査役及び執行役員の地位にあることを要する。 | 新株予約権の付与日において、当社の取締役、監査役及び執行役員の地位にあることを要する。 |
| 対象勤務期間 | 自平成19年 8月17日 至平成20年 6月30日 | 自平成20年 7月18日 至平成21年 6月30日 |
| 権利行使期間 | 自平成19年 8月18日 至平成49年 8月17日 | 自平成20年 7月19日 至平成50年 7月18日 |

| | 平成21年ストック・オプション | 平成22年ストック・オプション |
|------------------------|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役(社外取締役を除く) 14名 当社監査役(社外監査役を除く) 2名 当社執行役員 (取締役を兼務する者を除く) 15名 | 当社取締役(社外取締役を除く) 13名 当社監査役(社外監査役を除く) 2名 当社執行役員 (取締役を兼務する者を除く) 18名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 81,000株 | 普通株式 83,000株 |
| 付与日 | 平成21年 7月17日 | 平成22年 7月20日 |
| 権利確定条件 | 新株予約権の付与日において、当社の取締役、監査役及び執行役員の地位にあることを要する。 | 新株予約権の付与日において、当社の取締役、監査役及び執行役員の地位にあることを要する。 |
| 対象勤務期間 | 自平成21年 7月17日 至平成22年 6月30日 | 自平成22年 7月20日 至平成23年 6月30日 |
| 権利行使期間 | 自平成21年 7月18日 至平成51年 7月17日 | 自平成22年 7月21日 至平成52年 7月20日 |

| | 平成23年ストック・オプション | 平成24年ストック・オプション |
|------------------------|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役（社外取締役を除く）12名 | 当社取締役（社外取締役を除く）12名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注） | 普通株式 89,000株 | 普通株式 99,500株 |
| 付与日 | 平成23年7月20日 | 平成24年7月20日 |
| 権利確定条件 | 新株予約権の付与日において、当社の取締役、監査役及び執行役員の地位にあることを要する。 | 新株予約権の付与日において、当社の取締役、監査役及び執行役員の地位にあることを要する。 |
| 対象勤務期間 | 自平成23年7月20日 至平成24年6月30日 | 自平成24年7月20日 至平成25年6月30日 |
| 権利行使期間 | 自平成23年7月21日 至平成53年7月20日 | 自平成24年7月21日 至平成54年7月20日 |

| | 平成25年ストック・オプション | 平成26年ストック・オプション |
|------------------------|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役（社外取締役を除く）11名 | 当社取締役（社外取締役を除く）10名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注） | 普通株式 45,500株 | 普通株式 35,500株 |
| 付与日 | 平成25年7月19日 | 平成26年7月18日 |
| 権利確定条件 | 新株予約権の付与日において、当社の取締役、監査役及び執行役員の地位にあることを要する。 | 新株予約権の付与日において、当社の取締役、監査役及び執行役員の地位にあることを要する。 |
| 対象勤務期間 | 自平成25年7月19日 至平成26年6月30日 | 自平成26年7月18日 至平成27年6月30日 |
| 権利行使期間 | 自平成25年7月20日 至平成55年7月19日 | 自平成26年7月19日 至平成56年7月18日 |

| | 平成27年ストック・オプション |
|------------------------|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役（社外取締役を除く）10名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注） | 普通株式 15,000株 |
| 付与日 | 平成27年7月17日 |
| 権利確定条件 | 新株予約権の付与日において、当社の取締役、監査役及び執行役員の地位にあることを要する。 |
| 対象勤務期間 | 自平成27年7月17日 至平成28年6月30日 |
| 権利行使期間 | 自平成27年7月18日 至平成57年7月17日 |

（注）株式数に換算して記述しています。なお、平成27年10月1日付で普通株式2株を1株に併合しているため、当該株式併合後の株式数に換算して記載しています。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

ストック・オプションの数

| | 平成19年 ストック・ オプション | 平成20年 ストック・ オプション | 平成21年 ストック・ オプション | 平成22年 ストック・ オプション | 平成23年 ストック・ オプション |
|----------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 権利確定前（株） | | | | | |
| 前連結会計年度末 | - | - | - | - | - |
| 付与 | - | - | - | - | - |
| 失効 | - | - | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - | - | - |
| 未確定残 | - | - | - | - | - |
| 権利確定後（株） | | | | | |
| 前連結会計年度末 | 47,500 | 60,000 | 64,000 | 71,500 | 71,000 |
| 権利確定 | - | - | - | - | - |
| 権利行使 | 19,000 | 10,000 | 10,000 | 10,500 | 6,000 |
| 失効 | - | - | - | - | - |
| 未行使残 | 28,500 | 50,000 | 54,000 | 61,000 | 65,000 |

| | 平成24年 ストック・ オプション | 平成25年 ストック・ オプション | 平成26年 ストック・ オプション | 平成27年 ストック・ オプション |
|----------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 権利確定前（株） | | | | |
| 前連結会計年度末 | - | - | - | - |
| 付与 | - | - | - | 15,000 |
| 失効 | - | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - | 15,000 |
| 未確定残 | - | - | - | - |
| 権利確定後（株） | | | | |
| 前連結会計年度末 | 99,500 | 45,500 | 35,500 | - |
| 権利確定 | - | - | - | 15,000 |
| 権利行使 | 13,500 | 6,500 | - | - |
| 失効 | - | - | - | - |
| 未行使残 | 86,000 | 39,000 | 35,500 | 15,000 |

(注)平成27年10月1日付で普通株式2株を1株に併合しているため、当該株式併合後の株式数に換算して記載しています。

単価情報

| | 平成19年 ストック・ オプション | 平成20年 ストック・ オプション | 平成21年 ストック・ オプション | 平成22年 ストック・ オプション | 平成23年 ストック・ オプション |
|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 権利行使価格 (円) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 行使時平均株価 (円) | 3,665 | 3,864 | 3,884 | 3,896 | 3,150 |
| 付与日における公正な評価 単価 (円) | 1,608 | 1,062 | 982 | 888 | 968 |

| | 平成24年 ストック・ オプション | 平成25年 ストック・ オプション | 平成26年 ストック・ オプション | 平成27年 ストック・ オプション |
|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 権利行使価格 (円) | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 行使時平均株価 (円) | 4,098 | 3,150 | - | - |
| 付与日における公正な評価 単価 (円) | 918 | 1,782 | 1,998 | 3,432 |

(注)平成27年10月1日付で普通株式2株を1株に併合しているため、当該株式併合後の単価に換算して記載していません。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成27年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりです。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
主な基礎数値及び見積方法

| | 平成27年ストック・オプション |
|------------|-----------------|
| 株価変動性(注)1 | 33.421% |
| 予想残存期間(注)2 | 15年 |
| 予想配当(注)3 | 26円/株 |
| 無リスク利率(注)4 | 0.798% |

(注)1. 15年間(平成12年7月17日から平成27年7月17日)の株価実績に基づいて算定しています。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっています。

3. 平成27年3月期の配当実績によっています。

4. 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率です。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。

(税効果会計関係)

| 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----------|---------------|--------|--------|--------------------|-------------|----------------------|---|---------------|----------|---------------|----------|-----------|--------------|-------------|-----------|----------------------|-----|-------|----------|-------------------|-----------|--------|---|----------------|----------|-----------|--------|-------|-------|-----|--------|----------|--------|--------|--------|----------|--------|--------------|-------|------------|-------|-----------|-----|-----|-----|----------|--------|-----------|--------|
| <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">賞与引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">3,094百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付に係る負債</td> <td style="text-align: right;">17,091</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">2,786</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">18,617</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">41,589</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">16,038</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">25,551</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">6,761</td> </tr> <tr> <td>固定資産圧縮積立金</td> <td style="text-align: right;">75</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1,217</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,054</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">17,497</td> </tr> </table> | 賞与引当金損金算入限度超過額 | 3,094百万円 | 退職給付に係る負債 | 17,091 | 繰越欠損金 | 2,786 | その他 | 18,617 | 繰延税金資産小計 | 41,589 | 評価性引当額 | 16,038 | 繰延税金資産合計 | 25,551 | その他有価証券評価差額金 | 6,761 | 固定資産圧縮積立金 | 75 | その他 | 1,217 | 繰延税金負債合計 | 8,054 | 繰延税金資産の純額 | 17,497 | <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">賞与引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">2,335百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付に係る負債</td> <td style="text-align: right;">20,348</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">2,007</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">16,911</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">41,603</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">11,618</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">29,984</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">5,052</td> </tr> <tr> <td>海外関係会社留保利益</td> <td style="text-align: right;">4,043</td> </tr> <tr> <td>固定資産圧縮積立金</td> <td style="text-align: right;">952</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">779</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">10,828</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">19,155</td> </tr> </table> | 賞与引当金損金算入限度超過額 | 2,335百万円 | 退職給付に係る負債 | 20,348 | 繰越欠損金 | 2,007 | その他 | 16,911 | 繰延税金資産小計 | 41,603 | 評価性引当額 | 11,618 | 繰延税金資産合計 | 29,984 | その他有価証券評価差額金 | 5,052 | 海外関係会社留保利益 | 4,043 | 固定資産圧縮積立金 | 952 | その他 | 779 | 繰延税金負債合計 | 10,828 | 繰延税金資産の純額 | 19,155 |
| 賞与引当金損金算入限度超過額 | 3,094百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付に係る負債 | 17,091 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰越欠損金 | 2,786 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 18,617 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産小計 | 41,589 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | 16,038 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産合計 | 25,551 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | 6,761 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産圧縮積立金 | 75 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 1,217 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金負債合計 | 8,054 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産の純額 | 17,497 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賞与引当金損金算入限度超過額 | 2,335百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付に係る負債 | 20,348 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰越欠損金 | 2,007 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 16,911 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産小計 | 41,603 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | 11,618 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産合計 | 29,984 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | 5,052 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 海外関係会社留保利益 | 4,043 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産圧縮積立金 | 952 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 779 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金負債合計 | 10,828 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産の純額 | 19,155 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産 - 繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">6,967百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産 - 繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">11,006</td> </tr> <tr> <td>流動負債 -</td> <td style="text-align: right;">84</td> </tr> <tr> <td>その他(繰延税金負債)</td> <td style="text-align: right;">392</td> </tr> </table> | 流動資産 - 繰延税金資産 | 6,967百万円 | 固定資産 - 繰延税金資産 | 11,006 | 流動負債 - | 84 | その他(繰延税金負債) | 392 | <p>(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産 - 繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">6,630百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産 - 繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">12,683</td> </tr> <tr> <td>流動負債 -</td> <td style="text-align: right;">54</td> </tr> <tr> <td>その他(繰延税金負債)</td> <td style="text-align: right;">103</td> </tr> </table> | 流動資産 - 繰延税金資産 | 6,630百万円 | 固定資産 - 繰延税金資産 | 12,683 | 流動負債 - | 54 | その他(繰延税金負債) | 103 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 流動資産 - 繰延税金資産 | 6,967百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産 - 繰延税金資産 | 11,006 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 流動負債 - | 84 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他(繰延税金負債) | 392 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 流動資産 - 繰延税金資産 | 6,630百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産 - 繰延税金資産 | 12,683 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 流動負債 - | 54 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他(繰延税金負債) | 103 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。</p> | <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">32.8%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.5</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">2.0</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.4</td> </tr> <tr> <td>海外子会社の税率差異等</td> <td style="text-align: right;">8.0</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">4.6</td> </tr> <tr> <td>海外関係会社留保利益</td> <td style="text-align: right;">7.9</td> </tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">1.8</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">29.0</td> </tr> </table> | 法定実効税率 | 32.8% | (調整) | | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.5 | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 2.0 | 住民税均等割 | 0.4 | 海外子会社の税率差異等 | 8.0 | 評価性引当額の増減 | 4.6 | 海外関係会社留保利益 | 7.9 | 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 1.8 | その他 | 0.2 | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 29.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法定実効税率 | 32.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (調整) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 2.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住民税均等割 | 0.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 海外子会社の税率差異等 | 8.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額の増減 | 4.6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 海外関係会社留保利益 | 7.9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 1.8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 0.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 29.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

3.法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した32.0%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.7%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.4%となります。

この税率変更等により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は960百万円減少し、法人税等調整額が925百万円、その他有価証券評価差額金が267百万円、それぞれ増加し、退職給付に係る調整累計額が302百万円減少しています。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、住宅設備機器の製造・販売及びセラミックやタイル等の環境建材等の新領域事業等を行っています。

住設事業については、国内と海外に区分し、更に海外については、生産・販売体制を基礎とした地域別セグメントから構成されており、「米州」（主にアメリカ、メキシコ）、「中国」、「アジア・オセアニア」（主にシンガポール、ベトナム、マレーシア、台湾、タイ、インド）及び「欧州」（主にドイツ）の4つを報告セグメントとしています。

住宅設備機器は、衛生陶器、温水洗浄便座、ユニットバスルーム、水栓金具、システムキッチン、洗面化粧台等が対象となります。

新領域事業については、「セラミック事業」及び「環境建材事業」の2つを報告セグメントとしています。

セラミック事業は、静電チャック、光通信部品、大型精密セラミック製品等が対象となります。

環境建材事業は、光触媒（ハイドロテクト）、タイル等が対象となります。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であり、セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場価格及び総原価を勘案して価格交渉の上、決定しています。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

（単位：百万円）

| | 報告セグメント | | | | | |
|---------------------|---------|--------|--------|-----------|-------|---------|
| | 国内住設事業 | 海外住設事業 | | | | |
| | | 米州 | 中国 | アジア・オセアニア | 欧州 | 計 |
| 売上高 | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 400,002 | 30,261 | 64,723 | 25,692 | 4,164 | 124,842 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | 11,794 | 32 | 19,997 | 16,906 | 16 | 36,953 |
| 計 | 411,797 | 30,294 | 84,721 | 42,598 | 4,181 | 161,795 |
| セグメント利益又はセグメント損失() | 19,028 | 1,633 | 16,801 | 4,536 | 906 | 22,064 |
| セグメント資産 | 238,791 | 23,746 | 92,710 | 57,825 | 2,502 | 176,784 |
| その他の項目 | | | | | | |
| 減価償却費 | 11,356 | 677 | 2,573 | 1,525 | 101 | 4,877 |
| 持分法適用会社への投資額 | - | - | 887 | 4,773 | - | 5,661 |
| 有形固定資産及び無形固定資産の増加額 | 20,974 | 1,916 | 4,283 | 4,627 | 58 | 10,886 |

| | 報告セグメント | | | | その他 (注) 1 | 合計 | 調整額 (注) 2 | 連結財務諸 表計上額 (注) 3 |
|---------------------|---------|--------|--------|---------|--------------|---------|--------------|------------------------|
| | 新領域事業 | | | 計 | | | | |
| | セラミック事業 | 環境建材事業 | 計 | | | | | |
| 売上高 | | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 10,499 | 8,910 | 19,410 | 544,255 | 254 | 544,509 | - | 544,509 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | - | 1,176 | 1,176 | 49,924 | 49 | 49,974 | 49,974 | - |
| 計 | 10,499 | 10,086 | 20,586 | 594,179 | 303 | 594,483 | 49,974 | 544,509 |
| セグメント利益又はセグメント損失() | 452 | 769 | 317 | 40,775 | 113 | 40,889 | 3,462 | 37,426 |
| セグメント資産 | 14,095 | 7,314 | 21,410 | 436,986 | 2,787 | 439,773 | 77,221 | 516,995 |
| その他の項目 | | | | | | | | |
| 減価償却費 | 446 | 175 | 621 | 16,856 | 44 | 16,900 | 327 | 17,227 |
| 持分法適用会社への投資額 | - | - | - | 5,661 | - | 5,661 | - | 5,661 |
| 有形固定資産及び無形固定資産の増加額 | 591 | 768 | 1,359 | 33,220 | 10 | 33,230 | 677 | 33,908 |

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業等です。

2. 調整額の内容は以下のとおりです。

(1) セグメント利益の調整額 3,462百万円は、各セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基礎研究等に係る費用です。

(2) セグメント資産の調整額77,221百万円には、セグメント間消去 18,888百万円及び各セグメントに配分していない全社資産96,109百万円等が含まれています。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない金融資産（現金及び預金、有価証券、投資有価証券等）及び基礎研究等に係る資産等です。

3. セグメント利益又はセグメント損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

当連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

（単位：百万円）

| | 報告セグメント | | | | | |
|---------------------|---------|--------|--------|-----------|-------|---------|
| | 国内住設事業 | 海外住設事業 | | | | |
| | | 米州 | 中国 | アジア・オセアニア | 欧州 | 計 |
| 売上高 | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 420,341 | 30,382 | 62,537 | 30,540 | 3,927 | 127,388 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | 10,114 | 69 | 19,202 | 14,701 | 12 | 33,985 |
| 計 | 430,455 | 30,451 | 81,739 | 45,241 | 3,940 | 161,373 |
| セグメント利益又はセグメント損失() | 28,539 | 1,714 | 15,131 | 5,323 | 765 | 21,404 |
| セグメント資産 | 251,175 | 28,008 | 96,637 | 64,014 | 2,280 | 190,941 |
| その他の項目 | | | | | | |
| 減価償却費 | 11,558 | 876 | 3,014 | 1,868 | 61 | 5,820 |
| 持分法適用会社への投資額 | - | - | 924 | 4,974 | - | 5,899 |
| 有形固定資産及び無形固定資産の増加額 | 19,875 | 1,256 | 3,594 | 2,274 | 39 | 7,165 |

| | 報告セグメント | | | | その他 (注) 1 | 合計 | 調整額 (注) 2 | 連結財務諸表計上額 (注) 3 |
|---------------------|---------|--------|--------|---------|--------------|---------|--------------|--------------------|
| | 新領域事業 | | | 計 | | | | |
| | セラミック事業 | 環境建材事業 | 計 | | | | | |
| 売上高 | | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 10,647 | 9,250 | 19,897 | 567,626 | 263 | 567,889 | - | 567,889 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | - | 966 | 966 | 45,067 | 49 | 45,116 | 45,116 | - |
| 計 | 10,647 | 10,216 | 20,864 | 612,693 | 312 | 613,006 | 45,116 | 567,889 |
| セグメント利益又はセグメント損失() | 1,007 | 978 | 28 | 49,972 | 137 | 50,109 | 3,972 | 46,137 |
| セグメント資産 | 14,229 | 7,233 | 21,463 | 463,580 | 2,757 | 466,338 | 69,926 | 536,265 |
| その他の項目 | | | | | | | | |
| 減価償却費 | 409 | 169 | 579 | 17,959 | 44 | 18,003 | 393 | 18,397 |
| 持分法適用会社への投資額 | - | - | - | 5,899 | - | 5,899 | - | 5,899 |
| 有形固定資産及び無形固定資産の増加額 | 746 | 484 | 1,231 | 28,272 | 15 | 28,287 | 339 | 28,627 |

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業等です。

2. 調整額の内容は以下のとおりです。

(1) セグメント利益の調整額 3,972百万円は、各セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基礎研究等に係る費用です。

(2) セグメント資産の調整額69,926百万円には、セグメント間消去 23,048百万円及び各セグメントに配分していない全社資産92,975百万円等が含まれています。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない金融資産（現金及び預金、有価証券、投資有価証券等）及び基礎研究等に係る資産等です。

3. セグメント利益又はセグメント損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

住設事業の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略していません。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

(単位：百万円)

| 日本 | 米州 | 中国 | その他 | 合計 |
|---------|--------|--------|--------|---------|
| 410,549 | 38,381 | 66,598 | 28,980 | 544,509 |

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2)有形固定資産

(単位：百万円)

| 日本 | 米州 | 中国 | アジア・オセアニア | その他 | 合計 |
|---------|-------|--------|-----------|-----|---------|
| 105,154 | 6,249 | 25,027 | 19,402 | 141 | 155,974 |

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しています。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

住設事業の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略していません。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

(単位：百万円)

| 日本 | 米州 | 中国 | その他 | 合計 |
|---------|--------|--------|--------|---------|
| 431,520 | 37,676 | 62,852 | 35,839 | 567,889 |

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2)有形固定資産

(単位：百万円)

| 日本 | 米州 | 中国 | アジア・オセアニア | その他 | 合計 |
|---------|-------|--------|-----------|-----|---------|
| 117,456 | 6,266 | 22,958 | 17,721 | 105 | 164,508 |

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

| | 報告セグメント | | | | | |
|------|---------|--------|----|-----------|----|---|
| | 国内住設事業 | 海外住設事業 | | | | |
| | | 米州 | 中国 | アジア・オセアニア | 欧州 | 計 |
| 減損損失 | 934 | - | - | - | - | - |

| | 報告セグメント | | | | その他 | 合計 | 調整額 | 連結財務諸表計上額 |
|------|---------|--------|---|-----|-----|-----|-----|-----------|
| | 新領域事業 | | | 計 | | | | |
| | セラミック事業 | 環境建材事業 | 計 | | | | | |
| 減損損失 | - | - | - | 934 | - | 934 | - | 934 |

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

| | 報告セグメント | | | | | |
|------|---------|--------|----|-----------|----|---|
| | 国内住設事業 | 海外住設事業 | | | | |
| | | 米州 | 中国 | アジア・オセアニア | 欧州 | 計 |
| 減損損失 | 735 | 0 | - | - | - | 0 |

| | 報告セグメント | | | | その他 | 合計 | 調整額 | 連結財務諸表計上額 |
|------|---------|--------|---|-----|-----|-----|-----|-----------|
| | 新領域事業 | | | 計 | | | | |
| | セラミック事業 | 環境建材事業 | 計 | | | | | |
| 減損損失 | - | - | - | 735 | - | 735 | - | 735 |

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

のれんの償却額及び未償却残高の重要性が乏しいため、記載を省略しています。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

のれんの償却額及び未償却残高の重要性が乏しいため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|-------------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 1,605.73円 | 1,631.91円 |
| 1株当たり当期純利益 | 147.60円 | 212.03円 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 147.16円 | 211.44円 |

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|---|--|--|
| 1株当たり当期純利益 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円) | 24,813 | 35,723 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - | - |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円) | 24,813 | 35,723 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 168,116 | 168,480 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円) | - | - |
| 普通株式増加数(千株) | 504 | 470 |
| (うち新株予約権方式によるストック・オプション) | (504) | (470) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要 | | |

2. 従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています(前連結会計年度838千株)。当連結会計年度においては、従業員E S O P信託は終了しているため、信託口が所有する当社株式はありません。

また、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています(前連結会計年度945千株、当連結会計年度627千株)。

3. 平成27年10月1日付で普通株式2株を1株に併合しています。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」を算定しています。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期末残高 (百万円) | 当期末残高 (百万円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|--------------------------------|----------------|----------------|-------------|-------------------------|
| 短期借入金 | 4,400 | 4,400 | 0.1 | - |
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 3,349 | 20,237 | 0.3 | - |
| 1年以内に返済予定のリース債務 | 50 | 53 | - | - |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。) | 23,150 | 3,963 | 0.6 | 平成29年4月から 平成34年12月まで |
| リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。) | 78 | 95 | - | 平成29年4月から 平成37年9月まで |
| その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー(1年内返済) | 15,000 | 12,000 | - | - |
| 計 | 46,028 | 40,749 | - | - |

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しています。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していません。

3. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりです。

| | 1年超2年以内 (百万円) | 2年超3年以内 (百万円) | 3年超4年以内 (百万円) | 4年超5年以内 (百万円) |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 長期借入金 | 113 | 453 | - | 500 |
| リース債務 | 36 | 22 | 14 | 9 |

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しています。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

| (累計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 当連結会計年度 |
|-------------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 売上高(百万円) | 126,695 | 272,254 | 418,041 | 567,889 |
| 税金等調整前四半期(当期) 純利益(百万円) | 7,309 | 25,023 | 39,793 | 51,288 |
| 親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(百万円) | 5,020 | 17,727 | 28,278 | 35,723 |
| 1株当たり四半期(当期)純 利益(円) | 29.83 | 105.33 | 167.99 | 212.03 |

| (会計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|
| 1株当たり四半期純利益 (円) | 29.83 | 75.49 | 62.66 | 44.08 |

(注) 平成27年10月1日付で普通株式2株を1株に併合しています。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しています。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (平成27年3月31日) | 当事業年度 (平成28年3月31日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 5,881 | 7,814 |
| 受取手形 | 4,965 | 7,348 |
| 売掛金 | 1 73,510 | 1 75,133 |
| 有価証券 | 19,010 | 21,000 |
| 商品及び製品 | 15,574 | 14,878 |
| 仕掛品 | 382 | 335 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,613 | 1,277 |
| 前払費用 | 1,021 | 866 |
| 繰延税金資産 | 3,939 | 2,703 |
| 短期貸付金 | 1 5,663 | 1 7,305 |
| 1年内回収予定の長期貸付金 | 1 | 1 |
| 未収入金 | 1 15,047 | 1 14,418 |
| その他 | 1 1,565 | 1 974 |
| 流動資産合計 | 148,175 | 154,056 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 24,312 | 31,377 |
| 構築物 | 1,267 | 1,464 |
| 窯 | 1,164 | 1,054 |
| 機械及び装置 | 9,582 | 9,318 |
| 車両運搬具 | 84 | 93 |
| 工具、器具及び備品 | 3,738 | 4,861 |
| 土地 | 15,603 | 15,614 |
| リース資産 | 54 | 49 |
| 建設仮勘定 | 5,463 | 8,278 |
| 有形固定資産合計 | 61,271 | 72,112 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 8,120 | 9,141 |
| その他 | 254 | 248 |
| 無形固定資産合計 | 8,374 | 9,390 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 52,994 | 48,297 |
| 関係会社株式 | 51,245 | 51,245 |
| 関係会社出資金 | 21,936 | 21,788 |
| 長期貸付金 | 10 | 7 |
| 差入保証金 | 1 5,102 | 1 5,512 |
| 長期前払費用 | 38 | 63 |
| 繰延税金資産 | 8,571 | 8,175 |
| その他 | 1,069 | 1,053 |
| 貸倒引当金 | 13 | 23 |
| 投資その他の資産合計 | 140,954 | 136,120 |
| 固定資産合計 | 210,601 | 217,624 |
| 資産合計 | 358,776 | 371,681 |

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (平成27年3月31日) | 当事業年度 (平成28年3月31日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形 | 6 | 34 |
| 買掛金 | 1 47,732 | 1 51,733 |
| 短期借入金 | 1 11,650 | 1 17,243 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 3,050 | 19,200 |
| コマーシャル・ペーパー | 15,000 | 12,000 |
| リース債務 | 36 | 36 |
| 未払金 | 1 12,338 | 1 13,406 |
| 未払費用 | 1 15,284 | 1 14,733 |
| 未払法人税等 | 506 | 1,092 |
| 未払消費税等 | 912 | 1,726 |
| 前受金 | 35 | 78 |
| 預り金 | 1 5,569 | 1 7,731 |
| 役員賞与引当金 | 167 | 205 |
| 製品点検補修引当金 | 13 | 226 |
| 事業再編引当金 | 1,030 | 528 |
| 環境対策引当金 | 964 | 57 |
| 設備関係支払手形 | 30 | - |
| 流動負債合計 | 114,328 | 140,035 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 19,200 | 500 |
| リース債務 | 48 | 46 |
| 退職給付引当金 | 46,864 | 43,256 |
| 資産除去債務 | 1,326 | 1,418 |
| その他 | 51 | 51 |
| 固定負債合計 | 67,491 | 45,273 |
| 負債合計 | 181,819 | 185,308 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 35,579 | 35,579 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 29,101 | 29,101 |
| 資本剰余金合計 | 29,101 | 29,101 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 8,290 | 8,290 |
| その他利益剰余金 | 102,470 | 114,471 |
| 特別償却準備金 | 7 | 4 |
| 圧縮記帳積立金 | 100 | 1,981 |
| 別途積立金 | 101,107 | 84,807 |
| 繰越利益剰余金 | 1,256 | 27,678 |
| 利益剰余金合計 | 110,761 | 122,761 |
| 自己株式 | 15,505 | 14,492 |
| 株主資本合計 | 159,936 | 172,949 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 16,442 | 12,883 |
| 評価・換算差額等合計 | 16,442 | 12,883 |
| 新株予約権 | 578 | 539 |
| 純資産合計 | 176,957 | 186,372 |
| 負債純資産合計 | 358,776 | 371,681 |

【損益計算書】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 売上高 | 1,370,343 | 1,387,564 |
| 売上原価 | 1,246,118 | 1,257,201 |
| 売上総利益 | 124,225 | 130,363 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,211,274 | 1,211,843 |
| 営業利益 | 7,951 | 11,899 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び受取配当金 | 1,10,454 | 1,12,180 |
| その他 | 1,2,561 | 1,2,088 |
| 営業外収益合計 | 13,016 | 14,268 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 1,87 | 1,95 |
| その他 | 2,896 | 2,822 |
| 営業外費用合計 | 2,983 | 2,917 |
| 経常利益 | 17,983 | 23,250 |
| 特別利益 | | |
| 土地等売却益 | - | 3,789 |
| 投資有価証券売却益 | 61 | 48 |
| 受取補償金 | - | 260 |
| 補助金収入 | - | 836 |
| 特別利益合計 | 61 | 4,934 |
| 特別損失 | | |
| 土地等売却損 | - | 1 |
| 有価証券評価損 | 38 | 208 |
| 会員権評価損 | 13 | 4 |
| 製品点検補修損失 | - | 233 |
| 事業再編費用 | 340 | 393 |
| 関係会社出資金評価損 | 755 | 618 |
| 環境対策費 | 150 | - |
| 特別損失合計 | 1,298 | 1,458 |
| 税引前当期純利益 | 16,747 | 26,726 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,431 | 1,696 |
| 法人税等調整額 | 3,649 | 3,329 |
| 法人税等合計 | 6,080 | 5,026 |
| 当期純利益 | 10,666 | 21,699 |

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | 利益剰余金合計 |
|---------------------|--------|--------|---------|-------|----------|---------|---------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | 利益剰余金合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | | 特別償却準備金 | 圧縮記帳積立金 | 別途積立金 | | |
| 当期首残高 | 35,579 | 29,101 | 29,101 | 8,290 | 9 | 34 | 93,107 | 25,893 | 127,334 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | | 18,456 | 18,456 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 35,579 | 29,101 | 29,101 | 8,290 | 9 | 34 | 93,107 | 7,437 | 108,878 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 特別償却準備金の取崩 | | | | | 1 | | | 1 | - |
| 圧縮記帳積立金の積立 | | | | | | 71 | | 71 | - |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | | | | | | 5 | | 5 | - |
| 別途積立金の積立 | | | | | | | 8,000 | 8,000 | - |
| 別途積立金の取崩 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | 8,737 | 8,737 |
| 当期純利益 | | | | | | | | 10,666 | 10,666 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | 45 | 45 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | 1 | 65 | 8,000 | 6,180 | 1,882 |
| 当期末残高 | 35,579 | 29,101 | 29,101 | 8,290 | 7 | 100 | 101,107 | 1,256 | 110,761 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|--------|---------|--------------|------------|-------|---------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 15,858 | 176,156 | 7,703 | 7,703 | 583 | 184,443 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | 18,456 | | | | 18,456 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 15,858 | 157,700 | 7,703 | 7,703 | 583 | 165,987 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 特別償却準備金の取崩 | | - | | | | - |
| 圧縮記帳積立金の積立 | | - | | | | - |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | | - | | | | - |
| 別途積立金の積立 | | - | | | | - |
| 別途積立金の取崩 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | 8,737 | | | | 8,737 |
| 当期純利益 | | 10,666 | | | | 10,666 |
| 自己株式の取得 | 45 | 45 | | | | 45 |
| 自己株式の処分 | 398 | 352 | | | | 352 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | 8,738 | 8,738 | 4 | 8,733 |
| 当期変動額合計 | 353 | 2,236 | 8,738 | 8,738 | 4 | 10,969 |
| 当期末残高 | 15,505 | 159,936 | 16,442 | 16,442 | 578 | 176,957 |

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | 利益剰余金合計 |
|---------------------|--------|--------|---------|-------|----------|---------|---------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | | その他利益剰余金 | | | | |
| | | | | | 特別償却準備金 | 圧縮記帳積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 35,579 | 29,101 | 29,101 | 8,290 | 7 | 100 | 101,107 | 1,256 | 110,761 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | | | - |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 35,579 | 29,101 | 29,101 | 8,290 | 7 | 100 | 101,107 | 1,256 | 110,761 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 特別償却準備金の取崩 | | | | | 2 | | | 2 | - |
| 圧縮記帳積立金の積立 | | | | | | 1,930 | | 1,930 | - |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | | | | | | 48 | | 48 | - |
| 別途積立金の積立 | | | | | | | | | |
| 別途積立金の取崩 | | | | | | | 16,300 | 16,300 | - |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | 9,650 | 9,650 |
| 当期純利益 | | | | | | | | 21,699 | 21,699 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | 48 | 48 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | 2 | 1,881 | 16,300 | 26,421 | 12,000 |
| 当期末残高 | 35,579 | 29,101 | 29,101 | 8,290 | 4 | 1,981 | 84,807 | 27,678 | 122,761 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|--------|---------|--------------|------------|-------|---------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 15,505 | 159,936 | 16,442 | 16,442 | 578 | 176,957 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | - |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 15,505 | 159,936 | 16,442 | 16,442 | 578 | 176,957 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 特別償却準備金の取崩 | | - | | | | - |
| 圧縮記帳積立金の積立 | | - | | | | - |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | | - | | | | - |
| 別途積立金の積立 | | | | | | |
| 別途積立金の取崩 | | - | | | | - |
| 剰余金の配当 | | 9,650 | | | | 9,650 |
| 当期純利益 | | 21,699 | | | | 21,699 |
| 自己株式の取得 | 71 | 71 | | | | 71 |
| 自己株式の処分 | 1,084 | 1,035 | | | | 1,035 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | 3,559 | 3,559 | 38 | 3,597 |
| 当期変動額合計 | 1,012 | 13,013 | 3,559 | 3,559 | 38 | 9,415 |
| 当期末残高 | 14,492 | 172,949 | 12,883 | 12,883 | 539 | 186,372 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社 移動平均法による原価法
株式

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、半製品、仕掛品 先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
原材料、貯蔵品 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法

(リース資産を除く)

(2) 無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)による

(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 役員賞与引当金 役員の賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上していません。

(3) 製品点検補修引当金 製品の点検補修活動等に係る損失に備えるため、当該見込額を計上しています。

(4) 事業再編引当金 事業の再編・整理等に係る損失に備えるため、当該見込額を計上しています。

(5) 環境対策引当金 土壌浄化対策に係る損失に備えるため、当該見込額を計上しています。

- (6) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
- 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しています。
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。
- (2) 外貨建の資産又は負債 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。
- (3) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジによっています。
- (4) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
- (5) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しています。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しています。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しています。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しています。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

| | 前事業年度 (平成27年3月31日) | 当事業年度 (平成28年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 短期金銭債権 | 64,110百万円 | 66,848百万円 |
| 長期金銭債権 | 60 | 62 |
| 短期金銭債務 | 57,511 | 68,648 |

2 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

| | 前事業年度 (平成27年3月31日) | 当事業年度 (平成28年3月31日) |
|--|-----------------------|-----------------------|
| | 3,431百万円 | 2,265百万円 |

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

| | 前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日) | 当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) |
|-----|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 売上高 | 125,123百万円 | 129,545百万円 |

| | 前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|------------|--|--|
| 営業費用 | 270,466 | 283,080 |
| 営業取引以外の取引高 | 11,054 | 12,812 |

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度約73%、当事業年度約72%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度約27%、当事業年度約28%です。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

| | 前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|------------|--|--|
| 発送費及び配達費 | 12,949百万円 | 12,672百万円 |
| 給料・賞与及び手当金 | 30,768 | 30,198 |
| 役員賞与引当金繰入額 | 167 | 205 |
| 退職給付費用 | 2,087 | 2,559 |
| 貸倒引当金繰入額 | 0 | 0 |
| 減価償却費 | 3,248 | 3,905 |
| 業務委託料 | 14,922 | 15,122 |
| 研究開発費 | 17,620 | 18,330 |

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成27年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|--------|-------------------|---------|---------|
| 子会社株式 | - | - | - |
| 関連会社株式 | 1,380 | 14,484 | 13,103 |
| 合計 | 1,380 | 14,484 | 13,103 |

当事業年度(平成28年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|--------|-------------------|---------|---------|
| 子会社株式 | - | - | - |
| 関連会社株式 | 1,380 | 20,613 | 19,232 |
| 合計 | 1,380 | 20,613 | 19,232 |

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

| 区分 | 前事業年度 (平成27年3月31日) | 当事業年度 (平成28年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 子会社株式 | 49,541 | 49,541 |
| 関連会社株式 | 323 | 323 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めていません。

(税効果会計関係)

| 前事業年度 (平成27年3月31日) | 当事業年度 (平成28年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|----------|---------|--------|-----------|--------------------|-----------|----------------------|------|--------|----------|--------|--------|--------|----------|--------|--------------|-------------------|------|-----|----------|-------|-----------|--------|---|----------------|----------|---------|--------|-----------|--|-----------|-------|-----|--------|----------|--------|--------|--------|----------|--------|--------------|-------|-----------|-----|-----|-----|----------|-------|-----------|--------|
| <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">賞与引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">2,379百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">15,066</td> </tr> <tr> <td>損金算入限度超過額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">6,707</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">12,372</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">36,525</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">17,083</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">19,441</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">6,692</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">238</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,931</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">12,510</td> </tr> </table> | 賞与引当金損金算入限度超過額 | 2,379百万円 | 退職給付引当金 | 15,066 | 損金算入限度超過額 | | 関係会社株式評価損 | 6,707 | その他 | 12,372 | 繰延税金資産小計 | 36,525 | 評価性引当額 | 17,083 | 繰延税金資産合計 | 19,441 | その他有価証券評価差額金 | 6,692 | その他 | 238 | 繰延税金負債合計 | 6,931 | 繰延税金資産の純額 | 12,510 | <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">賞与引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">1,961百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">13,173</td> </tr> <tr> <td>損金算入限度超過額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">5,900</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">10,851</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">31,886</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">14,908</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">16,978</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">4,994</td> </tr> <tr> <td>固定資産圧縮積立金</td> <td style="text-align: right;">866</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">238</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,099</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">10,879</td> </tr> </table> | 賞与引当金損金算入限度超過額 | 1,961百万円 | 退職給付引当金 | 13,173 | 損金算入限度超過額 | | 関係会社株式評価損 | 5,900 | その他 | 10,851 | 繰延税金資産小計 | 31,886 | 評価性引当額 | 14,908 | 繰延税金資産合計 | 16,978 | その他有価証券評価差額金 | 4,994 | 固定資産圧縮積立金 | 866 | その他 | 238 | 繰延税金負債合計 | 6,099 | 繰延税金資産の純額 | 10,879 |
| 賞与引当金損金算入限度超過額 | 2,379百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付引当金 | 15,066 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 損金算入限度超過額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係会社株式評価損 | 6,707 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 12,372 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産小計 | 36,525 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | 17,083 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産合計 | 19,441 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | 6,692 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 238 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金負債合計 | 6,931 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産の純額 | 12,510 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賞与引当金損金算入限度超過額 | 1,961百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付引当金 | 13,173 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 損金算入限度超過額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係会社株式評価損 | 5,900 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 10,851 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産小計 | 31,886 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | 14,908 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産合計 | 16,978 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | 4,994 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産圧縮積立金 | 866 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 238 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金負債合計 | 6,099 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産の純額 | 10,879 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。</p> | <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">32.8%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.8</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">16.9</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.6</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td style="text-align: right;">2.1</td> </tr> <tr> <td>税率変更</td> <td style="text-align: right;">3.0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.6</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">18.8</td> </tr> </table> | 法定実効税率 | 32.8% | (調整) | | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.8 | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 16.9 | 住民税均等割 | 0.6 | 税額控除 | 2.1 | 税率変更 | 3.0 | その他 | 0.6 | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 18.8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法定実効税率 | 32.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (調整) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 16.9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住民税均等割 | 0.6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税額控除 | 2.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税率変更 | 3.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 0.6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 18.8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.0%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.4%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は525百万円減少し、法人税等調整額が790百万円、その他有価証券評価差額金が264百万円、それぞれ増加しています。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

| 区分 | 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 減価償却累計額 |
|--------|-----------|--------|--------|----------------|-------|--------|---------|
| 有形固定資産 | 建物 | 24,312 | 9,065 | 230 (14) | 1,768 | 31,377 | 45,005 |
| | 構築物 | 1,267 | 371 | 33 (2) | 140 | 1,464 | 5,564 |
| | 窯 | 1,164 | 5 | 0 | 115 | 1,054 | 786 |
| | 機械及び装置 | 9,582 | 1,147 | 120 (13) | 1,290 | 9,318 | 16,842 |
| | 車両運搬具 | 84 | 51 | 1 | 41 | 93 | 343 |
| | 工具、器具及び備品 | 3,738 | 3,012 | 288 (0) | 1,600 | 4,861 | 15,492 |
| | 土地 | 15,603 | 70 | 60 | - | 15,614 | - |
| | リース資産 | 54 | 23 | - | 28 | 49 | 132 |
| | 建設仮勘定 | 5,463 | 16,289 | 13,474 | - | 8,278 | - |
| | 計 | 61,271 | 30,036 | 14,209 (30) | 4,986 | 72,112 | 84,166 |
| 無形固定資産 | ソフトウェア | 8,120 | 7,257 | 4,020 | 2,215 | 9,141 | - |
| | その他 | 254 | - | 0 | 5 | 248 | - |
| | 計 | 8,374 | 7,257 | 4,020 | 2,220 | 9,390 | - |

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

| | | | | |
|---|----------|---------------------|-----------------------|-------|
| 建 | 物 | TOTOミュージアム 建物及び附属設備 | 4,851百万円 | |
| | | 滋賀第二工場 建物及び附属設備 | 2,384 | |
| 構 | 築 | 物 | TOTOミュージアム 構築物 | 193 |
| 機 | 械 | 及 | 小倉第一工場 衛生陶器 研究開発用機械装置 | 240 |
| 装 | 置 | | 滋賀第二工場 物流設備 | 104 |
| 工 | 具、器具及び備品 | 各支社・営業所ショールーム展示品 | 1,266 | |
| | | TOTOミュージアム 展示品 | 572 | |
| ソ | フト | ウ | 人事システム再構築 | 1,476 |
| 建 | 設 | 仮 | 中津工場 建物及び附属設備 | 5,033 |
| 勘 | 定 | | 小倉第二工場 建物及び附属設備 | 2,233 |

その他、当期増加額は概ね当期中に各資産科目へ振り替えられたものであり、主なものは上記のとおりです。なお、その振替額は当期減少額に含まれています。

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりです。

| | | | |
|---|----------|------------------|--------|
| 工 | 具、器具及び備品 | 各支社・営業所ショールーム展示品 | 141百万円 |
|---|----------|------------------|--------|

3. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額です。なお、事業再編費用として計上していません。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

| 科目 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 貸倒引当金 | 13 | 23 | 13 | 23 |
| 役員賞与引当金 | 167 | 205 | 167 | 205 |
| 製品点検補修引当金 | 13 | 233 | 20 | 226 |
| 事業再編引当金 | 1,030 | 363 | 865 | 528 |
| 環境対策引当金 | 964 | - | 907 | 57 |

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|--|--|
| 事業年度 | 4月1日から3月31日まで |
| 定時株主総会 | 6月中 |
| 基準日 | 3月31日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 9月30日 3月31日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の 買取り・売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・売渡手数料 | (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 無料 |
| 公告掲載方法 | 当会社の公告は、電子公告により行う。ただしやむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.toto.co.jp/company/ir/ |
| 株主に対する特典 | TOTO商品等の進呈 |

(注) 当社定款の定めにより、当会社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利及び単元未満株式の売渡しを請求する権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第149期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月30日関東財務局長に提出。

(2)内部統制報告書及びその添付書類

事業年度（第149期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月30日関東財務局長に提出。

(3)四半期報告書及び確認書

事業年度（第150期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月11日関東財務局長に提出。

事業年度（第150期第2四半期）（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成26年11月12日関東財務局長に提出。

事業年度（第150期第3四半期）（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月10日関東財務局長に提出。

(4)臨時報告書（T O T O株式会社第十回新株予約権）

平成28年6月29日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書です。

(5)臨時報告書（議決権行使の結果）

平成28年6月30日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書です。

(6)臨時報告書（代表取締役異動の決議の結果）

平成28年3月3日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書です。

(7)発行登録書（新株予約権証券）及びその添付書類

平成27年6月30日関東財務局長に提出。

平成28年6月30日関東財務局長に提出。

(9)訂正発行登録書

平成27年7月17日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月29日

T O T O株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 堺 昌義 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 芳野 博之 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 金子 一昭 | 印 |

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているT O T O株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T O T O株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、T O T O株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、T O T O株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管していません。

2 . X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 6月29日

T O T O株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 堺 昌義 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 芳野 博之 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 金子 一昭 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているT O T O株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第150期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T O T O株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しています。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。